

自の考え方といふものも、私はその大きな方向に従つて行わるべきものだという認識はいたしております。

さはいうものの、私個人的な考え方からいいますと、今こういう大変遺憾な状態が起きたとはいえない、すぐ隣の極めて密接な、関係の深い中国でございます。しかも、私、大臣ということよりも個人権山として感じることは、我々日本人の今日を築き上げたものは、あるいは何百年、何千年にわたつて朝鮮半島や中國大陸、あるいは海洋民族でございますから多くの南の島々から、その先はさらにインドや中近東、ヨーロッパ、そういう勢力というか文明、文化が東進をして、いわば東の島である日本に長い間堆積をしてでき上がったのが日本の混合文化だという感じがいたします。そして、今日経済的なある意味での花が咲いたとするならば、そういう國々の恩恵を受けて今日の日本がある。ですから、私どもは、そういう恩恵の万分为一なりとできるべき事態にすることが当然の責務だという感じを今まで持ち続けております。

中国においては、御承知のとおり、昭和四十七

年にいわゆる日中共同声明で国交が回復をして以来、急速に関係が深まってきたことは御案内のとおりであり、経済面でも近来とみに貿易の量、質ともにふえてまいっております。近年恐らく輸出をすることはなかなか難しいかもしませんが、武力鎮圧により多数の犠牲者を出すという痛ましい状況に至つたことはまことに遺憾という以外には言ひようがございません。人道上は容認し得ない問題だというふうに考えております。

これまた新聞情報でござりますから詳しい情報を知りませんけれども、事態は表面的には収束しつつあるように見受けられますが、外国に向かつての開放経済はさらに引き続き堅持をする

という声明がなされておりますが、国内的な政策はどんなふうにこれから推移をするのか、残念ながらよく見きわめることができません。そなういう事態に対応しながら、今々の貿易状態は全体としては既契約の履行には大した影響がないとさうふうに感じておりますが、中国に對して抱いているイメージ、こういうものが損なわれてきておりますので、これから影響は予測し得ないものがあるのではないかという感じがいたします。されども、できるだけそういうものは平穏に終始できることを期待するわけであります。

それから、投資でございますが、これも直ちには顕著な影響はないといふうに考えますけれども、これまで、今後投資については慎重な対応が各企業間においてとられるのではないいかということが考へられるわけであります。

経済協力についても、日本が中国にとつては一番の大きな、二分の一以上の供与国でございますけれども、今後そういう開放政策が維持されるのから、中国に与えるインパクトは極めて大きなものがござります。基本方針では、近代化、開放化の努力に得ける限り協力をするという建前は、その範囲内においては変わりがないと思いますけれども、今後そういう開放政策が維持されるのか、あるいは国内情勢はどうなるかということについては、予測を許さない問題にならうかという気がいたします。

貿易保険の問題でございますが、これは、こういう状況になりましたので、今まで中国というのは貿易にとって大変安定的な国だといふうに遙々に判断することは、情報が少ないので、政体が違う国でございますから、我々の感覚のみで判断をされ、また、そういう処理がなされてきました。わけでありますが、今回の状況を見ますと、極めて高いリスクがあるという感じもいたしますので、保険の実情というか実態に合わせた保険契約の料金等の改定を実施したところでございます。

これから駆け込み的な保険申請その他について

造審議会の情報産業ビジョンによれば、今後二〇〇〇年に至るまで、生産額、売上高で電子工業は年率一三ないし一五%、電気通信は国内が七ないし一〇%、国際が一九九五年まで一三%、以降一二%、情報サービスは一七%と、いずれも高い成長を示し、その結果、情報産業全体の生産額は、二一九八六年の二十二兆円、名目GDP比六・五%から、二〇〇〇年には百四十四兆五千億円、名目GDP比二〇・七%と、約七倍に増大するというようふうに試算をされております。そして、これとの関連で、いわゆるソフトウエア技術者の需給バランスが二〇〇〇年には約九十七万人不足すると言われています。大ざっぱに言つて、こういうような状況の中で、何とかしてソフトウエア技術者の不足をカバーするために今回の立法に至つたのではなか、簡単に言つて、そういう状況でござります。が、それの背景、目的について、もう少し突っ込んだ説明を、今回の場合には特に従来と異なりまして通産省、労働省が相協力して立法されたということも伺つておりますので、通産省並びに労働省から、それら立法に至つた背景、目的、若干詳細に御説明をいただきたいと思います。

〔委員長退席、類賀委員長代理着席〕

○類賀(姑)政府委員 様答をいたしました。

城地先生御指摘のように、ハード、ソフト等全部を含めての情報産業の成長性は極めて高いものがありまして、産業構造審議会の昭和六十二年の提言によりますと、二十二兆円程度の生産額が二〇〇〇年には百四十四兆円という巨大な額になるというような見通しがござります。しかしながら、これも、今先生御指摘のようすに、すべて順調に推移するとは限らない問題がございまして、特にソフトウエアの人材の大軒な不足が憂えられるわけでございます。二〇〇〇年の展望では、プログラマーとシステムエンジニアで七十七万人、プログラマーで二十六万人の合計四十三万人であるものが、二〇〇〇年時点ではシステムエンジニアが八十三万人、プログラマーが百三十二万人、合わせまして二百十五万人の需要がある。しかしながら、現状のまま推移すれば、両方合わせても百十八万人、つまり九十七万人弱の大変大きな需給ギャップが生じまして、これがソフトウエアの開発のおくれと人材の不足と二つ合わせていわゆるソフトウエアクラッシュと言われているものでござります。

これはもちろん日本だけではございません、欧米においてもそうですが、特に情報化の急速な進展が予測されます日本においては一番大きな問題であり、放置すればゆき問題になる、こういう問題意識を持っています。既に通産省としましては、シグマシステム、ソフトウエア開発の生産性を大幅に向上するための技術開発等を行つておりますし、それから、プログラマーを中心とした地方で専修学校等約百三十校を情報大学校に指定したり、いろいろな対策に懸命に取り組んでおります。これらによりまして、プログラマーの方は何とか不足を解消できるものと期待しております。

しかししながら、システムエンジニアの不足については、これらの対策では極めて不十分である。数字を申し上げて恐縮ですが、システムエンジニアだけ見ますと、二〇〇〇年には八十三万人必要であるが四十一年万人ぐらいしか供給できない、つまり四十二万人の大軒な不足になる。こういうことから、今回商工委員会に御提案申し上げておりますこの法律で抜本的な対策を講じていきたい、このように考えております。

地域的に潜在能力を持つ地域においてシステムエンジニアの人材育成、技術基盤の整備等によるソフトウエア供給力の開発を行つていきたい、このように考へ、これがソフトウエアクラッシュの解消に大きく役立つものと期待して、本法

ます法律案の中でも、人材育成を行うことを中心とする業務と、それから技術基盤、シグマ・サブセンターとして先ほど申し上げましたシグマの成果を大きいに活用して、それを利用しながら、それを支援のツールとして使いながら、さらに技術のレベルアップを図っていくという技術基盤の強化、普及の機能を中心とするセンターあるいはこの二つを兼ね備えるセンター、形態としては株式会社形態、いわゆる第三セクター形式、こう、どちらの

す。初年度がまずモデルになる。そういう意味では、最初の取り組み、最初の第一年度というのが非常に重要だと私は考へています。したがつて、そういう意味での初年度計画の重要性、初年度実施の重要性というようなことを考えますと、まず最初、ことしやるときに幾つかのネックが考えられます、が、それらの課題を乗り越えていかなければならぬと思うのです。

省の双方から考え方を伺いたいと思います。

○櫛橋(祐)政府委員 まず先生が最初に御指摘の、初年度が極めて重要であるという御指摘は、まさしくそのとおりでございまして、今後の事業展開のモデルになるわけでございますので、法律を成立させていただければ、平成元年度の事業をぜひ最重要課題として取り組んでいきたいと思つておりますが、その場合に、克服すべき課題とし

の育成等の措置を講ずる考えでございます。特に企業内研修リーダーの育成は、関係地域におきましてすぐれたソフトウェア技術者に研修の方法を教えようとするものでございまして、インストラクターの確保に大変大きな効果を示すものと考えております。

付言いたしますと、これには今回の地域ソフト法のインストラクターの養成と一般的な企業内研修のインストラクターの養成をあわせまして、地方の商工会等におきまして、特に既に青緑試験の方

号のイとロに記されておる事業でございますが、この分野では現在三十数地域、地方から熱心な手を挙げておりますといいますか立候補の声が寄せられております。このほかにもう一つ、これは恐らく公益法人、財団形式になる場合だと思います。したがつて、こういう事業は行いませんが、いわゆるシステムエンジニア関係のいろいろな情報を集めたり、伝達したりあるいは展示したりするような拠点もこのほかに出でてくるわけでござります。

いたしますが、今度の計画を実行するのに一番重要なこと、そしてネットは何だろうかといいますと、やはりこういう地域センターにしても、そこに従事して新たな人材を養成する人、いわゆるインストラクターですか、そういう人が非常に重要である。しかも、そういう人たちが確保できないのじやないかという心配をするわけであります。といいますのは、各企業においてはそういうインストラクターがいますが、そういう企業で抱えている人をこういう地域の中に出てさせてくれとか、さらに、それを出して協力してもらいたいと

て、主として三点あると思います。
まず第一が、先生御指摘の、まさしく人材育成
に必要なインストラクターの確保あるいは効果的
なカリキュラムの作成が一番重要でございます。
第二に、何といいましてもこの事業を推進する
のは地域でございますので、地域の産業界と関係
者の本対策に対する十分な理解をいただくことが
重要でございます。

資格で特種とか一種の高度な資格を持つておる技術者を対象にいたしまして、研修の方法論を教えます。一回大体一週間から十日程度、二十名から三十名程度の方々に全国五、六カ所で開催、秋から行いたい、このように考えておりまして、予算上も情報大学校構想等の推進関係予算の中で確保いたしております。これによりましてインストラクターの養成が相当程度進捗するものと考えております。

○甘粕政府委員 基本的な課題につきましては、ただいま通産省から話があつたとおりでございま

ございますが、これは今地域から三十数カ所ござりますが、平成元年度は予算上はおっしゃるとおり六カ所に一応なっております。これを五年間我々の期待では六カ所ずつ増加をしていきまして、五年間で三十カ所つくりたいと考えております。して、一応この法律案は十年間の限時法になつておりますが、現時点では一応第三セクター的なものは予算上の見通しでは三十カ所ということを考えておりますが、なお地域のいろいろの御要望をたたした後でよく考えてみたい、このように思つております。

いつても、なかなか難しい要素があるのじゃないかと思うのです。現在シグマ計画の中でも、各企業から協力して出でているという実情があるというお話をも承っておりますから、可能であるというお答えがあればそれはそれでいいのですが、非常に難しい、一番難しいのがこのインストラクターの確保ではないかというふうに考えるわけであります。建物とかお金とかいうのは融通して何とかひねり出してなるという要素はありますし、人材だけはちょっとひねり出すというわけにはいかない要素がありますので、そういう人材確保が非常に重要なと 思います。それ以外にもこれを実施する

がらシグマなどを使って仕事をしていくという、その仕事の流れを相当程度確保することも重要な点だと思います。

こうした三点について、労働省と緊密な連携をとり、今回の対策の中核機関であります情報処理振興事業協会あるいは側面的な支援をいただく地方公共団体等の協力を得て、これらの課題の克服を図っていきたいと考えております。

特にこの地域センターの成功がインストラクターの人材確保にかかっているという点はそのとおりでございまして、この対策につきましては、やや詳しく申し上げますと、地域への支援の主体となる情報処理振興事業協会、IPAを通じまして各種の助言やあっせん活動をしていただく。それから第二に、コンピューターメーカーや情報サービス事業者に対するインストラクター派遣の協力要請を行う。それから第三に、今年度から新しく本事業と連携しつつ行います企業内リーダー

す。私ども労働行政の面から、それにつけ加える点あるいは若干重要な点につきまして、説明させていただきたいと思つております。

基本的には、インストラクターの確保が非常に重要な課題だというふうに思つておるところでございます。ただいま通産省から説明ございましたとおりでございますが、それとあわせまして、私どもの方では雇用促進事業団におきます職業訓練短期大学校あるいは都道府県の訓練校、こういう過程におきまして、いわゆるインストラクターの確保、その研修、そういう問題につきましては十分な経験、ノーザウがありますので、そういう面を十分に活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

それからもう一つは、こういう事業を行う場合に、その人材育成の受講者の確保の問題も非常に重要なテーマではないかというふうに考えているところでございます。これは労働者も団々の事業

主の方も、こういうふうなものの育成ということにつきましては非常に重要な課題だと考えておるのは事実でございます。在職労働者を三ヵ月間にわたりまして仕事を離れてそこで研修をするということになりますと、今の需給状況その他から非常に問題が多いというふうに考える面もございますので、こういうP.R.なりあるいはこういう受講を円滑に進めるための施策ということにつきまして、私ども十分な検討と対応を考えていきたいと、いうふうに考えているところでございます。

○城地委員 今伺ったところで、いろいろ克服しなければならない課題が多くある、そのとおりだと思います。

らず十ヵ所もやればいいじゃないかということにしておき、予算が決まっているから、十ヵ所やれといつても、それはできないということに当然なるわけでございます。お役所は、しっかりと予算が決まらなければやらないし、予算が決まつたら決まつたとおり支出をしなければならないという、そういう宿命的なものがあるのですが、民間の企業だと若干そういう点は違います。少しフランクをしながら、いいことをやって、その後成果が上がれば、よし、おまえは少し先走り過ぎたが、おまえのやつたおかげで結果はこうであったというので、二重丸をもらえることがあるわけでござります。

ることもできないと思いますので、恐らく初年度六ヵ所という計画は妥当な線をねらいながらやつたものだというふうに推定をいたしますが、この役割を見ますと、五年間で三十ヵ所ということですから、算術的な計算の割りつけにもなっているかと思いますので、できるだけこの制度の許される範囲内で弾力運用を図りながら、各地区の要望にこたえて対処をしてまいりたいと思いますので、御協力を願いたいと思います。

○地域委員 また、今回の地域ソフト法案を失効法でなく廃止法としましたが、その理由、またこの法律の延長の可能性の有無について伺いたいと思います。

て質問をしたいと思います。
昭和六十一年の三月二十六日、衆議院の商工委員会で、情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議ということで、その第四項に「電子計算機の正常な機能を維持し、情報処理の適確な実施を確保することは、情報化社会の極めて重要な課題であることとにかくがみ、電子計算機システムの安全対策のための法的整備について、早急に政府部内の調整を図ること」というようにこのセキュリティーの問題で述べられています。附帯決議で決議されているわけですが、実際に具体的な運用の中でのセキュリティー対策が非常に問題になつてい

ここで大臣に来てお席をお出し上げたいのです。が、六ヵ所で五年間、三十ヵ所という数は、私は少ないとと思うのです。先ほどの局長の答弁ですと、やってみてさらには需要があればその後やるというのですが、私は、そういう行き方は、考え方としてはわかりますが、余り前向きではないと思うのです。しかし、前向きでないにしても、いいことならば追加をしてやるというのは、それはいいことですから、いいのですが、特に最初が非常に肝心であると言いましたが、その肝心である最初が、ことしの場合いろいろな政治情勢の関係で、きょう六月十四日法案の審議をしていくという状況で、これは大分おくれてしているわけでございます。しかも、ある意味で長いこれからの一ヶ月を眺めても、非常に緊急な課題であるということが指摘されているわけでございます。そういう意味合いでいきますと、お役所というのはそういうところなんですが、法律がしつかり決まつてからやる、予算がしつかり決まらなければやらないというようなところがあるのは、これは事実なん

私は、そういう意味で、遠く走ってフライングをやれとは言いませんが、その両方を折衷させて、例えば初年度は六カ所、次年度、第二年度が六カ所、すると十二カ所になるわけですね。二年間で十二カ所ですが、初年度の六カ所を早くやって、二年度は予算がつく前のあたりに、具体的に言いますと年末から来年の平成二年一、二月にかけて十分準備をして、そして四月一日から平成二年度の予算でありますから、予算を倒しして先にくれというわけにはいかないのですが、そういう体制にしてやっていけば、二カ月、四カ月、六カ月と非常に早まっていいことができる。しかも、それだけ需要が多いのですから、丸々二年たたなくとも十二カ所そういうことでできる。そういう意味での応用動作を考え、ぜひとも大臣から督促をし、そしてその法律の許す範囲内でできることというのは、やはりあると思うのですね。そういう点で、ぜひともそういう形でこの問題を処理していただきたいというふうに考えるのですが、大臣の御所見伺います。

○ 橋摺(祐) 政府委員 現段階では、本法律の目的とします。ソフトウエアの需給ギャップの解消を本法律の有効期限であります十年でぜひとも実現したい、こう期待いたしておりますが、この十年間あるいは十年後にいろいろの技術の革新的な進展がございましょうし、ソフトウエア事業等の実情も相当変わつてしまいましょうから、本法律を延長するべきか否か、十年たつて我々も検討いたしますし、また国会においても御審議をいただくという必要性が出てくるかと思います。また、やや技術的ですが、本法律に基づいて出資されました出資金の扱い等の財産関係、その他の権利関係等につきましては、十年たつて目的を達した後にどう処理をするか、これは廃止法によって手当てをする必要が出てこようかと思います。こういう観点から、十年の有効期限の到来とともに失効するという失効法の形式をとらずに、廃止法を別途策定をし、その時点で延長するか廃止するか御審議をいただく、こういう考え方でおるわけでござります。

各省庁間のセキュリティに対する考え方、この当時からもどうも若干食い違っていた面もございますが、それらの点では、民間の多くの意見を聞きますと、それを何とか統一してもらわないと困る、ますますこのセキュリティ対策が重要になつてくるという状況にかんがみて、そういう要望が多いわけでございますが、それらについてのお考えを伺いたいと思います。

○櫛橋(祐)政府委員 昭和六十年の情報処理振興事業協会等に関する法律の改正案を御審議いただいたしましたときに、御指摘のように、附帯決議いたしまして、電子計算機システムの安全化対策のための法的措置について早急な政府部内の調整を図れ、こういう御指導があつたことは確かにござりますとおりでございます。その観点で、通産省が中心になりましたして、各省にもお願いをいたしまして、昭和六十年四月に、当時の内閣審議室を取りまとめ役といたしまして、情報処理及び電気通

でござります。そのことが悪いと言つてゐるのじやなくて、そういうよくな仕組みですから、それはやむを得ないにしても、ことしの場合にスタートが若干おくれる、そういうことも考え、そして先ほども言われましたように非常に全体的に希望が多い。しかも、いいことならば六カ所にかかる

○梶山国務大臣　まさに城地委員の御指摘のとおどりでございまして、こういうものは熱しているうちにたたかないと時期を失してしまう場合もござりますし、初年度大変要望が高い点に制限を設けることはいかがか、こう考える点もございまますが、熱度の低いところをなかなか一挙に引き上げ

もし、これは、不幸にしてといいますか、諸般の情勢で、我々の努力にもかかわらず目的が達成されておらず、延長の必要性が強いという場合は、その時点でいろいろの角度から御審議をいただきたい、このように考えております。

信の安全対策等に関する関係省庁打ち合わせ会議が設けられて、その後頻繁にこの会議が催されておりまして、安全対策に関する意見交換等を進めてきたところです。

この会議の成果は、私どもの見るところ相当高まっておりまして、各行政分野で情報処理システ

ムの安全対策が講じられておるところでございまして、通産省はもとより、郵政省、大蔵省、警察庁、自治省等々、関係各省の所管する、例えば大蔵省で言いますと金融機関等コンピューターシステム、警察庁でいきますと情報システム安全対策等々につきまして、各省において具体的な安全対策が打ち出されておるわけでござります。

しかしながら、他方またコンピューターウィルスやハッカーなどの安全を脅かす新しい問題も生じておりまして、安全対策の重要性はますます高まつておられます。通産省といたしましても、技術的対策の実施や基準の見直しの必要性を常に認識しております。隨時対策についての見直しを行つております。

なお、この附帯決議にござります政府の統一法制につきましては、安全対策のための各行政分野でございまして、またリスクの種類が年々多様化していることもございまして、現在の段階では、まだ統一的な政府の安全対策法案の取りまとめには至つていませんことを御報告申し上げます。

○城地委員 そろそろ時間でありますので、最後に、大臣に要望を申し上げたいと存じます。

先ほどもいろいろ質疑の中ではつきりいたしましたように、新しい事業を始める、しかもその一番大きな関係では人材の確保というようなことがあります。これはやはり大きな見地で、日本全体を考えてやらなければならないので、企業は企業、お役所はお役所とか、労働省は労働省、通産省は通産省ということではまずいわけであって、そういう一貫して全体が力を出す、そのためにはやはり若干細かいようなことであつても大臣が一肌も二肌も脱ぐということが、こういう事業の遂行のためには必要じゃないかと思ひますので、特に願い申し上げておきたいと思います。

さらに、地域の関係ですが、今のところ都市部に集中して地域が少ない。地域にいろいろな拠点を設けますと、その拠点がどんどん伸びていくた

めには、やはり地域で業者が仕事がないといふ心配もあるわけです、仕事が直接とれない。そういう場合には、例えは今も中小企業育成のため官公需の優先発注というような問題がありますね。必ずしもそれとイコールにはなりませんが、そういうような地域に対して保護してやる、育成するというような方策が具体的に必要になつてくるんじやないかと思うのです。これなんかもう一つの課題を立てることが、この事業進展のために非常に大きな力があるというふうに思いました。

また、先ほどこれは大臣に要請して御回答をいたきましたが、初年度、二年度とか、そういう関係について、やはり、やるときにはやるんだ、いいからどんどん推進するんだ、それだけ要望があるんだからやるんだという構えが必要になつてくるんじゃないかと思います。

最後に、セキュリティーの問題でも、各省庁間で大分打ち合わせ会議でうまくいっているところでございますが、私どもが聞いているのは必ずしも、うまくいっている部面もそれはあります。が、全体的に問題だ。省庁間の縛張りといふのはお役所ではどこでもあるのであって、一遍もあわるわけでございます。

そういう意味では、これらの問題、細かい問題がそもそもは大蔵省と、大蔵省ではございませんが、確かに、この問題にかかわらず、一極集中が進んでいる中でございますから、通常の産業といふのが経済の法則でいけば東京に集中をする。集中のメリットがありますから、需要も金も人もおるわけありますから、そういうことがえております。起きりがちでございますが、人間のいわば快適な環境やその他の形成する、多極分散型の国土を形成するという、大きな意味での四全総のことも考えれば、こういう問題は、地方に積極的ないわば公の力を加えることによって、そういうものが進出できる基盤をつくり上げていきたい、そういうことにこれから力を伸べていきたいと思ひます。

なほ、省庁間、もちろん縦割りのいい点もございますが、悪い点もございます。実は今回の法案は、まさに労働省と通産省が一体になってやつてゐる仕組みでございますので、こういうものをさらに助長することによつて、むしろ、各省庁の

げ、大臣から決意のほどを伺つて、終わりにしたいたしまして、感動いたしております。

○梶山国務大臣 大変適切な御意見をちょうだいいたしましたが、まさに技術立国をすべき日本の国是でもござりますので、こうい

う問題については、これから全力で取り組んでまいなければならぬと思いますし、しかも公の仕事でござりますから、過ちなきをもつてとうとしとする、いわば消極的な善を追求される部署でござりますが、先ほど城地委員が言われましたように、民間においては積極的な善、例えは十仕事をやって三つ失敗しても七つ成功すれば差し引き四つ得たではないか、そういうことで、民間であれば登用されるわけでございますが、なかなか公という分野は一つの間違いを許すことができない、公私という理由もございますが、そういうことでござりますけれども、そういう積極的な意欲をなるだけ醸み出すようにして、こういう問題に対処をしなければならないというふうに考えております。

なほ、地域に力点を置けということでございまが、確かに、この問題にかかわらず、一極集中が進んでいる中でございますから、通常の産業といふのが経済の法則でいけば東京に集中をする。集中のメリットがありますから、需要も金も人もおるわけありますから、そういうことがえております。

なほ、省庁間、もちろん縦割りのいい点もございますが、悪い点もございます。実は今回の法案は、まさに労働省と通産省が一体になってやつてゐる仕組みでございますので、こういうものをさ

繩張りを完全にとれるというわけにはまいりませんけれども、お互いに相互乗り入れができる形で推進をしていくならば、新しい民生の需要にこたえる道が開けるというふうに考えておりますので、そういうものに着意をしながら進めてまいりたいと考えております。

○城地委員 時間が参りましたので、終わります。

○与謝野委員長 奥野一雄君

○與野一雄君 今城地委員の方からいろいろ質疑がございまして、大分重複している点もありますので、なるべくそういう点については別な角度からお尋ねをしていただきたいと思っております。

最初に、城地委員の方からお尋ねをいたしましたシグマシステムの方の関係でありますけれども、これがつくられるときに、大体予測をして、これくらいの技術者が不足するというのを見越してこのシステムというものがつくられていったと、いうふうに記憶をしているわけでありますけれども、当時は、このシステムができればこういう

人材確保といふものはできる、こういう判断を実はしておつたわけでございます。しかし、これだけでも少し足りない、こういう形になつてきたのではないかと思うのですが、このシステムをつくったときの見通しと、なぜこれをつくつてもさらにもう少しつり下がる、なぜこれがつくらなければならなくなつたのか、この辺のところはどうなんでしょうか。

当初私はこれは別な角度から質問しようと思つたのですが、今城地さんの方から質疑もございまして、この状況とか今後の見通しについてはお尋ねがあつたので、その点には触れませんけれども、今申し上げましたように、繰り返しますけれども、これができたときに、あらかじめこれくらいの技術者が不足だということを想定しながら、それをカバーするためにこういうシステムがつくられていつたんだどう、こう記憶しておつたわけありますけれども、それでもなおかつ足りなくなつてまた新しい法案をつくつてやらなければならなくなつた。この辺のところはどうかというこ

とを、まちよつとお尋ねをしておきたいと思います。

○櫛橋(祐)政府委員 お答えいたします。

奥野先生御指摘のように、シグマシステムを我々が想定いたしましたころ、これは昭和六十年でございますが、このときの需給ギャップが、先ほど申し上げました二〇〇〇年時点の展望がまだできておりませんでしたので、それと大分格差がある。六十万人という数字が当時出されたことがございますが、それよりもさらに三十数万人ふえございますが、それよりもさらに三十数万人ふえる不足が二〇〇〇年時点に出てくる。それだけ情報化の進展が我々が予測していた以上に大きかつたということは一つ言えると思います。

それから、もう一つ、やや細かく、前提を置いての分析ですから何万人という単位ではちよつと不正確でございますが、一応我々の試算では、これは一九八五年を起点にして二〇〇〇年のシステムエンジニアとプログラマーの需給ギャップを先ほど城地委員にお答えいたしましたが、システムエンジニアとプログラマーをどういう対策でどのくらい解消できるかという点について一つの試算をしてみますと、先ほど申し上げましたように、仮に二〇〇〇年に九十七万人不足する、システムエンジニアの不足が四十二万人。プログラマーの不足が五十五万人。シグマによる効果はプログラマーの解消に大変大きな効果があるものと考えておりまして、プログラマーの五十五万人の不足に対する、このシグマシステムによって大半、四十五万人が解消できる、このように考へているわけでございます。シグマによる効果はシステムエンジニアの方にもございますが、これは約十万人程度の効果にとどまるということでございまして、やはりシステムエンジニアの方は四十二万人不足する、残りの三十万人強がこのシグマの対策では賄えない、こういう事態でございます。

これによつていろいろの情報技術者を養成いたしておりますが、この分野もプログラマーが中心でございまして、情報大学校等の教育制度では十分

人ぐらいいプログラマーの不足を解消する。これによつて、五十五万人の不足のプログラマーは、シグマと情報大学校構想によつて大体解消できるであります。

○奥野(一)委員 その数字の説明はわかるのです

が、これは私どもも、前にシグマシステムの法案をやつたときに、こつちの方も気がつかなかつたということなのかどうかわかりませんが、今の御説明だと、二〇〇〇年までに九十七万人が不足をつくんだけれどもシステムエンジニアの方はどうもうまくいかない、それをカバーするためにといふことで今度新しい法案、こうなつたわけありますけれども、そのシステムエンジニアの方の関係については、このシグマシステムをやろうとしてみつには入つていなかつたというふうに理解されるのですけれども、そういう理解でいいのですか。それが今になってから、システムエンジニアの方が足りなくなる、カバーできないというふうに、今日段階でそういう状況というものがわかつてきたのか。これをやる段階からもしかつておつたと

いうことであれば、それなりの対応策というもの

を当初から考えておかなければならなかつたんじやないかなという気がするわけですけれども、そ

たが二〇〇〇年近い年率の伸びになつておりますので、私どもの見通しに若干の甘さがあつたのかもしませんけれども、三十数万人、四十万人に近づくのですが、シグマシステムエンジニアの拡大が出てきたわけでございます。

また、当時も確かにシステムエンジニアも不足を

するという見通しでございましたが、その後特に

法律を提案して、ぜひこの法律によつてシステムエンジニアの解消を図つていただきたい、このよ

うに考へている次第でございます。

○奥野(一)委員 その数字の説明はわかるのです

が、これは私どもも、前にシグマシステムの法案

をやつたときに、こつちの方も気がつかなかつた

ということなのかどうかわかりませんが、今の御

説明だと、二〇〇〇年までに九十七万人が不足を

つくんだけれどもシグマシステムエンジニアの方はどう

もうまくいかない、それをカバーするためにとい

ふことで今度新しい法案、こうなつたわけがあり

ますけれども、そのシステムエンジニアの方の関

係については、このシグマシステムをやろうとし

たときには、そういう面についてはこの想定の中

には入つていなかつたというふうに理解されるの

ですけれども、そういう理解でいいのですか。そ

れが今になってから、システムエンジニアの方が

足りなくなる、カバーできないというふうに、今

日段階でそういう状況というものがわかつてきた

のか。これをやる段階からもしかつておつたと

いうことであれば、それなりの対応策というもの

を当初から考えておかなければならなかつたんじ

やないかなという気がするわけですけれども、そ

の辺はどうなんでしょう。

○櫛橋(祐)政府委員 私どもが初期の段階で想定

しました需給見通しでは、大体システムエンジニ

アとプログラマーを合わせまして六十万人ぐらい

の不足かな、こう思つておりますが、数年の間

に我々の予測以上に情報化が急速度に進展をいた

しておりますが、特にソフトの分野の、プログラ

ムの開発の分野の伸びが、先ほども出ておりまし

たが二〇〇〇年近い年率の伸びになつておりますので、私どもの見通しに若干の甘さがあつたのかもしませんけれども、三十数万人、四十万人に近づくのですが、シグマシステムエンジニアの拡大が出てきたわけでございます。

また、当時も確かにシステムエンジニアも不足を

するという見通しでございましたが、その後特に

法律を御提案して、ぜひこの法律によつてシス

テムエンジニアの需要が急増をいたしておりま

すので、三十万人残る。こういうことで、今回こ

の法律を御提案して、ぜひこの法律によつてシス

すね。この場合と、そんなことをするかどうか、これは企業によってわからないのですけれども、その研修を終えて、訓練を終えて企業に戻った技術者が、同じ企業の中で、例えば五人くらいならやつてほしい、これは法律的には別にそういうことについて義務づけや何かしているわけではないと思っているのです、あくまでもそれは企業内の努力と、あるいはこちらの通産省の方から見れば、願望という言葉は悪いかもしませんけれども、そういうようなことに一つはなるのではないか。もしやられなければ、あくまでも不足ということになつていくし、その企業の中でもどうしても不足だということであれば、その企業は努力をするということになると思うのです。

しかし、その企業としてはそれでいいのだということになつた場合に果たしてそれができるかどうか。それから、先ほど言ったように、今企業で低い方の技術を持つている人がそのセンターに行つて高い技術を習得するためには、労働省の方では助成をするはずだ。しかし、同じ企業の中でやつた場合には、それはないわけでしょう。そういうあたりでもって、四万五千人の方が一人当たり五人を何とかやってもらえば三十万近い技術者の不足がなくなるということなのだけれども、それは確実性というものを考えた場合に一体どうなのだろ。その辺のところが、何か少し願望的に今聞こえたものですから、それはどうなのかということなのです。

○櫻橋(祐)政府委員 これは願望ではございませんので、この法律の中の仕組みといたしましてもそういう仕組みに、先生も御承知のことかと思ひますが、なつておりますて、この地域ソフトウェア供給力の具体的な第三セクター中心に行われます事業は、法律の条文でいきますと第二条第三項の一號のイとロの業務にかかるところかと思ひます。第二条の第三項の一號のイとロでございまして、いわゆるイ号の業務、「プログラム業務從事者のプログラムの作成に関して必要な知識及び技能の向上を図る業務」、これが言うなればこと

で短期に集中的に相当程度の知識を持つた方々をSEに育て上げる。こういうことで、これによる十年間の効果は、我々百五十人程度で想定すれば四万五千人、先生がおつしやつた二百人にすればもう少しふえますけれども、ここで期待できる成果はそういうシステムエンジニアの増員になるわけでございます。

もう一つの、ロの「プログラムの作成に関する高度な知識及び技能を有するプログラム業務従事者が他のプログラム業務従事者を統轄しつつプログラムの効率的な作成方法を実践することにより結果といいますか、五名程度を一応想定しておりますが、一人当たり五名程度の同僚等をシステムエンジニアに育て上げる。そのための業務をこのロ号で予算上も支援をするということでございまして、これは願望ではなくて、このロ号において諸般の対策を具体的に講じていくつもりでございます。

○奥野(一)委員 そうですか。ちょっと私そこのところを誤解しておつたのではないかと思ったのですが、そういうことであればあれですが、そうすると、届け出をして指定をされるというときに、そういう中身については、指定をしていただくなれば指定にならないといふことになるわけですか。

○櫻橋(祐)政府委員 私どもとしましては、この法律の二条三項一號イ号業務とロ号業務をあわせて行う地方の計画をワンセットとしてとらえまして、それを行う第三セクター等のセンターに対する助成というものを原則として考えておるわけでございます。

○奥野(一)委員 わかりました。それから次に、これも城地委員の方から若干触れておるわけありますけれども、私が聞いて

いる説明の中で、地域間のバランスの問題で、

今東京方面に各地域の方からたくさんの方が来ている。したがつて今度、地域の方でそういう技術者や何かが養成をされていけば、今東京へ来て

いるものについては、その地域の中で今度は評価をされていくということになるので心配はないん

じやないか、こういうような説明もいただいておるわけでありますけれども、果たしてそのとおりになるのかという心配がまだ抜けないのであります。

資料なんかを見ておりましても、売り上げとか心になりまして、波及効果といいますか、実践効果といいますか、五名程度を一応想定しておりますが、一人当たり五名程度の同僚等をシステムエンジニアに育て上げる。そのための業務をこのロ号で予算上も支援をするということでございまして、これは願望ではなくて、このロ号において諸般の対策を具体的に講じていくつもりでございま

つているということになるわけです。だから、先ほど城地委員の方からも指摘をされておりましたけれども、その地域の中でどんどんそれを利用する企業やなんかといふものが育つていかない、阪と三大都市圏なんかが非常に抜き出て大きくなっているということになるわけです。だから、先ほど城地委員の方からも指摘をされておりましたけれども、その地域の中でどんどんそれを利用する企業やなんかといふものが育つていかない、

一定のところまではいくかもしれない、今地域の中で必要としているものを東京方面に注文していふ、それが地域に技術者ができることによつてその部分についてはいくかもしれない、しかし今東京圏などを除くそういう地域の中で指定をしようと、こううことになつておるわけですから、仕事の量がそれに見合つただけ地域の方にいかない、とバランスがとれなくなつてくるという可能性があると思うのですね。だから、そういう面では、やはりそういう仕事が地域の中にも定着をし、拡大をしていくとともに一緒にやつていかなけば、ある程度は今東京へ來ている注文が地域の方に戻るということは考えられるけれども、限界といふものが出てくるのではないだろうか。そうすると、地域の中に技術者が三十万人なら三十万人、張りついていたにしても、そつちの方で仕事がなければ、ちょっととまたバランス上おかしいことになるのではないか。だから、人材の地域間のバランスをとるということとも必要だけれども、同時にやはり仕事の面でも地域の中でバランスをとれるようなことをやつていかないといふと、これは

○櫻橋(祐)政府委員 確かに関東圏、東京圏、特に東京二十三区が、売上高、従業員、事業者数を見ましても過半以上になつておる。しかし、過半以上になつておるということは、そこにソフトウエア技術者もたくさんおつて、かつまたそのユーザーもたくさんあるというようなことになるわけ

でございますが、他方、地方におましまても、いわゆるプログラム、ソフトウェアの需要がある地域はもちろん相当数あるわけでございますし、またソフトウェア業者等もかなりの数が地方に展開をいたしておるわけでございます。どちらが先に

なるかということでおりますが、我々は、そういう地方にある潜在力を生かしていく、ということとで、地方にソフトハウスがかなりあって、かつ今は力不足だけれども、支援をすれば、そこにおいていろいろのSE、システムエンジニアその他を養成すれば、そういうソフトハウスの実力が非常に高まつていく。それから、しかしそれは、高まつていつても、それを使つてくれる、注文するユーチャーがいなければ、またおつしやるようになつたものになりますので、そういうユーチャーも地方においてある程度期待できる、そういう地域を取り上げて、我々としては、いろいろな支援体制をしいていつて、その力をレベルアップしていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

他方、東京等におきまして最近非常に問題になつておりますのは、地価の問題で立地等に大変大きな制約がございます。そういうことがあってネックがありますし、それから、先ほど城地委員もちょっとと御指摘のように、ソフトウェアの開発という職業は、何も交通至便の都会の中にいなくては、必要なツールやバックグラウンドがあれば、非常に思索にふけることができる山梨水明な地においてやつた方がむしろいい場合もございますので、私は、有望な地域を拾い上げておけば、非常に有力なSEの養成によるソフトハウスの発展が期待できるものと考えておるわけでございます。

○奥野(一)委員 理屈としては今言われたようになるのが一番いいと思うのだけれども、どうもその点は私はまだ完全に納得できないという点なんです。東京一極集中主義がこんなになってしまつて、今言われたようにそれぞの地域の中でも優秀な技術者が生まれて、仮に日本一だ、世界一だという技術者が出て、それで東京とか大阪、名古屋などのいわゆる三大都市圏にある企業が、ではそこに注文しようかというふうに簡単になるのだろうかという心配が一つあるのですね。これは地域の中でそれを利活用していくというのがどんどんふえていけば別でしそうけれども、この法案では地域指定になるのは東京圏を除く地域、大体そろなっておりますね。そこで、今これからやろうとしている、まだ足りない三十万人程度の方々をそういう地域センターの方に張り付けていくことになる。しかし、そういうような技術をこっちの方で注文しようということが、東京に集中している企業の方がやはり多いわけですから、これが地域的にうまく分散されていればもうとくましくいくということになるのだけれども、何せ全国三十九カ所にも散らばっていくわけですから、果たしてそういうふうにうまくいくのかどうか、この心配が非常に抜け切らないのですね。もちろんこれは行政指導だけでもうまいかない。

これは全然例が違いますけれども、東京に本社

がある大型店なんといものが今どんどん地方に進出しておられます。私ども地元で問題になつておりますのは、そこで使うようなもの、簡単な印刷物や何かでも、ほとんど地元には発注していないのですよ。地元に優秀な印刷屋があつても、全部本社でもつて一括印刷をしてしまう。これは一括してやつた方が安いからということになつているのだろうと思うのですが、これは全然この問題の例示にはなりませんけれども、そういう風潮がまだ残っているのですね。ですから、東京にある企業が、例えば北海道の札幌なら札幌にいるシステムエンジニアが非常に優秀だ、したがつてそちらの方へ発注しようかということにつながつていく

のかどうかが、私はやはり一つのポイントになつていいのではないかという気がしてならないのですね。そうでなければ、幾ら地域の方に技術者を分散させてみても、仕事をのものが分散していくなければ、うまくいくのだろうかという心配が抜け切らないのですけれども、その辺は本当に心配がないのかどうか、もう一遍確かめておきたいと思います。

○柳橋(祐)政府委員 この法律の二条の三項の柱におきまして「ソフトウェア供給力開発事業」とは、ソフトウェア供給力の開発を図るために行う次に掲げる事業、先ほど申し上げましたイ号とか号の事業ですが、「及びプログラム」の作成に関する取引のあつせんを行う事業」ということで、ソフトウェア供給力開発事業の有力な事業としたしまして地域にできます第三セクター等がプログラムの作成に関する取引のあつせんも主たる事業として行うということで、先生がおっしゃつたように、確かに高度な開発環境をつくり上げても十分にそれを活用できないというケースは御指摘のようにありますので、このセンターにあつせん事業もぜひやってもらいたい。特にその立ち上がりにおきましては、そのモデル的な事例がそのまま事業として行うということで、先生がおっしゃつたように、確かに高度な開発環境をつくり上げてもらうという気もします。また、余り違つたものだと競争力とか技術の発展という面でどうなんだろうという気もします。まだ、余り違つたものだと、使う方にとって大変困るということもあるわけなんですが、そういう面の指導方針とか、将来どういうふうにやつていこうとするのか、何かお考えがあつたら、その辺のところをちょっとお知らせいただきたい。

○柳橋(祐)政府委員 コンピューターの互換性につきましては必ずしも十分ではないケースももちろんあるわけでございます。基本的にはコンピューターの互換性を進めていくことは、ユーザー間のデータの交換など相互利用に当然資するわけでございますし、それからソフトウェア資産を自分で使うだけではなくて、もちろん適正な対価をもらおうわけでしょうが、相手方にも使ってもらつて、まだな投資を避けるというような、ソフトウェア資産の汎用性、利用性を高めるというような効果もあるわけでございまして、さなぎだに足らないプログラム、ソフトウェアから来るソフトウェアクライシスの解消にも非常に大きな意味があります「取引のあつせん」、これは個々の地域センターの方でやるうということになるのか、あるいは中央なら中央で何かそういう情報を収集して、こつちの方にはこれだけの需要があるよといふことでやるのですか。これはどういう仕組みでやることになるのですか。

○奥野(一)委員 そうすると、ここで書かれております「取引のあつせん」、これは個々の地域センターの方でやるうということになるのか、ある

ことだと思います。

○柳橋(祐)政府委員 本来は地域センターの自主的な業務だと思いますが、我々といたしましては、情報処理振興事業協会等中央の支援センターを通じまして、いろいろの情報の提供等積極的な支援を行つてまいる所存であります。

○奥野(一)委員 それはぜひ強力にやっていただかなればならないのではないかと思っておりませんので、その辺のところは力を入れていただきたいと思います。

○柳橋(祐)政府委員 もう一つの問題は、コンピューター機器相互の互換性の問題について、実情は今どういうふうになつているのか。

それから、将来、同じものがいいとか悪いとかということは私も言えないと思うのです、同じものだと競争力とか技術の発展という面でどうなんだろうという気もします。また、余り違つたものだと、使う方にとって大変困るということもあるわけなんですが、そういう面の指導方針とか、将来どういうふうにやつていこうとするのか、何かお考えがあつたら、その辺のところをちょっとお知らせいただきたい。

○柳橋(祐)政府委員 コンピューターの互換性につきましては必ずしも十分ではないケースももちろんあるわけでございます。基本的にはコンピューターがお互いに接続ができるコンピューターといふ観点と人間との関係、使いやすいコンピューター、それがも相互接続ができるコンピューターといふ観点を通してきますと、相互運用性というのももますます重要になりますし、言うなればコンピューターといふ観点と人間との関係、使いやすいコンピューター、それがも相互接続ができるコンピューターといふ観点からいきますと、そういう点での技術開発や標準化を通じての互換性の推進というものは非常に重要な要素である、このように考えておる次第でござります。

○奥野(一)委員 今お話をございましたように、技術の開発という点とつなげて考えると、どちらがいいのかという点とはちょっと私はわからないのですけれども、やはり使いやすくするということは一つだらうと思うし、それを通じてまたさらに技術を開発させていくという意味もこれは必要だと思いますけれども、そういう面では使う人が使いやすいというのが一番いいんじゃないかという気がするものですから、ぜひその辺のところはまたひとつお願いしたいと思うのです。

それから、同じく地域委員の方からもお触れになりましたコンピューターセキュリティ対策の関係でありますけれども、先ほどお話をお聞きを

しかしもしたくて、やめたの方に付しては解れなくてもいいと思うのでありますけれども、六十年に監査基準ができた後だと思うのですが、警察庁の方で企業調査をやっておられます。その発表を見ますと、非常に電算機犯罪に対しても無防備だというのが圧倒的な数になつてゐるんですね。大体満足だというのはその調査の中でも〇・七%より出ていない。これは六十年六月四日の警察庁の企業調査ですから、それからもう四年ぐらいたつてゐるわけです。その後それぞれの企業の方ではこの電算機の犯罪対策というものについてはどのよくな形で進んでいるんだろうか、もし通産の方でそういうものについての何か調べたものがあつたら、進みぐあい等についてちょっと御説明をいただきたいな、こう思つておられるわけであります。

○鴨橋(祐)政府委員 先ほど申し上げました点と若干重複するかと思いますが、各省のコンピューターセキュリティ対策の取り組みは、大変具体的な形で熱心に行われておりますし、大蔵省は金融機関におけるまでは電気通信技術審議会で電気通信システムの安全、信頼性対策のあり方を中心には諸般の対策が講じられておりまますし、大蔵省は金融機関を中心に各般の安全対策基準を出しておられます。自治省においても地方公共団体におきますコンピューターセキュリティ対策ニックリストをつくつておられますし、総務庁におきましては行政情報システムの安全対策ガイドラインについていろいろ御検討をいたいでいるわけでござります。

当省におきましては、つとに、電子計算機システムの安全対策基準につきましては各省に先駆けまして昭和五十二年、御案内のように電子計算機システム安全対策基準をつくつておりまして、昭和五十九年八月にこれを全面的に改定をいたしておりまして、設備面、技術面、それから運用基準面、合わせまして二百数十項目の具体的な基準を出しておるわけでございます。また、情報処理サービス業の電子計算機システム安全対策実施事

業所の認定制度を行いまして、優秀なシステムの安全性的の確保に従事しておられます事業所については、平成元年三月末までに百六十事業所を認定いたしております等、各般の対策を講じております。

今、先生、犯罪対策をおっしゃいましたか。犯罪面については、警察庁の情報システム安全対策指針については伺っておりますけれども、どういう対策を具体的に講じておられるか、ちょっとここで御披露する資料を持ち合わせておりません。

○奥野(一)委員 各省の方でいろいろ指導指針を出しておるということは私も承知しております。それから、通産省としての安全だという通産大臣からの何かが行っているところも承知をしておりますけれども、あれは具体的に、調査というのですか、そういうものは各省庁ではやっておられるわけですか。ただ指導だけになつていてるのですか。通産省の方で、何か通産大臣の安全なんとかかんとかというあれば張つてあるのですけれども、あれは企業の方から出されたものだけで判断されるのか、あるいは現場に行つてそういう安全基準やなんかというものを確かめられてあいうものを出されているのか、それから、各省庁もやはり同じことをやつているのか、それはどっちの方をとつておられるのですか。

○櫛橋(祐)政府委員 当省の関係のいろいろな安全システム基準につきましては、先ほど申し上げましたいろいろのシステムがございまして、特に昭和六十年の一月に策定、公表しましたシステム監査基準の定着化を図るために、システム監査を行う技術者の養成を促進すべく、情報処理の促進に関する法律に基づく情報処理技術者試験の一環として、情報処理システム監査技術者試験を実施して、非常に高度な観点でのチェックをいろいろ行っておりまして、各通産局等からの安全化対策についての現地の実情調査等を行つておるわけでございます。

各省においては、それを行つておられるところ

もあると思しますけれども、このところで詳細な
どのようなチェックを行われておりますかにつきま
ましては、今具体的な資料を持ち合わせておりま
せんので、委員の御指摘があれば、後ほど資料を
してお出ししたいと思います。

○奥野（一）委員 時間がありませんので、あと、
今までいろいろな中小企業対策とかそういう産業
対策なんかで法案がどんどん出ていらっしゃるわけ
でありますけれども、PRの仕方というのですで
か、私はちょっと不足しているのではないかとい
う感じを持つておるわけなんです。この前ちょ
とお尋ねいたしましたら、今回のこの問題につい
ても、ソフトウエア協会がなんかの方にいろいろ
な説明をされておるというふうなことをちょっと
聞いたわけあります。それから、労働省の方なん
かは、職業安定局ですか、安定所、そういうあ
のを通じて各企業の方に周知をしておるというお
話も聞いたわけありますけれども、各都市には
商工会議所とか商工会とかというのがあるわけな
んですね、ここには余り行っていないという感じ
がするわけなんです。このことではないで
よ、ほかのも、今まで出たいろいろな問題なんか
でもそんなんですが、私も地元へ行って、例えば
今度通産ではこういうことをやっておる、労働省
では例えばこういうようなことをやっておるとい
う話をしても、肝心の商工会議所の方々は余り知
らないというのがあるのですね。ですから、そこ
から各企業の方におりていってないというのがあ
るのでよ。だから、特定の業界に対しても周知を
するということも必要だと思いますけれども、最
初は恐らく都道府県に行くだろう、それからそぞ
いう関係の業界へ行くのだろうと思うのだけれど
も、一つの総括的な仕事をやっている商工会議所
とか商工会とか何かにも通じてやらないと、末端
の企業の方々はせつかくのいい制度があつてもな
かなかそれを的確につかんでいないというふうに
思われてならないのですから、そういう施策の
PR方法について、これは両省にちょっとお尋ね
をしておきたいと思うのです。

○橋本(神)政務委員　今度の我々の人の権利保護法第
につきましては、我々としましては労働省と協力
をしながら相当程度各地域にこの法律案の骨子、
考え方を御説明いたしております。その成果と
いいますか、三十数カ所熱心な立候補が、まだ法
律案が成立しない段階で、あるわけでございま
すので、私どもとしては、地方自治体等におきま
す熱意を強く感じておるところでございます。た
だ、確かに、おっしゃるように、地方自治体によ
りまして受け取り方には強弱等相当ございまし
て、まだ我々のこの法律案の目的、内容等につい
てよく御存じないところもございましょうから、
我々としましては、この法律案制定の際にには精力
的にこの法律の考え方を地方自治体等に徹底をいたしまして、地方の御理解を得るようなPRを大
いにやっていきたい、こう考えておられる次第でござ
います。

に、我々の世代というものは、高度情報化社会に非

常に政外感を感するわけでござりますが、大臣の御発言のように、どうか、我々国民が親しくその中へ飛び込んでいけるような実現をしていただけるというようなことでござりますので、私は心から期待をいたして、この具体的な法案の質疑に入らせていただきたいと思うわけでございます。先ほど来ここで議論がございまして、ソフ

分り。するとどうして問題がございましたか、ソント
クライシスと言われておりますように、いわゆる
システムエンジニアとプログラマー合わせまして
九十七万程度の不足だらうという産構審の答申が

出ているわけでござります。私は、今度の法案の一一番大事なのは、プログラマーは先ほど局長もシグマ計画のお話をなさいました。いわゆるシグマ計画の中で、プログラマー、プログラムの部分は、どちらかといえばもうプロトタイプもできておるということで、これから実践で、その人材の払底は私は何とかなるのかなという感じも一部持ち合わせておりますが、その辺も後ほどお伺いしますけれども、一番大事なのは、これから二

十一世紀、一番払底するであろうのはシステムエンジニアの部門であろうと私は思っております。そこで、先ほどの局長の御答弁、私は必ずしも正確に理解をしておりませんので、確認の意味で何点かお伺いしたいわけでございますが、今度全國に六ヵ所このセンターをつくろうという問題でござります。

これはさつき山紫水明の地で、というお話をございました。私も賛成です。しかし現実は、私は静岡県民ですから、静岡県で、東部と中部と西部と、大きく分けて三つの地域に分かれます。今高度情報化社会の頭脳がコングレスしているのはどうかといえば、局長御承知のように西部であり東部です。西部のテクノがあり頭脳立地があります。ように、西部にはそれだけの企業群もあります。また東部は、御殿場、小山、裾野、あの辺に、テクノベルトと言われるほど外資系の企業がべつたり張りついでいます。しかし東部の場合、地元とのつながりというのが西部ほど横縦的ではない

10

今こういう東、中、西と静岡県を例えにとれば、地元はこうやつてよくわかるわけですから、ここでいったときに、確かに山紫水明の地でシステムエンジニアがシステムをつくりたいという発想はわかるわけです。ただ、これは労働省が企業やあるいは個人に対しても、間接的でございますけれども、助成をするというような仕組みになってしまったりますし、やはりこのソフトクライシスにそれだけの人材を確保しなきゃならない、あるいはそれだけの人材を供給する講師を派遣しなきゃならない。そうなつてまいりますと、講師がそんな山紫水明の地まで行けるかどうか。

今、有能なシステムエンジニアというの、そんなんに數多く一企業の中にいるとは私は考えておりません。今、毎年理工系の学生が卒業しますけれども、ほとんど大手の情報産業社会で吸収してしまいます。中小企業ではシステムエンジニアを育てるのに非常に困難な状態にあるわけです。今度の政策のコンセプトは、やはりそういうことを解消するために、地域にしかるべきセンターをつくり、そこで、有能な教授陣を配置をして、中小企業やあるいはその地域の産業のニーズにこたえられるような、もちろんプログラマーも含めて、いわゆるシステムエンジニアを教育していくこうということだと思うのです。

特に、局長御承知のように、オンラインシステ

ムなどというのは、チームで一つの計画を計画していくわけです。そのチームの教育の問題もあると思うのです。

また、人材の確保のために、毎年一ヵ所で四十五名程度、それは前後するかもしれません、六ヵ所で二百四十名、それが三ヶ月のサイクルですから四回あるわけですね。そういうふうにやってみますと、例えば十年間で何名だろう。これはもう局長も簡単に頭の中で計算なさるようだ。この九十七万という膨大な数に対しても、これだけでは非常に大変だなという感じもするわけでございま

まず第一点として、このセンターをつくるとな

れば、いわゆる産業のベースの部分で、そこに人を派遣して、三ヶ月間、旅費を出して行くわけですから、それだけの産業の集積の基盤がなきならない。それだけの私は勉強したいという人材がいなきやならない。また、そういう人に對して指導できる指導者がいなきやならない。簡単にできるものじゃないと私は認識しておるのであります。

私の認識が間違いであれば、ここで訂正していただきたいし、いわゆる各企業から人材を派遣するにしても、例えば富士通にしても日電にしても、有能なシステムエンジニアというのは、相当な高給取りであり、あるいは自分で独立できるほどの才能を持つっています。そういう人間が例えはる何時間かを割いて三ヶ月間だけそこへ行って指導しないとい、これは企業にとって、あるいは学校から教授を派遣するにしても、これは後できょうは文部省を呼んでいますから聞きますけれども、文部省も学部の増設をどんどん今やっているので

たノートでやられたのでは、優秀なシステムエンジニアは育たない。そして大学は将来のために人材を育成するのですけれども、その教授を集めることで、他の多方面の問題も解決されることがあります。それで、私はこの問題を解決するためには、建物をつくる、教室はつくって定員は増にしたけれども、優秀な先生が来なかつたら、三十年前や十年前や五年前の古びたノートでやられたのでは、優秀なシステムエンジニアは育たない。そして大学は将来のために人材を育成するのですけれども、その教授を集めることも大変だろうと私は思うのです。

そうしますと、このセンターを設置するというところの一番の政策の根っことの考え方を明確に、私は先ほど來の論議の中でちょっと疑惑を感じておりますので、ここでもう一度きちんととしたセンター設置の、何と何と何をもとにして考えて六ヵ所となさったのか、それを明確に御答弁いただきたいのですが。

○櫛橋(祐)政府委員 事業を推進する際に、当該地域において事業を行なうことが我が国のソフトウェアの供給力強化にとって効果的であり、かつこの事業の採算性を見込むに足る利用が期待できるということではないと、おっしゃるようになつた

く第三セクターを設置しても、これが所期の目的

は確保できない事態になることは御指摘のとおりでございます。この趣旨で、事業計画が提出されました段階で、その地域のプログラム業務従事者数がどのくらいあるか、ソフトウェア業を営む業者数がどのくらいか、電子計算機を利用する産業、これはユーザー産業等でございますが、この集積の程度がどのくらいか、そういうことを勘案して事業の推進に適する地域であるかを確認することが先決であることは、全く御指摘のとおりでございます。ただ、私が山紫水明と申し上げましたのは、東京二十三区と比べれば地方において山あり川あり、しかし山や川だけではもちろんございませんので、そこに今申し上げましたようなこのセンターの目的を達成できるある程度の、あるいは相当程度の潜在的な諸要素がなければいけないということは、まことに御指摘のとおりでございますので、ここでその基準を明確に申し上げておきたいと思います。

たが、具体的な基準さらに突き込んでいっては、現在まだ法律案を御審議中でございますが、どうすることにするかということにつきましては、関係省部内で検討中でござりますけれども、例えば、関係省部内で検討中でござりますけれども、例えば、人材育成事業を行いますセンターにおいては、我が国のソフトウエアクラシスの解消に効果的な役割を果たすためには、年間最低百人程度、先は四十人クラスで四回転ですから、計算上は平均的に一センターで百六十人SEを育成することが期待されておりますけれども、少なくとも百人の年間の利用が継続的に見込まれるような地域、先ほどの諸要素から見てそういう地域でなければいけない、このように考えております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げました重要な要素を前提にいたしまして、具体的な基準については、法案の成立を待ちまして、関係省庁の御意見を調整いたしながら、基本的な指針をつくっていきたいと考えているわけでございます。なお、年間六ヵ所で五年間三十ヵ所つくって、それを十年間で、三十ヵ所というのは横ばいとし

○ 橋本(佐) 政府委員 事業を推進する際に、当該地域において事業を行う我が国のソフトウェアの供給力強化にとって効果的であり、かつこの事業の採算性を見込むに足る利用が期待できるということではないと、おっしゃるようになつた

については、法案の成立を待ちまして、関係省庁の御意見を調整いたしながら、基本的な指針をつくるべきたいと考えているわけでござります。なお、年間六カ所で五年間三十二カ所つくつて、それを十年間で、三十カ所というのは横ばいとし

て、やっていつて、SEがどのくらい育成されるかということにつきましては、不十分ではないかという御指摘がございましょう。これは先ほども別の先生が御指摘でございましたが、一応私どもの予測では、三十カ所に限定されましても、大体五百人程度のSEを毎年育成できるとすると、十年間の累積で約四万五千人は育成できるであろうと期待をいたしておりまして、その四万五千人の方々が累次各企業において先生の先生になつて、波及的に五名、これも計算上でございますが、五名のSEを養成をするということによつて、一二十二、三万人のSEがさらには波及的な効果として十年間に育成されるであろう。本来ここで育成された四万五千人と二十二、三万人と合わせまして三十万に近いSEが養成されるものと期待し、そのための努力をしていきたいと考えておるわけでございます。

○鶴井委員 重ねてお伺いしますけれども、さ

きの御答弁の中で、システムエンジニアが四十七

万ほどというお話をなさつておられました。今三

十万というと十七万不足する。それでも十七万足

りないわけですが、この十七万の補てんは、例え

ばどういうような認識でいらっしゃるか? というこ

とが一つと、今の御答弁の中で、それだけの頭脳

の集積したいわゆる産業基盤のあるところが必要

であるというお話がありました。そうしますと、

通産省は、この前の法案で、私も審議に参加させ

ていただきましたけれども、頭脳立地法が成立

し、全国で四カ所承認しているわけです。こうい

う頭脳立地のかかつているところ、あるいはテク

ノの網のかかつているところ、こういうところは

相当有力な候補地と理解してよろしいんですか。

○鶴井祐政府委員 先ほど申し上げました二〇

〇〇年時点でのソフトウエアの需給予測につきま

しては、あるいは私が舌足らずであったかもしれません、二〇〇〇年時点での需要は八十三万人

想定をされまして、需給ギャップ、不足分が四十

二万人と申し上げたつもりでございます。この四

十二万人のうちでシグマシステムによる解消効果

が十一万人、一人といふのはちょっと細かい単位で計算しておりますが、計量分析では十一万人解消できるであります。三十一万人のシステムエンジニアの不足が二〇〇〇年時点で予測されますから、この三十万人強の人たちを、先ほど申し上げ

Eについては解消できるんではないか、こういう収支バランスを考えておるわけでございます。

それから、頭脳立地の対象地域と今回の我々のソフトウエア人材育成対策地域との関係でございまますけれども、それぞれ対象とする事業の目的、内容が異なるものであります。御承知のように

頭脳立地法は極めて知識集約的な研究所等を地域に定着させて、それを核として技術開発基準を高めています。このように見地でございますが、我々はS

E等の人材育成を中心と考えておる。そういうことながら、双方の法律の対象の地域が重なるといふことはあり得るわけでございます。しか

な場合には、相互に緊密な連携をとりながら、双方の対策の実効が上がるよう努めてまいりたい

と思います。

地域が重複しまして、例えば頭脳立地の中核体と我々のソフトウエア人材育成の中核体とが同じ

主體でいいのかどうかというような議論がもし出

てきた場合、その場合についての検討は今後も違いますし、それから、これだけ重要なことを

一つの主體で、株式会社でございますから経理区分もなかなかいろいろ制約がございますし、それ

をマネージする人材の問題もございますので、果たしてこれだけ重要な業務が二つ同じ主體で円滑に行われるかどうか、原則論ではございますが、私

には優秀なインストラクターの確保が一番重要であるということは当然でございます。私はいたしましては、具体的には、長い蓄積を持っております情報処理振興事業協会、ここ

にはストラクターの確保についていろいろな助言や

情報の蓄積等がございますので、このIPAと略称されております協会から地域センターへイン

ピューターについていろいろな方に聞いていきますと、世界においても国内においても、特に

ハードのメーカー側の非常に激しいシェア争いの中でコンピューターは育つてきているわけです。

システムエンジニアもそういう中におけるわけでございましょうから、原則論は、私は、二つの事業

の一体化、一緒にやるということはなかなか難しい

といつていますが、なお地域の事情等をよく伺つて

この地域センターに深いかかわりを持たれます地

検討してまいりたい、このように考えております。

域のコンピューターや情報サービス事業者に対しても、インストラクターの派遣の要請をいろいろお願ひしていきたいと考えております

が、通産省としましては、この地域ソフ

テーのインストラクターの養成に今年秋から並行

して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。既に、先ほども申し上げました情報処理

技術者試験において特種あるいは一種の情報処理

の資格を得ていて非常に高度な技術を持つている

方々を対象いたしまして、研修の方法論をいろ

いろ教える、これは一回一週間から十日程度、集

中的に二、三十名程度の単位で全国五、六カ所で

行いたいと考えております。

これは、特に地域ソフトウェア開発センター、

略称ですが、そのセンターの指定が行われた地域

においてこうした高度の研修を行つて、地域セン

ターに必要なインストラクター、我々としまして

は五、六名程度を想定いたしておりますが、先は

ども申し上げました情報大学校構想等の予算の中

でこの手当をいたしました。早急に、平成元年

度六カ所のセンター指定と同時に、あるいはそれ

は非常に重要なと私は思うのです。そういう、

先生が何を教えるかという問題、その教材は一体

どこでつくられるのか。いわゆる先生の先生を選

ぶ条件、どういうことを基準に選考するのか。特

に、こういう方の待遇等については非常に思い切

ったことをしなければ、いい先生は集まつてこな

のではないかという考え方もあります。この辺のと

ころは、どうお考えですか、講師の条件。

○鶴井祐政府委員 御指摘のように、人材育成

事業の高度な教師となるインストラクターの確保

が一番重要であるということは当然でございま

す。我々いたしましては、具体的には、長い蓄

積を持っております情報処理振興事業協会、ここ

に答えてください。私は素人だけれども、局長は

専門なんですから、もつとさつと答えていただい

て結構です、ここでどうのこうのということを申

し上げるわけじゃありませんけれども。

特にここで局長をお伺いしたいのは、我々がコ

ンピューターについていろいろな方に聞いていき

ますと、世界においても国内においても、特に

ハードのメーカー側の非常に激しいシェア争いの

中でコンピューターは育つてきているわけです。

ざいまして、例えば、御承知のように世界で言えばIBM、日本の国で言えば日電がガリバー型のあるいはシニアを持っていると言われる分野もあるわけでございます。そうなつてまいりますと、どうしても、例えば参加企業があるわけでございますが、今の局長の御答弁を要約すると、企業から優秀な方が来てくださって、その方に、こういふ内容を教えてくださいよといふ、いわゆる通産省流に言うとハウ・ツー・ティーチを教えて、それで集まってきた生徒に教えるということだと思います。

そこで、私が非常に心配しますのは、先ほど来問題になつてゐる機種。自分は例えば富士通なら富士通、日本電気なら日本電気でシステムエンジニアとしていろいろなことをやつてきた。そうすると、概念設計やいろいろな考え方というのは、そのコンピューターに合つたシステムを構築しなければならないということが頭の中にあるわけです。ここでは一体どういう内容で教えられるのか。

それから、そのセンターにはどういう機器を入れになるのか。私は、これはある意味ではニートラルであつてほしいし、それによつて将来の日本のコンピューターといふものがどちらかにシフトされるということがないように、通産省は十分お考へであると思ふけれども、先生が何を教材にして、どういう機器をそこに設置して講義をするかによって非常に影響される。そういう意味で、ここでやられることは、メーカー側の利害がぶつかるとかそんなことは置いておいて、本当にニュートラルで、優秀なシステムエンジニアがその中で育つていくような、そういう教育環境であつてほしいと私は思ふわけです。しかし、それが余り純粹培養であつてどうのこのうのといふことなどが現在の産業社会の中であり得ないことはわかつておりますが、少なくともある程度ニートラルであるかなという感じを通産省としてはお考えだらうと私は思ふのでござりますが、この辺についてごく簡単にお答えください。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕

○櫛橋(祐)政府委員 お答えします。

蔽伸先生は特に専門家でいらっしゃるので、緊張してお答えしているわけでございます。

とのシステムエンジニアを対象として教える場合ですが、システムエンジニアの場合には、これ

は新規に説法でございますが、ソフトウエア設計作業等の上流分野のものでございますから、言う

ならばハード、ソフトやOSの違いは余り影響が

ないと思いますが、今回の教育は、シグマシステ

ムにおいて異なる機種のハードウェアやOSを容

易に接続してソフトウエアをやりとりできる工夫

念は少ないとと思つております。

○蔽伸委員 導入する機器はどういう機器を考えられるのですか。各センターで自由ですか。それとも、こういうものを導入しないと言いますか。

○櫛橋(祐)政府委員 シグマシステムのOSは、

現在世界の主流になつておりますUNIX・OSをベースにしておりますことは御指摘のとおりでございます。このUNIXは利用可能な最新のものではあります、御指摘のように、R4で

か、秋からUNIXの新しいバージョンが発表さ

れることとなつております。シグマシステムとしましても、こうした日進月歩の技術的な進歩、

Sを高度化させるということで考へておられます。

今シグマとおっしゃいました。これは基本ソフ

トの部分はUNIXを使つていらつしやるわけでござります。私いろいろなコンピューターメー

カーの方と懇談をする機会があるのでございま

すけれども、このUNIXについて一部で言われ

ていることを直に申し上げますと、私もここで

確認の意味で質問するわけですが、今シグマ計画

の中で使つてあるソフと、いふものはUNIXの

中のシステムV、リリース2といふのですが、こ

れを基本にしております。UNIXもどんどん技

術の革新が進んで、今リリース4の段階です。こ

のリリース2といふのは、性能としては前世代と

は言いませんけれどもちょっと前の機種でござい

ます、こういう言い方をされております。むしろ今はリリース4にシフトしているのに、こういう古い機種でいかがなものですかというような御意見もござりますし、中には、もっとすぐれている

BSDという基本ソフトを使つた方が、改良されたBSDを使つた方がはるかに処理能力がすぐれていますよ、もちろんワークステーションです

から、そういう意味でこの方がいいですよ、こう

いう意見があるわけでござります。何か古い機械を持ち込まれるという意見が一部言われかねない

空気にございますけれども、その辺はいかがでござりますか。

○櫛橋(祐)政府委員 シグマシステムのOSは、

現在世界の主流になつておりますUNIX・OSをベースにしておりますことは御指摘のとおりでございます。このUNIXは利用可能な最新のものではあります、御指摘のように、R4で

か、秋からUNIXの新しいバージョンが発表されることはなつております。シグマシステムとしましても、こうした日進月歩の技術的な進歩、

Sを高度化させるということで考へておられます。

今シグマとおっしゃいました。これは基本ソフ

トの部分はUNIXを使つていらつしやるわけでござります。私いろいろなコンピューターメー

カーの方と懇談をする機会があるのでございま

すけれども、このUNIXについて一部で言わ

れていることを直に申し上げますと、私もここで

確認の意味で質問するわけですが、今シグマ計画

心になります情報処理振興事業協会、IPAにお

いて、指導の共通する基本的な部分あるいはイン

ストラクターの教育の基準的な方針、こういうも

う教則ですね、いわゆる教授内容といいますか、

教える内容は、どこで、だれが、どのようにつく

られますか。

○櫛橋(祐)政府委員 基本的には今回の事業の

中で使つてあるソフと、いふものはUNIXの

中のシステムV、リリース2といふのですが、こ

れを基本にしております。UNIXもどんどん技

術の革新が進んで、今リリース4の段階です。こ

のリリース2といふのは、性能としては前世代と

は言いませんけれどもちょっと前の機種でござい

ます、そこにおいていろいろの御意見でこれを進めしていく所存でございます。

○蔽伸委員 先ほど来システムエンジニアが論議になつているわけでございますが、プログラマーと違つてシステムエンジニアというの、いわゆる高度のレベルをその人に要求されると私は思うのです。例えば私が銀行のオンラインをつくる

う、あるいは商社のオンラインをつくるというと、商社なら商社あるいは銀行なら銀行の金融関係に対する業務知識をしっかりと持つております

と、向こうの要望に対してもこだえられない。あるいは語学力を要求されてみたり、いろいろな意味で、その人の力、システムエンジニアの力によつて、すばらしいシステムができるかできないか、これは使いやすくなるか使いにくくなるか、相当確度の高いといいますか、要素といふのはあると思うのですが、例えは、このセンターをおつくりになつて、そこから卒業してくるシステムエンジニアに対して、少なくとも、卒業したときに、これ最初からけつまづくわけです。いわゆるシステムエンジニアを養成するということに対しても、お客様のいろいろな要望やなんかをきちんと聞いて、それを組み立てていくわけですから、プログラマーとしての基礎的な知識も必要でしようし、あらゆる分野の対応が、解析力がなければならぬと思うのですが、本当にそこで育つてくる例えばシステムエンジニアの資質について、何かこのくらいはというようなお考へはあるのですか。

○櫛橋(祐)政府委員 おつしやるよう、システムエンジニアは、プログラマーと違いまして、單に情報化の知識がすぐれておるというだけではなくて、例えば銀行のオンラインをつくるという場合に、地方銀行において、どういう

くらいいはというようなお考へはあるのですか。

○櫛橋(祐)政府委員 おつしやるよう、システムエンジニアは、プログラマーと違いまして、單に情報化の知識がすぐれておるというだけではなくて、例えば銀行のオンラインをつくるという場

合のシステムエンジニアは、銀行の業務に精通をしていなければいけない。特に、例えば地方であります場合には、地方銀行において、どういう

ニーズがあつて、どういうふうにプログラムを組んでいくか。産業界においても、鉄鋼産業の場合にどうするか。いろいろの企業、地域の特性に応

卵として派遣してもらつて、そこで高度の育成をして、そういう人たちが企業に戻つて、その当該企業のニーズに応じた、例えば第二次オンライン、第三次オンラインを構築していくということになることを期待しております。これはもう実際にそういう実践の場で生かせるような高度の教育を即戦力としてつくっていく、その人がまた企業に戻つて周りの人を可能なSEに育していくといふ、こういうような波及効果を期待しているわけでございます。

ら、これは決してどうのこうのということじゃなくて、お答えをいただきたい。文部省を呼んであるのですから、これから文部省に聞くものですから、ちょっと認識で、言葉の使い方で、誤解があるといけませんので。

我々が認識しているのは、産構審の答申があつたときには、通産省と文部省の間で情報大学校構想について非常に意見がかみ合わなかつた。例えば我々が地元へ大学を設置しようと思ひますと、いわゆる学校教育法にがちつとはめられて、いろいろなことをやられるわけです。大学をつくるということについて文部省さんは非常に厳格であつて、あだやおろそかにつくらせてはいただけないわけです。ただ、先ほど来回か、情報大学校構

たい青年を技術者として育成をしていく、言うならば専門学校程度の知識にまでせり立つていいた
いということとで銳意これをやっておりまして、現
在約百三十校を地方に指定をしておりまして、手
前みそでございますが、プログラマーの育成を中

○櫛橋(祐)政府委員 まず最初の御質問の人材確保の需給バランスでございますが、一九八五年度からどうですか、こういう使い勝手のいいのがござりますよといつて、そういうパッケージ型のソフトをこれからもつとめと民間や個人も使っていけるような対応を考えることが、このソフトウェアのいわゆるクライシスと言われることの解消には、逆の意味で役に立つのじゃないかと思いますが、この二点、いかがですか。

で、こういう問題を逆の方から解決するのは、いわゆるソフトについても、自分に合ったソフトをつくってください。こういうパーソナルな、自分に合ったという感覚ではなくして、標準化されるようなパッケージ型のソフトをお使いになつてください。

心に大変大きな成果を上げつつあるものと考えております。
それから、もう一つは、先ほど来數仲先生も御指摘のように、言うまでもなく企業内において優秀なSE等を育成していく努力を当然やっていただかなければいけない。そのための助力をするというものが今回の法案のねらいでございまして、こうした諸般の対策を講じて、教育面においても大いに手を上げていきたいと考えておりますが、情

○櫛橋(祐)政府委員 まず最初の御質問の人材確保の需給バランスでございますが、一九八五年度からどうですか、こういう使い勝手のいいのがござりますよといつて、そういうパッケージ型のソフトをこれからもつとめと民間や個人も使っていけるような対応を考えることが、このソフトウェアのいわゆるクライシスと言われることの解消には、逆の意味で役に立つのじゃないかと思いますが、この二点、いかがですか。

報大学校構想については、今申し上げたような趣點で行っているわけでございます。

はシステムエンジニアが十七万人、プログラマーが二十六万人で四十三万人、これが二〇〇〇年時点で需要がシステムエンジニアが八十三万人、プログラマーが百三十二万人、合計で百二十五万人

学校の中に情報大学校という看板か、名称が定義しているわけですね。それではよろしいわけです。
ね。

て、従来の施策の延長ではシステムエンジニアが四十一万人、プログラマーが七十七万人、合計百八十八万人で、システムエンジニアが四十二万人、プログラマーが五十五万人、合計九十七万人の不足になる。これを我々の対策別に解消の計画を申し上げれば、プログラマーにつきましては、需給

○藤井委員 これはこの辺でやめておきます。
は通称でございまして、情報化人材対策連携機関
という正式な名称になつてゐるわけでございま
す。

ギャップ五十五万人のうちで、シグマによる効果が一番大きくて四十五万人、情報大学校等の構想で十万人で、大体解消できるものと期待しておりますが、システムエンジニアについては、需給ぎりぎりで、月二千人の需要は一ヶ月の効果は

いのは、先ほど局長の御答弁の中で、いよいよプラットタイプ、これは基本的といいますか試験機といいますか、そういう段階に入りました。それからいよいよ実戦の段階に入っていくと思うのでござりますけれども、これによって、先ほど来呼ばれておるソフトウェアクライシスに対する人材の不足分に対してどの程度機械が取つてかわらうと考えていらっしゃるのか、これが一つ。

シグマ四十ニ二万人のうちで、シグマ効果は十万人、情報大学校等ではこれは高度な教育ができるせんので、S.E.は解消できない。つまり、シグマによる効果だけで、三十一万人の不足を生ずるので、先ほど来申し上げました三十万人近い対策をこの法案成立の暁には十年間で期待をしたい、こういう需給バランスでございます。

それからもう一つの御質問の、日本ではどうも汎用プログラムの活用が非常におくれているので、

それから、これはちょっとシグマ計画とは違いますけれども、私は、これから通産行政の中

はないかというのが、現実問題として御指摘のように大変大きな問題でございまして、例えば、必

さしも当然ではないかもしませんが、洋服で言ふと、もう今やデパートには大体の体型に合う既製品があるわけでござりますけれども、日本人の方々は中には既製品じゃなくて全部仕立ておもしやないといけない。例えば、差しさわりがあるかもしれません、銀行のオンラインシステムの開発も、有力銀行がこぞって膨大なログラマー、システムエンジニアを投入し、かつ相当の金額をそれぞれがお出しになって、なおかつ問題がある、完成をしていないというようなところもございますし、地方銀行、相互銀行においては、資金力、人材確保の見地からいって、その競争はある、完成をしていないというようなところもございますし、資金力、人材確保の見地からいって、その競争は大変に問題になっているわけでございまして、これは一つのプログラム開発の大きなネックになつておるわけでございます。そういう点で、我々としましては、既に汎用プログラムの促進ということで情報処理振興事業協会は大変しにせで、十年来その施策を開拓しておりますが、徐々に汎用プログラムも上がつてきておりますが、まだ全体のプログラムの一割程度でございます。アメリカにおいては六割が汎用プログラムと普及しておりますので、それを柔軟にそれぞれの目的にリアレンジしていくということで対応している。これが日本ほどソフトウェアクライシス、プログラムの大富な不足、いいプログラムを確保するには膨大な人員とお金をかけても数年かかるというようなことになつていらないアメリカの実情であろうかと思ひますので、汎用プログラムの普及についても各般の対策を大いに講じてきておるところでありますし、これからも強化をしていきたいと考えておるわけでございます。

○鶴伸委員 では、通産省はまだ後ほどお伺いしますけれども、ここでちょっと文部省にお伺いしたいわけでございますが、先ほど来大臣、局長が御答弁ございましたように、高度情報化社会への対応というのは日本の国にとって今非常に重要な政策課題であるということは認識の一一致するところであろうと思うのでござります。しかし、我々の世代というのは、子供のときからコンピュー

ターと接する機会が非常に少なかつたものですから、先ほどお話ししたように、キーボード一つならたくのも非常に違和感といいますか疎外感を感じるわけでございますが、さはさりながら、これがからの二十一世紀を担っていくかわいい子供たちには、そういうことではなくて、ファミコンといいますか、ゲームソフトの中で、コンピューターに対して何するものぞとどんどん飛び込んで見ますし、こういう時代の急変に文部省が対応するのは非常に困難な面もおありかと察するところでございますが、この点を徐々にお伺いしたいわけでございます。

そうすると、まず我々が子供たちに、例えば小学校の子供たちに、どの程度のことと文部省では考えていらっしゃるのかな。子供たちは自分たちでコンピューターにはなれ親しんでいるわけでござりますから、教育現場の中でこれをどう取り込んでいくか、これは非常に重要な課題でもありますし、それから中学校では、高等学校では、先ほど来問題になつた専門あるいは専修学校の中はどうするかということは非常に大事ですし、大学の理工系の学生をどうするか等々、これは通産省の行政がございますが、それ以上に国民的な基盤の中で底上げするのは、文部省の二十一世紀へ立ち向かっていくといいますか、それに対応できるような教育の確立が非常に大事だと私は思うのです。しかし、現在までの文部省の教育の経験の中でも、我々がそうであつたように、例えば文部省の今行政を預かっている、きょうお見えの課長さん方の中でも、コンピューターについては自分もオペレートできますよというくらいの方が数多くいらっしゃると思いますが、意外と少ないのかなといふ、これははあえて聞きませんし、そんな必要もございませんが、我々の世代はそういうところから非常に疎外感を持つてゐるわけでございます。しかし、では何をどうするのかということについて

は、これは非常に重要なことであって、御専門であつても電子機器については余り理解が深まらない等々があると思うのでござりますが、聞き及ぶところ、いわゆるC E C、この中でどういうことを教えていたらいいのかということをいろいろ研究していらっしゃるようですが、現在のC E Cの進捗状況、そこで何がわかつて、それが現在の学校教育の中に生かされている部分があるかどうか、その辺のところをお伺いしたいのです。

○辻村説明員 小中高等学校の段階で今どのような現状にあるかということと、それからC E Cがどのようななかかわりを持つかといふお尋ねかと思いますが、昨年三月末現在の資料では、全国に公立の小中高等学校等四万校余りござりますが、総数で十万台くらいのコンピューターが学校に導入されておりまして、小中高によつてはばらつきがございますけれども、おおむね三、四校に一校の割合でコンピューターが入つてゐるということをございます。学校段階によつてそれぞれ中身は違いますが、小学校、中学校の段階では、なれ親しませるあるいはコンピューターを使ってショーナンピューターの中身あるいはコンピューターの機能等についての専門的な教育をする、こういうような現状でござります。今後は、これをさらにレベルアップさせて、中学校の段階でも、選択教科ではありますけれども、教科としてこのコンピューターについて教えていくこうというような方向に文部省も踏み出す。それから、高等学校の段階でも、従来は職業高校を中心としたけれども、普通科高校におきましても情報というようなものを教科として取り組んでいくというような、新しい学習指導要領の改定を今回行つたところでございます。

ことになりますと、今はメーカーによつてさまざまに操作方法といましようかそれが違うといふことで、この研究をやること一つにつきましても不便を來している。それから、子供たちの間の学習という面でも不便があるということで、できる限り、互換性と申しましようか、そういうようないものを持つて、メーカーがこそつて子供たちにふさわしいコンピューターを開発していただきたいということでお願いをしておるわけでございまして、現在精力的な研究が続けられているというふうに理解しておりますが、それが成果を学校に還元していただきますれば、学校教育におきますコンピューター教育の普及という点で大変力があるであろうというふうに考えております。学校現場とCECとの関係ということになりますと、我々は、ユーザーとして、CECにそうしたすぐれた機能を持ったコンピューターを開発していくたゞく、そういうお願いをする立場であるということをございます。

○鶴仲委員 もう一点は、大学教育の方でやはり優秀な理工系の生徒の方を社会に送り出していたくだくいうことが非常に大事だと思うのですが、そちらの方はどうなっていますか。

○草原説明員 お尋ねの大学等における情報技術者の計画的な養成についてでありますけれども、これについては、文部省の中に、臨教審の答申を受けて教育改革実施本部を設けまして、その中の情報化専門部会において検討を進め、昨年の六月に中間的な取りまとめを行つたところでございました。この中間まとめにおきましては、情報技術者の養成目標と、それから、それを達成するための具体的な施策についての提言をしております。

養成目標につきましては、情報技術者のとらえ方については、ソフトウエア技術者あるいはハードウエア技術者、こういうとらえ方もございましょし、あるいは高度の研究開発業務に従事するような技術者、それから一般的な利活用を主とするような技術者等の分け方もあると思います。この中間まとめにおいては、それらをすべて視野に

入れまして、広い意味での情報技術者というと考え方をいたしております。

このよろとらえ方をいたしまして、二〇〇〇年に必要とされる情報技術者の数は二百三十万ないし三百万人ぐらいであろう、そのうち学校教育機関で養成すべき技術者の数というのは百五十万ないし二百二十五万人程度、こういうふうに想定をいたしまして、大学等における関連学科の定員増を図る必要があるとしているわけでございま

す。また、このような量的な整備のほかに、質の充実ということが極めて重要でございます。このために、大学院の充実強化、教育内容の改善、すぐれた教員の確保、社会人の再教育、これらを推進する必要があるということを言つておりますし、また、大学はもとより、小中高等学校レベルにおける情報処理教育を含めた一般的な情報処理教育の充実強化を図る必要がある、こう言つてゐるわけでございます。

文部省では、この中間まとめの趣旨に沿つて、必要な施策を講じておるところでございます。

○**藏仲委員** ここは商工委員会でございますから、わざわざおいでいただきて大変恐縮でござりますが、やはり日本の将来のために、今通産省もこの問題は大臣を初め本気になつて、二十一世紀に向かつて政策を実行しよう。やはりそのベースの部分は、きょうお見えの文部省の皆さんとのところ、すばらしい子供さんを、また社会に適応するような子供さんを育てていただくことが非常に重要でございますので、きょうはあえておいでいただいたわけでございますが、これはちょっと余り申し上げるのもじくじたるもので、しかしこれは残念だなと思ひながら申し上げるのを、気にしないで、多少は心にとめて、聞いておいでいただいたいのです。

いわゆる小学校ではコンピューターが学校数に対して一三・五%、中学校は三五・五%、高校へいきますと九〇%を超えておるわけでございますし、私はやはり小学校、中学校の分野でこれはも

う少し努力をしてくださるのだなと思つておりますけれども、ソフトをお持ちになっておる本数も余り多くはないのかなという感じはいたします。これは

ないし二百二十五万人程度、こういうふうに想定をいたしまして、大学等における関連学科の定員増を図る必要があるとしているわけでございま

す。これは意見の分かれるところだと思いますけれども、コンピューターの機器そのものが非常に精度の高いものであるということで、やむを得ない面

もあるらうかと思ひますが、小学校、中学校というものは、やはりそのほとんどが、七割以上が職員室に置いてあるわけですね。僕は余りいい子供じゃなかつたですから、職員室に呼ばれるのは大嫌いです、怒られるときぐらに呼ばれるだけで、余りあんなところは近寄りたくない、遊んでいた方がよっぽどいい子供でした。でも、今のコンピュー

タ―は七割ぐらいあそこに入つてゐるわけでございまして、やはり小学校、中学校は、もう少し特別教室やなんかの中で専門の先生がいて、もつとも

親しめるような雰囲気の中で使わせていただきこ

とは教育上まずいのかなという考えは持つております。これは意見で、御答弁は求めませんけれども、そういうことも我々の立場から、もつともつと子供にまづなれ親しんでもらう、接してもらおう

といふ方向の方がいいのかなと、これは希望的意見として、聞きおく程度で結構でござります。

これはちよとお答えいただきたいのは、今子供たちがやつていらつしやるファミコンですね。

もう物すごい台数が入つておりますが、あそこに出てくるのは、ほとんどゲームでございますが、

最近有名になつたのはドラゴンクエストなんか

ありますけれども、最近のコンピューターも八ビットから十六ビット程度でやるものですから、非

常にスピードも速い。しかし、あそこで出てくる物語は、どちらかというと、力をだんだんつけて

いつて敵を倒していく。敵を倒すというのですね。あるときにはお金を獲得して次の新しい武器

をつけていくというのがあそこの中で物語として出ているわけです。

私は、あれは勇気やあるいは強くなつていこう

という、人生経験の中では非常に大事なことだと思ひます。私は、あのゲームそのものがどう

じゃなくて、文部省もこれからソフトウェアの中いろいろなことをもっと、真剣にいろいろなこ

とを研究していらっしゃると思ひますけれども、例えば僕なんか昔は、科目が好きといひんじ

やなくて、先生が好きで小学校のときは数学が好きになつた。あるいは音楽が好きになつたのは、先生が好きでそこに行つたわけです。嫌いな先生

が好きでそこに行つたわけです。嫌いな先生の学科なんというのは、逃げて歩いて、行きもし

かなかつたですから、職員室に呼ばれるのは大嫌いです、怒られるときぐらに呼ばれるだけで、余りあんなところは近寄りたくない、遊んでいた方がよっぽどいい子供でした。でも、今のコンピュー

タ―は七割ぐらいあそこに入つてゐるわけでございまして、やはり小学校、中学校は、もう少し特

別教室やなんかの中で専門の先生がいて、もつともつと子供にまづなれ親しんでもらう、接してもらおうといふ方向の方がいいのかなと、これは希望的意

見として、聞きおく程度で結構でござります。

これはちよとお答えいただきたいのは、今子供たちは教育上まずいのかなという考えは持つております。これは意見で、御答弁は求めませんけれども、そういうことも我々の立場から、もつともつと子供にまづなれ親しんでもらう、接してもらおうといふ方向の方がいいのかなと、これは希望的意

見として、聞きおく程度で結構でござります。

これはちよとお答えいただきたいのは、今子供たちは教育上まずいのかなという考えは持つております。これは意見で、御答弁は求めませんけれども、そういうことも我々の立場から、もつともつと子供にまづなれ親しんでもらう、接してもらおうといふ方向の方がいいのかなと、これは希望的意

見として、聞きおく程度で結構でござります。

これはちよとお答えいただきたいのは、今子供たちは教育上まずいのかなという考えは持つております。これは意見で、御答弁は求めませんけれども、そういうことも我々の立場から、もつともつと子供にまづなれ親しんでもらう、接してもらおうといふ方向の方がいいのかなと、これは希望的意

見として、聞きおく程度で結構でござります。

これはちよとお答えいただきたいのは、今子供たちは教育上まずいのかなという考えは持つております。これは意見で、御答弁は求めませんけれども、そういうことも我々の立場から、もつともつと子供にまづなれ親しんでもらう、接してもらおうといふ方向の方がいいのかなと、これは希望的意

見として、聞きおく程度で結構でござります。

これはちよとお答えいただきたいのは、今子供たちは教育上まずいのかなという考えは持つております。これは意見で、御答弁は求めませんけれども、そういうことも我々の立場から、もつともつと子供にまづなれ親しんでもらう、接してもらおうといふ方向の方がいいのかなと、これは希望的意

見として、聞きおく程度で結構でござります。

これはちよとお答えいただきたいのは、今子供たちは教育上まずいのかなという考えは持つております。これは意見で、御答弁は求めませんけれども、そういうことも我々の立場から、もつともつと子供にまづなれ親しんでもらう、接してもらおうといふ方向の方がいいのかなと、これは希望的意

見として、聞きおく程度で結構でござります。

たいと思うのでございますが、これはごく簡単にお答えいただけますか。

○**辻村説明員** 同分にも小中高等学校、特に小中学校の段階でのコンピューター教育というの、率直に申しまして緒についたばかりということでお

そで、我々も力を入れておるわけでございま

すけれども、ただいま御指摘のソフトにつきまし

ては、学校の現場の方からも、もつと子供に魅力のあるようなソフトというような御要望もあるわ

けでございます。そういう意味で、一つの親子

科を克服するために、ゲーム感覚で、例えば数学

の集合であるとか因数分解であるとか、そういうのがゲーム感覚で子供がわかつたらば、先生に教

えられるより子供は接しやすくなるのかなという面も感ずるわけです、教育効果として。

それから、さつきのゲームの中で、何を言いたいかというと、我々が人生を歩んできまして、必ずしも力をつけるだけが人生じゃないな、あるときには親切とか思いやりとか、そういう優しさが

人生にどれだけ必要か、あるときには休養するこ

とも必要だし、お父さんやお母さんに相談するこ

とも必要だし、友達と相談したり、困ったときに家族でどうするとか、いろいろなことが人生の中には出てくると思うのです。

ところが、今、お父さん、お母さんは、あのゲームに参加できないのです。もうスピードが速くて、とてもじゃないけれどもついていけない。

しかし、もしも教育効果の中でああいうゲーム感覚の中で、お父さん、お母さんと一緒に参加して、家族で思いやつたり、あるいは人生にはいろ

いろな悲しみや苦しみがあるけれども、どうしようか。決して敵を倒すだけじゃないと思うのですね。一本の草木だって、あるいはあそこに飛んでくるいろいろな怪獣や何かいるわけですかけれども、やはり生命のとうさ等を教えていくといふ

ようなこともあってしかるべきじゃないか。ああいうものを教育の中で取り込んでいっていただき

たいと思うのでございますが、これはごく簡単にお答えいただけますか。

○**辻村説明員** 同分にも小中高等学校、特に小中学校の段階でのコンピューター教育というの、率直に申しまして緒についたばかりということでお

て、純粹な意味での使いやすさ、国民にあるいは地球上の全人類に合ったようなコンピューター社会があつてもいいと私は思うわけです。これが一点。

それからもう二つ、外はとも後質問があつた、いわゆる互換性の問題ですが、私は、互換性について、先ほどおっしゃられたように、各企業が自分たちの専門分野で先鋭的に技術を革新し、他との差別の中、あそこの機械より私の機械の方がはるかに使いやすいです、ソフトもこうです、これが現在の技術革新を生んで、ここまで進んできたと思うのです。でも、それは、ある意味では非常にすぐれて大事なのですけれども、今度はユーザー側から見ると、機械は、ハードはどんなにいいてもいい、あるいはオペレーションシス템はどのようになるとともいいから、持っているソフトに互換性を持たせてくれというのがユーザー側の気持ちだと思うのです。どんなパソコンであっても、自分の持っているソフトが使えるというような社会を構築していくだけないかな、それをクリアしていただけないかな、互換性という問題で今度はユーザー側からもう少し考えていただけないかというのが二つ目でございます。

Digitized by srujanika@gmail.com

に、実態調査によりますと、漢字を縦書きにしておられる方が多くなっています。確かに評価作業を行つておるわけでございます。やるとか、音楽のいろいろな教育方法についてこうだとか、いろいろたくさんのお問い合わせが寄せられておりまして、それをTRON仕様でどういうふうに教育用コンピューターについて取り入れていくか、こういうようなことで、いろいろな議論がありますので、少しく述べておきます。ですが、決して断念をしているわけじゃなくて、現状ではまだ観察研究を前向きに進めておるところでございます。

また、このTRONというのは、国際的にも注目をされておりまして、先般アメリカのUSTRE等において、何か標準化をつくつてアメリカのIBMがつくつておりますOSなどを排除するとい

坂村助教授が提唱された大麥世界的にも反響を呼んだ仕様でございまして、コンピューター、特に教育用コンピューターの関係ではBTTRON、それからNTTの通信技術についてはCTRON、まあ各分野においてTRON構想が提唱されておるわけでございます。

このTRONは、コンピューターとかマイクロプロセッサーを対象に、インターフェースレベルでの一連の標準仕様を作成するもので、それによつて特定のハードウェアやソフトウェアを開発するものではないわけでございまして、特徴としては先進性とかオープン性とか緩やかな標準性、こういうようなものがあるわけでございます。昨今、一部の新聞に、この教育用のコンピューターの開発にTRON、これはBTTRONというのですが、この仕様が採用されるという方向で検討されてきたところ、これが失敗というか、うまくいかないので、撤退するというような報道がなされておりますが、これは事実に反しております、現在教育用の開発を行つております文部省と共管のセンターにおきましては、既に六十二年の、これは十二社のメーカーから提案されましたBTTRONの思想をベースにいたしました試作機をつくりまして、この試作機についていろいろな角度か

性の活用が非常に多くなっておりますので、この互換性によってそうしたプログラムの有効的な、経済的な活用を図るということも重要でござりますから、その見地も含めまして情報機器の標準化、これらは技術開発の面と標準化の面で非常に重要な問題として国際協力を含めて鋭意進めているところでございますが、これは行き過ぎますと日進月歩の技術開発の芽を摘みますので、画面よく見ながらも相互互換性等の方向を検討していかたい、このように考えておる次第でござります。

○橋山国務大臣 委員の御質問や御意見をお聞きいたしておりますと、半分わかつた点もありますし、本当のところはわからない分野が多いわけですが、いずれにしても、高度情報化社会を求めて我々は懸命な努力をしているわけでございまして、何よりも大切なのは、

うような誤解を生じてきた面もありますが、専門家会合で私どものこのTRONの性格についての説明が十分説明されたと考えております。将来教育用コンピューターの分野においても、アメリカのIBMのいわゆるMS-DOSの仕様でいくつか、アメリカにおいてはアップルの仕様が非常に有力でございますが、日本においてはこのIBM方式があるいはTRON方式が成功すればそれになるのか、これは両建てもあるわけござります。また、誤解されております、これができたときに教育用コンピューターが皆TRON様式になつてしまふ、これを押しつけるというのも誤解でございまして、我々としては、これが成功すれば、その評価をよく認識していくだけで、学校の現場において教育用にどういうOSを採用するかはこれは学校長の判断でございまして、そういう意味でこれは排他的なものを考へておるわけではございませんが、TRONのすぐれた点はたくさんございます。

それから、もう一つの、標準化を進めていく分野につきましては、先ほど申し上げましたように、ソフトウエア資産の有効活用、特に先生御指摘の、我が国では汎用コンピュータープログラムです。

代に比較いたしますと、今日では情報処理の技術も相当進歩しておりますし、通信技術の進歩も個々をとつてきますと極めて著しいものがあります。したがつて、そういう意味では総体的に我が国経済社会の中核神經とも言えるようになつてきましたこと、これは経済の高度化に大きく貢献してきましたと私は思います。しかし、これは例えは悪いかもしれません、相手の方はがつしりと大きくなつてきたけれども、全体のバランスとなると、これはまだまだ、時には神經が切断しておる場合もありますし、全体のバランスは決してそれでならない。そういう意味で、今日の我が国の情報化社会の課題というものを大臣はどうに受けとめているか、ひとつ整理をしてお話をいただきたいと思います。

ざいますが、特にこの法案、それに対応する人間というか人間の素質と申しますか、そういうものの開発を主軸にするものでございます。いずれにしても、産業の進歩や人間生活の上に多くの利便性、快適性、こういうものを忘れないで、しかも今御指摘のあつたニーザーの立場を十二分に理解し合いながら、やれる分野のことを考えながら、本法案が成立をし、そしてこれが着実に実行されて、社会に貢献し役立つようにしてまいりたいと思います。

○藤仲委員 総わります。

○与謝野委員長 午後一時から委員会を再開することとしてこの際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時開議

○与謝野委員長 休憩前に引き続ぎ会議を開きます。

質疑を行ないます。青山丘君。

○青山委員 まず冒頭、限られた時間ですが、大臣に見解をお聞きしたいと思います。

御承知のように、産業界にコンピュータを導入されて我が国の情報化時代の幕あけ、初期の時

○梶山国務大臣 委員の御質問やら御意見をお聞
きになればなりまゝて、半分つかつて貰らりま

の活用が非常に広く行われておりますので、この互換性によってそうしたプログラムの有効的な、経済的な活用を図るということも重要なことでござりますから、その見地も含めまして情報機器の標準化、これは技術開発の面と標準化の面で非常に重要な問題として国際協力を含めて鋭意進めていくところでございますが、これは行き過ぎますと日進月歩の技術開発の芽を摘みますので、画面よく見ながら相互互換性等の方向を検討していきたい、このように考えておる次第でござります。

うような誤解を生じてきた面もありますが、専門家会合で私どものこのTRONの性格についての説明が十分説明されたと考えております。将来教育用コンピューターの分野においても、アメリカのIBMのいわゆるMS-DOSの仕様でいくつか、アメリカにおいてはアップルの仕様が非常に有力でございますが、日本においてはこのIBM方式があるいはTRON方式が成功すればそれになるのか、これは両建てもあるわけござります。また、誤解されております、これができたときに教育用コンピューターが皆TRON様式になつてしまふ、これを押しつけるというのも誤解でございまして、我々としては、これが成功すれば、その評価をよく認識していくだけで、学校の現場において教育用にどういうOSを採用するかはこれは学校長の判断でございまして、そういう意味でこれは排他的なものを考へておるわけではございませんが、TRONのすぐれた点はたくさんございます。

それから、もう一つの、標準化を進めていく分野につきましては、先ほど申し上げましたように、ソフトウエア資産の有効活用、特に先生御指摘の、我が国では汎用コンピュータープログラムです。

○与謝野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
午後二時開議

100

卷之三

100

午後零時三十分休憩

10 of 10

○与謝野委員長 午後一時から委員会を再開する

1

まいりたいと思います。
○蔽中委員　終ります。

8

考のながら、本法案が成立をし、そしてこれが着実に実行されて、社会に貢献し役立つようにして

100

十二分に理解し合いながら、やれる分野のことを

— 1 —

できない利便性、快適性、こういったものを忘れな

10

の開発を主軸にするものでございます。いずれに

• 10

さいますが、特にこの法案、それに対応する人間といふか人間の素質と申しますか、そういうもの

今の考え方で言えば、東京二十三区を中心、それ以外にしていきたいという考え方があります。一つあることは今お聞きいたしましたが、ただ、こういうふうになつてきたのには、経済原則に従つたそれなりの合理的な理由があつてここまできただけです。したがつて、もしされが、いろいろな制約はあるにしても、経済原則に逆らつた形で情報サービス産業を地方の中核産業に育て上げようとしても、それは考え方として基本にどこか無理がある。しかし、私は考え方として理解していますから、理解しておるというのは、これか私の地元の名古屋あたりでは、資料によりますと、事業所数では全体の七・九%。八%を切つている。人材の数では五・二%。非常に低い。それを三都市圏以外とか三大都市圏では全体という考え方になってくると、もしかすると名古屋は外れるかもしだね。それは東京から見ればやはり地方でもあるし、このあたりは少し確認しておかないと、いけないと実は今は私は思っています。いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 具体的な問題については局長からお答えを申し上げますが、総体的な感じ方で、

今青山委員御指摘のとおり、確かに一極集中が深まることにはそれなりの経済的な裏づけがあるからであります。すなわち、東京というのは、徳川以前から四百年、五百年にわたつての政治や経済の中心であり、東西日本の中心、しかも東京湾という極めて静穏な港湾部を持つているわけでござりますから、人口の集積や資本、それから情報、あとあらゆるもののが集積がございますから、そこに集中をしてまいることは当然であります。そのこと自身は悪いではありませんし、そのことによって今まで日本が発展をしてきた、社会が進展をしてまいつた大きな原動力になつたことは間違ひがございません。しかし、善プラス善

プラス善はイコール善であるかということになりませんと、ある限界が参りますとそれは悪になつてしまします。

今の東京が果たしてその好ましくない状況といなければいけないという考え方を理解していますから、それだけに、これから東京地域を除く地方という考え方方が極めて重要なつてくる。例えば

私が地元の名古屋あたりでは、資料によりますと、活動が活発であつても、人間の住むに快適な場所ではない。しかもこれだけ東京というものの価値

が高まつてゐる中で、ここで言うべき言葉ではないかもしませんが、万一震災等があつた際に、ひとり産業だけではなく政治も行政も、ありとあらゆる機能がここに集中をしているわけであり

ますから、日本全国が麻痺をする可能性すらあるわけでござりますから、これから政策目標はこ

そからもう一つは、確かに今青山先生御指摘のように、通産局別に見ますと、例えば事業所数で、東京通産局管内が五〇%強、その次が大阪管内で二%程度、それからぐんと落ちて名古屋通

産局管内で七・九%、同じ三大都市圏といいましまして、名古屋は大都市ではありますが一割を切つておる、こういう状況でございます。他方、大阪とか名古屋には大変多くのユーザー企業がいま

だにあるわけでございますから、そういう意味でのユーズは十分に期待できますし、それから有名な大学等もござりますし、情報大学校と称しておられます専修学校等も関西、名古屋等に今相当大きく展開をいたしております、そういう点で的人材面での確保は十分できるものと考えております。

○青山委員 だから、今回の地域という概念の中に、東京を除く、例えば三大都市圏ではあるが名古屋は含まれているというふうに私は理解してもよろしいのかということを確認させていただいだのです。今回の地域は、別に深山幽谷、山清水明、東京、大阪、名古屋を離れて北海道のうんと北の方とかという意味でないことは私もわかつてます。しかし今回の考え方を進めていくこうとしますが、地域に人材の養成、育成を図つていこうとすれば相当すぐれたインストラクター、講師が必要になつてきますよ。かなり高度な情報処理

の技術を持つておる人たちが地方にいるのかといえば、先ほどお答えのように東京から連れていかなければいけない。東京から行くにしては、その承知かと思いますが、ソフトウェアの需要の急増によって現在二兆円強のものが約十四、五兆円にまで拡大をすることでおざいますから、現

在京の地価等の制約的な要因とか、人材面についてもこれはやはりなかなか大きな制約があるのでないかと思うわけでござります。つまり、それが、二〇〇〇年に七倍以上にも伸びるようなもの

を、果たして東京圏で吸収できるかどうか。

それからもう一つは、確かに今青山先生御指摘のように、通産局別に見ますと、例えば事業所数で、東京通産局管内が五〇%強、その次が大阪管内で二%程度、それからぐんと落ちて名古屋通

産局管内で七・九%、同じ三大都市圏といいましまして、名古屋は大都市ではありますが一割を切つておる、こういう状況でございます。他方、大阪とか名古屋には大変多くのユーザー企業がいま

だにあるわけでございますから、そういう意味でのユーズは十分に期待できますし、それから有名な大学等もござりますし、情報大学校と称しておられます専修学校等も関西、名古屋等に今相当大きく展開をいたしております、そういう点で的人材面での確保は十分できるものと考えております。

○梶山国務大臣 地域の指定につきましては、申し上げましたように東京二十三区は集積度が大変高いわけですが、あと地域においてどこを除外し、どこを指定させていただかは、まだ白紙の状態でございます。しかしながら、先生方の御意見も大いに参考にしながら今後考えていくことをお尋ねいたします。

○梶山国務大臣 振興事業協会あるいは雇用促進事業団からもセンターの運営事業費としての相当程度の助成がありますので、中央からも優秀なインストラクターの派遣その他のいろいろな対策を講ずることが可能となるお、インストラクターについては、情報処理

の技術を持つておる人たちが地方にいるのかといえば、先ほどお答えのように東京から連れていかなければいけない。東京から行くにしては、その承知かと思いますが、ソフトウェアの需要の急増によって現在二兆円強のものが約十四、五兆円にまで拡大をすることでおざいますから、現

在京の地価等の制約的な要因とか、人材面についてもこれはやはりなかなか大きな制約があるのでないかと思うわけでござります。つまり、それが、二〇〇〇年に七倍以上にも伸びるようなもの

を、果たして東京圏で吸収できるかどうか。

それからもう一つは、確かに今青山先生御指摘のように、通産局別に見ますと、例えば事業所数で、東京通産局管内が五〇%強、その次が大阪管内で二%程度、それからぐんと落ちて名古屋通

産局管内で七・九%、同じ三大都市圏といいましまして、名古屋は大都市ではありますが一割を切つておる、こういう状況でございます。他方、大阪とか名古屋には大変多くのユーザー企業がいま

だにあるわけでございますから、そういう意味でのユーズは十分に期待できますし、それから有名な大学等もござりますし、情報大学校と称しておられます専修学校等も関西、名古屋等に今相当大きく展開をいたしております、そういう点で的人材面での確保は十分できるものと考えております。

○工藤(晃)委員 私は、四年前ですか、IPA法案を審議したときに、あのときもソフトクライシスというのが大きな問題とされておりましたが、ある銀行の調査がやや誇大ではないかといったことを紹介したことがあります。事実あのころはプログラマーが大分問題だったのですが、今や、プログラマーの問題はやや解決、問題はシステムエンジニアだということになつてきていると思います。そのときは、日本の最も先進的な産業分野の労働条件が驚くほど悪い、これは問題じゃないか、ソフトクライシスならぬヒューマンクライシスじゃないかと言つたことがあります。

さてそれから大分時間がたつて、今の状況につ

いて、八七年の賃金構造基本統計調査から一時間当たり所定内給与額、男子の場合を見ますと、プログラマーが千百十四・九円です。全労働者の場合が千四百二十三・八円ですから、一〇〇に対し七八・三にすぎないわけです。システムエンジニアはどうかというと、千三百四十二・五円であります。これらも全労働者の男子の平均と比べて九四・三にすぎない。依然として低い状態が続いている。

間の残業労働時間を労働組合、電算労のアンケートで見ますと、これも男子の場合ですが、三十時間以上五十時間未満が三五%、五十時間以上七時間未満が八・九%、七十時間以上が六・〇%、企業によると、最高ですが三百時間を超える場合もあります。

九千名新しいソフトウェア労働者がいる。その労働組合はできてから二十年たつ。この二十年の間、平均の年齢が相変わらず二十七歳である。厳密に言うと〇・九歳上乗せしただけである。つまり、相変わらぬこの分野では三十五歳定年説というのが通用するような状況になっているということです。

○ 講師説明員 ソフトウエア業につきまして、今
が、ソフトの供給を高めたいということだと思います
が、ソフトの供給を高めたいというのであるなら
は、やはりソフトウエア労働者の労働条件を大幅
に改善することにもつとどと政府が関心を寄せ
るということが第一の条件ではないかと思います
が、いかがでしようか。

して三百七時間と、調査産業平均を非常に上回つておる状況にあります。そこで、このような残業時間等の削減に重点を置きました対策に取り組むために、現在この調査研究に基づきまして業界の協力を得て自主的に取り組むという形で検討しております。したがいまして、労働省といたしましては、そうした労働時間短縮等の一層の推進を図るということで今後努めてまいりたいというふうに考えております。

くことにしてしまして、労働者派遣法ができるまで、派遣労働が固定化された面、それから、もちろん若干改善と言われた面があるでしょう。それからまた、派遣法ができるがゆえに隠れた形になつてしまつたというのもあるわけですが、ともかく形態としては請負形態がふえたということが広く指摘されております。しかし、先ほどの労働組合のアンケートを見ましても、派遣法ができるからようくなつたというのもはとんといない。もちろん特別悪くなつたとも言つてないわけですが、変わらないというのが状況なんです。

そして、派遣法関係ですからこれは労働省に伺いたいわけですが、客先常駐という答えになるのですけれども、向こうの会社に行つているのです

ものもありますし、自社内作業という場合でも、会社の中のどこか決めた部屋を相手の注文を出し、た会社に渡してしまって、そこでやっている、こういう形もあるわけです。だから、事実上の派遣がいろいろな形でも続いているという面があります。さらに、非常に問題だと思うのは、あの派遣法でも、一年ごとの契約が更新されてしまうと三年も四年も派遣され放し、それでそこの会社の社員にもならない、こういうのは大変問題だと思うのですが、労働省としても来年派遣法を見直すというようなことを言っております。我が党ははつきり言ってこの派遣法に反対しましたけれども、しかし労働省としてどういう点は改善すべきだと考えているのか、その点伺いたいと思いま

१०

○戸内説明員 一つは、派遣なのが請負なのかどうか。事業所で就労しているかどうかということだけではなく、派遣契約の形式がどうなのか、派遣の実態がどうなのか、派遣先の客観的な立場から見てどうかと、そういうことに即して判断すべきものであるというふうに考えております。具体的には、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準、これを告示で定めておるわけありますけれども、これに照らして派遣事業に当たるというふうなことがありますれば、それは契約の形式が請負でありますても、やはり適正な派遣として行うために許可申請あるいは届け出を行わせる、それから適正な請負として是正できるものであれば、業務処理の方法を是正させて、適正な請負として実施するようにという指導を行つておるわけあります。

特にソフトウエア関係の派遣につきましては、先生おっしゃるように、潜りのといいますか、いわゆる潜りの業者も少なからず見られるというところでございますので、ただ単に許可なり届け出を行つた事業所だけではなくて、許可、届け出を行つてない事業所も対象に、公共職業安定所を中心として指導監督を行つておるところであります。そういういた適正でない業者がありましたら、それは適正な指導をしていくというふうなことで努力しているところでございます。

それからもう一つ、派遣契約のお話でございますが、派遣契約につきましては、常用雇用労働者と派遣労働者の代替、これが進むことのないようというふうことで、業務の種類に応じまして一定の制限を設けておるわけでありまして、ソフトウエア労働者につきましては一年を上限にいたしておるところであります。ただ、この派遣契約の更新等が行われていることは先生おっしゃるとおりでございますけれども、更新につきましては、いたずらに繰り返されまして派遣先における常用

ふうなことが認められます場合には、その実態に応じまして、派遣元に対しましてその派遣を中止するなど、適切な措置を講じてまいりるというふうな考えでやつておるところでございます。
それから最後に、派遣の見直しでございますが、現在、中央職業安定審議会の労働者派遣事業等小委員会の方で、いろいろ御検討をいただいておるというところが実情でござります。
○工藤(見委員) 公取に伺いますが、ソフトウエア受託開発業における委託取引に関する実態調査をまとめられまして、関係団体への要望を出したということです。特に、この中で、独占禁止法、優越的地位の乱用の禁止に違反する行為があるという指摘もありますが、ちょっと全体の時間が短いものですからごく簡単にポイントだけ、どういうところが問題なのか。(つまり、ソフトウェア業者が受託をする、メーカーの場合もあるあるのは同じ)ソフト業界から受託することもある。その場合、独禁法に触れる問題があると見られるというので、関係団体に要望を出したということですが、その問題だけ、よろしく答えてください。
○土原政府委員 委員御指摘のように、昭和六十一年から六十二年にかけまして、ソフトウェア受託開発業の実態調査を行ったわけでございまして、結果をまとめて公表しておりますけれども、その中で四点ほど独禁法上問題になり得る事例を示しております。

一、二御紹介いたしますと、一つは、発注内容が途中で変更され追加作業を要することになつたのにその分の代金が支払われなかつた事例、あるいはまた、発注内容が途中で変更されたため納期に間に合わなくなつた、それを理由にして代金を減額された事例とか、あるいは決められた委託代金というのが支払い期日に支払われなかつたというような事例が幾つかあつたわけでございます。そういうことでございましたので、この調査は実態把握のための一般調査ではございますけれども、関係の団体に要望いたしまして、独禁法の

考え方を会員に周知するよう」ということを要請

したれどもございま
○工農(晃)委員 そこで、大臣伺いたいわけですが、今も公正取引委員会の立場から見て独禁法違反がいわゆる事実上の下請のような契約の中で

ある。一番よく見られるのは、注文を出した後でスペックを変えて、それでも支払い代金は変わらないというので泣く泣く押しつけられる。これがさつき言つたソフトウェア業界の、特に小さいところの労働者の労働条件を悪くしていることと直接関係があるわけですね。しかも、さつき言つたように、派遣法ができるから派遣形態が減つて負形態がふえたという中で、ここは非常常に注目しなければいけないことになってきたわけです。

が、ともかく下代法となると物をつくるというう
とが注目されて、物品もしくはその半製品、部
品、附属品もしくは原材料の製造委託と修理に限
られるというので、ソフトウエアは外れてしま
がゆえに、こここの分野というのは、上の発注元の
大きいところ、それから下の方、下請、事実やる
ところとの関係で守られない点が大変あるわけな
のです。実は公正取引委員会が団体に対していろいろ
の要望を出したのですが、これは各企業に、コンピューターメーカー、発注する方に、どうも行
き渡っていないと思われるわけですから、至急通産省
省としても公取と連絡をとつて各企業にこれが徹
底するようにならなければなりません。いかがですか。

○梶山国務大臣　ただいま公取から御説明がございましたけれども、一、二そういう事例が調査の結果あるようでございます。たゞ、委員御指摘のとおり、どちらかというと、この製造業等についてのみという表現がいいかどうかわかりませんが、今まで対象があつたわけでございますが、近時こういうサービス経済が伸展をするにつれまして、ソフトウエア業等のいわば非製造業的な分野に、これからそういう体制をとつていかなければ

ならないというふうに考えておりますので、公正取引委員会とも連携しながら、その実態調査をいたしながら、そういうことのないように適切にこれから処理をしてまいりたい、かように考えております。

○工藤(見)委員 今御答弁いただいたわけですが、最初に言いましたように、最も先進的な情報産業のソフトウェアの分野で一番労働条件が悪いということは、まさにソフト供給の大きな障害だと考えるべきだと思うのですね。だから、本当を言うと、供給が不足である、クライシスであるというならば、仕事が下まで回ってきて、その売り上げがよくなつて、価格がよくなつて、賃金がよく上がるのだけれども、ソフトの場合は逆になつているのですね。そこにいろいろな問題があるわけですから、せひこれは通産省も十分この問題を取り組んでいただきたいと思います。

さて次に、私は、ソフト業界が今どういう構成になつているのかというのを伺うわけですが、よ

くソフト」というとソフトウェアハウスだけが問題になつてゐる。その分野に中小が多いのは確かなのですが、ソフトウェアの生産がどこでやられてゐるかというと、やはり大手であるユーザーのシステム部門、それからコンピューターメーカーのシステム部門、そこの比重が大きいわけで、これは通産省の「我が国情報処理の現状」をもとにした「プログラム開発分担状況一九八三年」によると、ソフト会社は一二%にすぎない。あと自分の社が三〇%、メーカーが五〇%、こういうことになつております。

さらに、ソフトハウスの中も今どうなっているかといいますと、これもIPAの報告書によりますと、これは一九八六年度売上高、ソフトハウスだけですが、独立系が六四・五%、メーカー系が一九・三%、ユーチャー系が一六・二%、このように着々とメーカー系やユーチャー系の比率が高まってきたいるというのが最近の情勢なのです。

それに加えて、私も最近この資料を見て、さきか驚いたのですが、経常利益率や従業員一人当たり

りの経常利益を見ますと、三百人以上とそれ以下

でこの数年えらい格差が開いてきた。それから、五十人以下の場合はもう存続が危ぶまれるようになつてている。例えば一九八三年と八六年を比べますと、三百人以上の経常利益率が六・八%から七・一%と上がつておりますが、五十人以下の場合は三・七%から一・二%と著しく減つております。これは従業員一人当たり経常利益から見ましても、五十人以下というのは数年前と比べてはるかに減つっている、こういう状況になつてているのです。今、こういうソフトウエアを生産している全体の業界の中で、特にソフトハウスと言われるところの一番小さいところが非常に急速に苦しくなつて分化が進んでいくといふのが特徴なんじゃないか、これからもそういう傾向が一層大きくなるのではないか。

最近 C C N 革命などということがよく伝えられております。かなり劇的に書いているのだろうと思いますが、コンピューター・コミュニケーション・ネットワーク革命と言われて、とにかくコンピューターの性能も上がる、それから通信のいろいろな機能も高まって、これをつなげていって、そしてその全体としてのシステムをつくるうとするとき、これを受けて、システムインテグレーションと言つて、ハードから、それから全体の組み立てから、通信体系から、全部を引き受けて、そしてシステムエンジニアリングをやるという仕事が新たに出てきた。また後でも言うように、昨年からそれに対しても税特別措置もつけたくらいですから、こういうときに、今ソフト業界の上下

の差というものは非常に広がっていくのではないか。この面について、通産省としては大体どういふ認識を持っておられるのか、このことだけ伺いたいと思います。

ないのは残念でございますが、当省として全体的

な傾向として把握しておりますのは、ユーザー系あるいはメーカー系というよりも、独立のソフトウエア産業の占める割合がむしろ高まっているのではないかと推定をいたしております。

その理由といたしましては、ソフトウエア開発の技術が極めて専門化してきておりまして、非常に特殊な分野、特異な分野といものが分化してきておりますので、ユーザー部門の間でこのための人員や技術を維持していくことについては採算上も問題がある、無理があるというふうに聞いておりますし、また、メーカーの場合にも、基礎的な技術開発やハードウエアの開発に人員を多く割いておると、いうことから、個々のユーザーの多種多様なニーズに必ずしもこたえられないという制約があるよう聞いております。

それから、ソフトウエア産業の中でも、資本的、人的に、メーカー系やユーチャー系の比重について相当の影響があるのではないかという御意見でございますが、最近特にユーチャー系の企業の別会社にしてソフトウエア産業への参入が活発化していることは、御指摘のとおりかと思います。ただし、多くの独立系企業も順調に成長をいたしておりますして、私どもの一応の試算では、昭和六十年に、独立系のサービス産業というと見え方ですが、約三千五百営業所、事業所がある、こういうふうに考えております。しかしながら、新規の参入によって、ソフトウエア産業全体が適正な競争によつて活性化すること自体は、好ましいことだとむしろ考へている次第でございます。

○工藤(異)委員 統計がないというのはちよつとよくわからないのですが、さっき私が挙げた、プログラム開発分担状況というの、通産省の「我が国情報処理の現状」というのに基づいた数字ですし、そのほか、例えば八五年度我が国企業のアプライケーションソフトの外注比率は二五%である、確かに外注比率が少しづつ高まっていることは私も知ております。一方、さっき言った、ソフトハウスの中で、そういうユーザー系などの進

A 「情報処理産業経営実態調査報告書」によりますと、五十人以下は八六年一人当たりの経常利益がわずか十万三千円、実は八三年は同じ規模で二十六万七千円が、こんなに落ち込んでしまっている。経常利益率が三・七%から一・二%に落ち込んでいる。できている一方、さっき言つた三百人以上は急速に上がつている。明らかにそういう傾向が通産省と関連した団体の調査であるわけですから、そこがはつきりしないような認識では、ソフト関係の行政を進めるのに問題があるのじゃないかと思いますが、今の私のようなことは、わかりましたか。

○**棚橋(祐)** 政府委員 工藤委員御指摘の「情報処理産業経営実態調査報告書」、これは昭和六十二年度に情報処理振興事業協会が出しておる資料をおっしゃつてあるのだと思います。それからもう一つは、通産省編になつておりますが、「我が国情報処理の現状」、この六十二年度の統計になっておりますが、これはベースになる統計がかなり古いものでござりますから、先ほど私が申し上げましたのは、最近時点においてどういう具体的な数字があるかは必ずしも把握をしていないということを申し上げた次第でございます。

○**工藤(晃)委員** それでうまく逃げたかどうか知りませんけれども、ともかく今大変な集中というの

は明らかなわけです。

ここで時間がなくなつてきて私も困惑するわけですが、一つの問題として、特に通産省、関係あるわけですが、日本のこれまでの産業構造政策といふのが、六〇年代、七〇年代延々と続けられたわけです。その特徴として、そのときどきの戦略的な産業を選び出して、それに対して税制とか金融とかインフラでかなり集中的な支援をすら、こういう形をとってきた産業構造政策といふのは、外からはよく日本株式会社と言つて批判されてきたのだと思います。ですから、最近は答弁でうつかり戦略産業と言えなくなつてきて、せいりーディングインダストリーぐらいに言われ

のだろうと思ひます。確かに、比較してみますと、アメリカとかヨーロッパでは、特にヨーロッパなどは、衰退しつつある産業に保護をするとか、そういうところに重点を向けるけれども、これから育てるものに対して重点的に支援するということは、やられてもごく最近であり、また日本の影響のもとにそういうのが進められてきたと思ふわけです。

そこで、私がここで申し上げたいのは、かつての超LSI開発の例など、あのたぐいのコンピューター、半導体素子関係開発補助金というのは、調べてみると、既に合計二千四百二十四億円に及ぶというかなりの額になっております。最近は情報産業の中でもソフトに対する支援というのが結局強まってきていて、それが余り見えない形で、例えば租税特別措置のプログラム準備金とか、システムインテグレーションとか、そういう税制の面で、もう既に先ほど言つたような、業界の中は分化して、中堅企業と言われたところも強いところとそうでないのに分かれていっているなかなか、どちらかといふより有力な企業にそういうものが利用されるようになつてきてるのではないだろうか。これは、例えばシステムインテグレーション税制を見ましても、まず登録します、登録企業といふものをつくります。この一覧表を見ても、やはりソフトウエア業者の中でも強いところが登録されています。しかも一件の代価が五千円以上以上の条件で適用されるということでから、五千円の受託をしないとだめということがあるから、やはり大きな仕事になつてくるわけです。そういうことで、今後の政府の政策は、結局、従来の重点的な産業を育てるというのでソフトに対してもかなり税制その他からの援助が強くなつてきているというふうに判断しますが、その対策を講じてきていることは、シグマ計画その点、いかがでしようか。

そこで、最後に一問だけ伺いますが、本法案によつて整備する地域センターに出資して運営を主導しセントラの機能をまた効果的に利用できるのは、結局シグマシステム開発本部、構成企業三十三社あります。それから、シグマシステム開発に参加している百九十三社、これはAT&T、IBMなど外資もありますし、メインフレーマーもあります。ユーチャーとしても大きいところもあります。それから、ワークステーションメーカー十三社もありますが、結局こういう今の中核でやっているところが一番効果を上げて使うことになるのじゃないか。先ほど言いましたけれども、特にソフトハウスの一一番小さいところは、本当にこれ以上やつていけるかどうかわからぬ状況にある。そうして専ら派遣しておる、そういうところは、例えばこの研修制度を一つとりまして、どこまで利用できるか非常に疑問を感じるわけなんです。そういうことから、結局この法案をつくつても、本来大手が負担すべき研究開発費の一部分あるいは研修費の一部分を国が面倒を見るということが比重の上で高くなったりするのではないか。

そのほかシグマシステムにはいろいろ疑問がありますが、時間が参りましたので、その点を伺いまして、質問を終わりたいと思います。

○櫛橋(祐)政府委員 全国にソフトウエアの開発企業は五千とも六千とも推定されておりますが、私どもは、御承認いただきましたら、地域のセンターにおいて中堅企業、零細企業の御利用も積極的に進めてまいりたいと思いますし、他方、これから御審議いただきます中小企業関係でも、ソフトウエア技術者の育成について中小企業事業団からのいろいろな対策が講じられますので、先生の御意見は今後我々としても十分に前向きにとらえていきたいと考えております。

○与謝野委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○与謝野委員長 これより討論に入るのであります
すが、討論の申し出がありませんので、直ちに採
決に入ります。

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置

法案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○与謝野委員長 起立多数。よって、本案は原案
の作成につきましては、委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○与謝野委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○与謝野委員長 次に、内閣提出、小規模企業共
法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律
案、内閣提出、中小企業投資育成株式会社法の一
部を改正する法律案及び内閣提出、中小企業事業
法の一部を改正する法律案の各案を議題といた
します。

これより各案に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。井上泉君。

○井上(東)委員 私、若干質問を申し上げたいと
思いますが、せつから大臣がお見えでもあります
し、慎重審議、時間に余り拘束されない気持ちで
質問を申し上げたいと思いますので、委員長もよ
ろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。
そこで、私は第一回に、従来から、その年度
の委員会が始まる場合、委員会が審議に入る前に
は、所管大臣として非常に立派な決意を表明され
るのが国会のしきたりのようですが、今度

は急にかわられた関係もあったのであります
か、新大臣の所信表明というあいさつが全然なさ
れてなかつたので、あるいはそれは行政の一貫性
というようなことで三塚前通産大臣が言われた所
をそのまま受け継がれた気持でやられる
のか、あるいは大臣として、やはり通産大臣にな
つたんだからおれはこういうふうな通産行政を進
めていくんだという、何か心に期するものがある
かどうか、まず大臣に承りたいと思います。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕

○梶山国務大臣 大きい方向では、内閣の一貫
性、通商産業政策の一貫性がござりますから、三
塚前大臣の政策を踏襲してやってまいりたいと思
います。ただ、粗雑な私でござりますから、私な
りの年輪もござりますし、小さい意味では一つ一
つ多少の食い違いという特色があるうかと思いま
すが、からの私の活動というか政策の展開
をお見守りいただければ幸いです。

○井上(東)委員 内閣としての一貫性とか連續性
とかいうようなことはともかくとしても、それは
まあ前大臣が言つたことは、あれは間違い、これ
はこうしなければいかぬというようによく同僚として
もなかなか言えるものじゃないと思うわけですけ
れども、しかし、やはり議員である限り、大臣と
いうものは皆願望のいのです。その願望のいすに
着いたらおれはこうするんだという強い気持ち、
抱負があつてしかるべきだと思うわけですから、
個々のことは問わずとも、新大臣としては、この
ことだけはおれは自分の任期中に、たとえ参議院
の選挙が終わつてからかわつても、どれだけのもの
を残しておこかというような、何か決意するも
のはないですか。大臣が任命されたときの所信表
明、テレビで対談された新大臣の抱負ということ
だけのものでしようか。何か私どもに感銘を与える
ような決意はないのですか。

○梶山国務大臣 井上委員に感銘を与えるような
ことになるかどうかはわかりませんけれども、私
自身実は戦争に参加した人間でもございます。で

契機にして、過去は非常に暗く貧しかったとい
う現実と、今が必ずしも全部明るいとは申しません
が、昔と比べて大変明るい豊かな社会が生まれた
わけあります。その根幹にあるものは何かとい
いますと、私が感じますのは自由社会と平和
があればこそであります。

この自由社会の中で自由に物を思い、そしてま
たこれを競争し合える、しかもまた、これは日本
がつくり上げた体制でもございませんけれども、
自由開放経済の恩恵を受けて、ともすると戦前、
閉鎖経済あるいはプロック経済であつたものが、
全世界の資源を輸入し原料を貿易製品を買い、い
るは原料を輸出し製品を売ることができる、い
わば自由開放経済体制の中での今日の日本の発展
があるわけでござります。もちろんそれを取り巻
く平和な環境ということは何にも増して大切なこ
とでござりますから、通商産業政策を進め
て、国民の幸せというものを考へれば、この自由
と平和をどう守り抜いていくかと、そういうことが根幹
になればならない。これは通商産業政策といえ
ども全くその範疇を出るものではございません
特に日本のように国土の狭い資源のない国でござ
いますから、これから貿易立国、技術立国を目指
していくなければやつていけない国柄だというこ
とは、私が常日ごろ考へていることでもございま
す。

特に私は、通産大臣になりまして、現在の日本
の置かれている立場を考えますと、端的に申し上
げますれば、輸入大国を目指していかなければな
らない、そのためには内需の振興をいたさなければ
ばならない。そのためには、地域の活性化や、い
わば経済の原動力になつてゐる中小企業その他の
活力を見出すような政策に重点を置いてやつてま
いりたいというふうに考えております。

○井上(東)委員 非常に立派な見解で、そういう
政治哲学を持って臨まれることを期待するもので
すが、これは思つておることと實際にすることが
食い違うと大変なることになるわけです。

消費税が国民の大多数の反対に遭つておる、そ
して通産省所管関係のものが一番消費税の風当た
りを受けておる、こう言つても過言ではないわけ
ですが、大臣としては皆がなれるまでじつとして
おこうというお気持ちですか。

○梶山国務大臣 これも本会議や予算委員会等で
総理や大蔵大臣がたびたび述べていることでござ
いますが、新税というものはなかなかじみの薄
いものでござりますし、特に消費税、こういうも
のは初めてでござりますから、トラブルがある、
あるいは受け入れるのに困惑を感じることは当然
ではないかなという感じがいたします。

ただ、私ども通産行政を預かる者として考え
ることは、この消費税の中で転嫁を間違ひなくす
るよう、少なくとも第二法人税的なものになら
ないよう、それから下請いじめにならないこ
と、便乗値上げをさせない、この三つを特に中心
に考へながらこの税制に対処をしたというふうに
聞いておりますし、私もそれが適切な対応であつ
たというふうに考へております。ですから、我が
国産業界に円滑に定着するためには、事業者が納
税事務に適切に対応できること及び円滑な転嫁が
できることが課題でございますので、納税事務に
ついては、消費税は売上税をめぐる議論、我が國
の生産、流通の実態を十分に踏まえて、帳簿方
式、免税点、簡易課税制度等の採用により仕組み
の簡素化が図られ、中小企業に対しては所要の助
成措置を講じておられます。

転嫁の状況については、通産省においては消費
税導入後、価格動向調査の実施や全国通産局長会
議等の開催を通じ状況の把握に努めているところ
でござりますが、各業種、各地域においておおむ
ね円滑、適正な転嫁が実現されていると認定いた
しております。

今後とも、中小企業を初めてとする産業界におけ
る納税事務や転嫁の状況についてしつかり実情を
把握し、消費税が円滑に我が国に定着するよう
に最大限の努力を払つてまいりたいと考えております。
○井上(東)委員 大臣などという言葉は失礼です

が、大臣ほどの方は、毎日消費税を払つたことや取られたことはないから、実感として消費税がいかに国民に大きな負担をかけておるかということは知らないと思います。私どもは毎日スーパーで買い物をする、それに必ず何円かの税金を取られる。それで、消費税は定着するどころか、ますます消費税に対する不満が国民の間に充満し、それが拡大しておる。そういうふうに消費税の動向を私どもは見ておるわけですが、大臣は消費税を直接払つてないから、それで施行後わからぬかもしぬないけれども、通産省の方で、定着するようになりますために具体的にどういうことを工業者に、例えば小売商なら小売商に指導されておるのか、その点を。政府が言う定着、これは定着すれば問題ないわけですが、定着がなかなか難しいと思うので、定着を現に指導されて、それがどうなったのか。これは調査された担当の事務当局の方から報告を受けたいと思います。

○梶山国務大臣 私の誤解かもしれないが、大臣は消費税を払わないと言われますけれども、大臣は消費税を免れるものではございません。なぜなら報告を受けたいと思います。

○井上(東)委員 大臣、私は大臣が税金を逃れていたとか言つておるわけではない。大臣ほどの高身分の方は、自分で財布をあけて物を買うといふ機会はないだろう、だから自分で消費税を払う機会はないだろう、そういう意味で申し上げたわけありますので、それは誤解のないようにお願ひします。

今通産の方から、定着するようにこうこうといふ話を承つたわけですが、現実にそれが行われておるかどうかということになりますと、個々の商店、個々の企業者に話を聞いても、こんなこと

であります。この三つの原則を守りながら消費税の定着を図つておるところでございます。

○梶山国務大臣 お話を承つたわけですが、現実にそれが行われておるかどうかといふことを考えておるところではございませんけれども、中

小企業者にとりましては、納稅事務負担、転嫁の円滑化という点において不安、懸念があることは御承知のとおりでございます。したがいまして、

私どもいたしましては、法制面からの手当てのほかに、財政、金融、税制面からきめ細かくこれらの納稅事務負担の軽減、転嫁の円滑化のための施策を講じてまいつておるところでございます。

このため、納稅事務負担に関して申せば、記帳代行あるいは記帳機械化の推進を図るために助成あるいはきめ細かな相談、指導も行ってまいつておりますし、転嫁の円滑化のためには、特にお話

政を担当される大臣として、お考へになつておる

かおらぬか、そのことをお伺いいたします。

○梶山国務大臣 通産大臣としては、特に産業界、納稅者側の事業所、こういうものを中心に對処しているわけでございますが、先ほど申し上げましたように、転嫁を間違なく、下請いじめに

ならないように、便乗値上げがないようにとい

う、この三つの原則を守りながら消費税の定着を

図つておるところでございます。

○梶山国務大臣 お話を承つたわけですが、現実にそれが行われておるかどうかといふことを

考えておるわけで、大変憂慮をいたしております。

○井上(東)委員 大臣も政治家であります。もちろんすぐれた政治家でありますので、有権者の国民の声といふものには非常に敏感に反応すると思

いますけれども、消費税は天下の悪法として早くこれをおやめてもらいたいという願望が国民にはあります。

○井上(東)委員 お話を承つたわけですが、現実にそれが行われておるかどうかといふことを

考えておるわけで、大変憂慮をいたしております。

○井上(東)委員 お話を承つたわけですが、現実にそれが行われておるかどうかといふことを

考えておるわけで、大変憂慮をいたしております。

○井上(東)委員 お話を承つたわけですが、現実にそれが行われておるかどうかといふことを

考えておるわけで、大変憂慮をいたしております。

の給料が低くないかとかいうような論議ができるわけです。私の不勉強のせいかもしれませんけれども、そういうふうな内容のものを資料として提出をしていただきたいということを前提にして、一つの事例として、小規模企業共済制度で現在加入している人がどれくらいあるのか、そしてまた、本制度の加入率というものが全体でどうなつておるのかということを御報告願いたいと思いま

す。

○関野政府委員 小規模企業共済制度の加入対象数でございますが、昭和六十一年度の事業所統計をもとにした推計によりますと、小規模企業共済制度の加入対象となる小規模事業者数は全国で約五百六万人といふくなつております。このうち小規模企業共済制度に加入している加入者数は、昭和六十三年十二月末現在で約百十八万人でございます。さらに、最新時点の数字として、昭和六十一年度末現在では百二十万人の水準に達しております。加入対象者数に対する比率は約二四%になつております。

○井上(東)委員 これは五万円の共済掛金が七万円といふように加入者の負担も増大をしてきておるわけですから、だから、これの運営といいますか、この機関の運用については、そういう非常に零細な者の汗の金ですから、大事な経営、慎重な経営の方法をお願いしたいと思います。

この三つの法案の中でも、中小企業投資育成会社、これは東京と名古屋と大阪の三つの投資会社があらわれるということですが、その三つの会社がそれぞれ、大阪、東京、名古屋といえば企業が一番集中しておるところですから、これはやむを得ぬ、企業が集中しておるからそこのところにウエートを置かれるのはそれは当然だと思うわけですが、今日、各地方の自治体でも、工場誘致というようなことをどこの自治体の長も看板を掲げてやつておるわけです。これは大臣も自治大臣をやつておられたのですから、自治体のそういうふうな政策というものはよく承知をしておると思うわけです。ところが、福島県においても青森

県においても、我が高知県においても、どこへ行つても中小企業のそういう工業団地が満杯になつておるという話よりかむしろ、せっかく広いなにができたけれども、その工業用地に進出しておる企業が非常に少ない、ところによつては全然来ていない、こういう話を聞くわけです。そういうふうな状態で、いわゆる工場立地にせつからく開発したのに工場が来ていない、都会では過密である、こういうのをむしろ積極的にこの育成会社が企業に働きかけて地方の工場立地に進出をするようないふうのように思うわけですが、どんなものでしようか。

○高島(東)委員 先生ただいま御指摘いたしましたように、資本金一億円未満の中小企業の分布状況を見ますと、圧倒的多数が東京、名古屋、大阪通産局管内に集中しております。結果として投資先企業もこれらの三地区に多くなつてゐるのは御指摘のとおりでございます。ただ、投資活動を積極的に行つておるであります。たゞ、投資部品工場とかいうのを、そこへ進出されたらどうですか、地域の活性化のためにもいいのですが、それに対しての資金を必要とするならうちもおたくの会社へ投資をしておるでありますよといふような働きかけができないものだろうかどうか、その点ひとつ御意見を承りたいと思います。

○高島(東)委員 ただいま正確にお答えできるデータを持ち合わせておりませんので、後ほど正確に御報告を申し上げますが、通産省の中では、これは中小企業厅をはみ出ましたお答えになつて恐縮でございますけれども、立地公害局等で正確な全体の数字をつかまえております。

○井上(東)委員 これは通産行政として非常に画期的ない仕事ではないかと私は思うのです。各官庁が東京から引き揚げるとかいうよりもっと適切に実行ができないかと思うのでございまが、大臣として今の私のこの提言をどう理解されるか。

○梶山国務大臣 意味がよくわからなかつたのですが、地方振興をしつかりとやれということだと思つておるのですが、私も、自治大臣時代も総理の命を受け、いわゆるふるさと創生、中央から地方へという一つの政治の流れから、地方自身が物を考

え、これが実行できるような体制を国が支援をする、今までと違つた流れの政治や行政の仕組みを考えようということで、ともすると今まで経済の原則に従えば経済的な条件のいい東京に一極集中することは当然であります。ですから、私はこれ

施策、また頭脳立地施策といういろいろな施策があわせ活用されまして、御指摘のような企業の地方進出が促進されることを期待しているわけでござります。

○井上(東)委員 期待をしたことがそのまま実現するということにはならない。期待をすれば、期待が実現できるような施策といいますか努力をしなければならぬと思うのです。

私がここで質問申し上げてもすぐ資料は整わないと思うわけですが、現在各自治体が工業団地用として土地造成をたくさんやつておるわけですが、その規模がどれくらいあって、それが何多くらい工業立地として利用されておるのか、そういうことをお調べになつておるでしょうか。ないと

するなら、お調べになつて、大きな企業のいわゆる部品工場とかいうのを、そこへ進出されたらどうですか、地域の活性化のためにもいいのです。ですが、それに対しての資金を必要とするならうちもおたくの会社へ投資をしておるでありますよといふような働きかけができないものだろうかどうか、その点ひとつ御意見を承りたいと思います。

○高島(東)委員 ただいま正確にお答えできるデータを持ち合わせておりませんので、後ほど正確に御報告を申し上げますが、通産省の中では、これは中小企業厅をはみ出ましたお答えになつて恐縮でございますけれども、立地公害局等で正確な全体の数字をつかまえております。

○井上(東)委員 これは通産行政として非常に画期的ない仕事ではないかと私は思うのです。各官庁が東京から引き揚げるとかいうよりもっと適切に実行ができないかと思うのでございまが、大臣として今の私のこの提言をどう理解されるか。

○梶山国務大臣 意味がよくわからなかつたのですが、地方振興をしつかりとやれということだと思つておるのですが、私も、自治大臣時代も総理の命を受け、いわゆるふるさと創生、中央から地方へという一つの政治の流れから、地方自身が物を考え、これが実行できるような体制を国が支援をする、今までと違つた流れの政治や行政の仕組みを考えようということで、ともすると今まで経済の原則に従えば経済的な条件のいい東京に一極集中することは当然であります。ですから、私はこれ

り、御支援をいただきたいというふうに考えております。

○井上(東)委員 もう時間が参りましたので、終わるわけですけれども、中小企業事業団法の関係でも、中小企業構造の高度化を支援する事業といふのを今度の助成対象の中に入れてくれる、これは結構なことだと思うのです。ところが、そういうふうに一つの法律があつても、その法律の恩恵を受けるような業者が非常に少ない。今申し上げましたように、東京都では坪が何千万元する、田舎へ行けば坪が十万円でも買ひ手がない。工業団地でもそういう団地が至るところにある。そちら辺を通産省の方としては調査をされて、この工業団地を少なくとも梶山大臣のときには何名は工業化する、工場誘致をして地方の活性化を図るというふうにやるというような具体的な目標設定をお願いしたいと思うのですが、大臣の御見解を承って、私の質問を終わります。

○梶山国務大臣 大変ありがたい御激励だというふうに感じております。私個人も、いわば地方主義者でございますし、地方の活性化なくして日本の発展はないという気持ちであります。そういうことを考えますと、何はともあれ地方における企業活動をさらに活発にさせ、そして雇用の場をふやし、量質ともにそういうものを充実してまいり、そしてまた中央から地方に移転しやすい環境をつくっていく、そのための税制やその他のものとの制度を整備しながら、両々相まって地方の充実を図つてまいりたいというふうに考えております。

○井上(東)委員 どうもありがとうございました。

○尾身委員長代理 上坂昇君。
○上坂委員 今、井上先生から、中小企業三法関連で総括的な質問がありました。したがつて私は、できるだけ各論的に質問をしてまいりたいと思います。

そこで、問題ですが、事業団の役割、これは最近非常に多岐にわたつてきている、また大変重

要性を帯びていると思いますが、今回追加する業務として、環境の変化の中で高度化制度の充実、これを図ることを目的とする、こういうことになりますが、高度化の充実といふのは具体的に言うと、どういうことなのか、これは説明をしてもらいたい。そこにどういう政策的な目標を置いているのか、これが第一点。

第二は、それを行つていく、いわゆる二十一

条一項二号の八の項であります、「中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者」とあります。このところをまず御説明いただきたいと思いま

す。

○高島(東)政府委員 まず第一の点でございま

す。現在の中小企業事業団による助成の対象としておりま

すが、先ほど来お話をございましたように、現在のよう経済環境が複雑化し、かつ変化が加速している状況のもとでは、従来のような事業協同組合などを中小企業構造の高度化に寄与する事業と

して、中小企業事業団による助成の対象としておりま

す。このため、事業の共同化等のみでは、これには十分対応できない事態が生じているわけでございま

す。このため、事業の共同化等のための施設整備やニーズの把握、共同事業の円滑な継続等のための調整等の支援を行う主体に対する助成を通じま

す。この二つについて説明をいただきたい。

また、第二の点、御指摘いただきました、今回追加する「中小企業構造の高度化を支援する事業を行ふ者」とは何か、だれかという点でございま

す。今回の法改正による中小企業構造の高度化を支援する事業を行ふ者は、当面は第三セクターとして設立される会社または公益法人を想定いたしております。会社または公益法人以外の

組織といったしましては、任意団体や組合が想定されるわけでございますが、任意団体は、事業運営に当たる際の継続性が担保されなかつたりあるいは責任の所在が不明確といったことが考えられます。

して、事業の実施主体としたしましての適格性をもうおそれがあろうかと思われます。また、組合につきましては、中小企業者の自主的な結合体としまして、従来の、先ほど来御説明申し上げてお

ります高度化融資制度が主たる対象としてきた実施主体でございまして、中小企業者の自主的な努力のみでは実施が困難な場合に、先ほど申し上げました支援事業、支援する事業を行ふという今回の法改正に係る実施主体といたしましては、本来適切なものでないと考へる次第であります。

これらの理由から、冒頭申し上げましたように、制度発足に当たりましては、少なくとも、当面、会社または公益法人に限つて事業実施主体としたいと考えております。

ではどういうふうにするのか。それから、もしそこへ出資をしていくという形になると、その事業団としての出資の比率というものはどういう格好になるのか。

時間が余りないから、もう一つですが、例えば自治体が加わるということは、地域のいろいろな活性化を図る、あるいは土地改造を行う、あるいは商店街の改修も行う、こういう形になつてくると思うのですが、その場合、地方の自治体といふのは今非常に財源に困つてゐるわけであります。

そこで、地方自治体がそういうところへ金を出すといふ形になると、財源的に非常に問題があるし、それから、その他の事業をやる場合もいろいろ支障を來す場合があると思うのです。これは例えれば資金を金融機関から借りたりした場合でもそ

ういうことが考えられる。

当ての仕方というのですか、これを配慮しなければならないのではないか。それでないと仮つくて魂入れになつてしまふおそれがある、こうい

うように私は思うので、この点についての御説明をいただきたい。

第二点の、ふるさと創生の財團等の話でござい

ます、本件も、我々が今考へております、各地

具体的にという御質問でござります。

い力をつけていくということでは、同じ方向、同じ政策目的を持つたものと考えております。

○上坂委員 公益法人の定義みたいなものであります。これは民法の「第二章 法人」のところに出でまして、第三十四条で「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団」、こうい

うことになるわけですが、具体的に言えばこの公益法人の中では一体どんなことが想定をさ

れるのか、もうひとつ説明を具体的にしてもらいたい。

○高島(東)政府委員 第一点の公益法人の中身を

先ほど法律のところでお触れになりましたように、あくまで公益を追求する法人でございまして、具体的には、例えばその地域の中小企業全体の最も必要としている研究活動を支援するとか、あるいは一緒にいろいろなデザインを工夫するための下地を準備してあげるとか、さらに、販路を開拓するためはどうすればいいかといった共通のいろいろなノーサウを考へ、そしてその成果を関係の地域中小企業の人たちに差し上げるというふうなことがあります。あくまで一つの例で御説明を申し上げました。

それから第二点の、第三セクターへの出資者は

どうなるのか、大企業等はどうなるのかという御質問でございます。

体が中心となりまして、地域ぐるみで、業種の垣根を越えまして、地域産業、中小企業が新たな環境に適応し発展することを支援しようという動きが出ておりまして、これが先ほど来申し上げておられますその実施主体としての第三セクターになるわけでございますが、そういった横断的な地域ぐるみということをございますから、その第三セクターへの出資者には、中小企業事業団のほか、元市町村それから都道府県といった地方公共団体、さらには地元の企業、産地組合等が考えられると思います。なお、これは中小企業がいろいろな活動をしていくための支援をする主体に対するものでございますので、その中に大企業が入ることとは何ら拒むものではないと思います。

その次に、中小企業事業団の出資規模などの程度かという御質問でございますが、これは個別事業案件ごとに、事業の規模とか内容、あるいはどのように資金を調達していくのかとか、さらにはその計画の採算性等、非常に幅広く事業計画を考えてまいる必要がございますので、「一件当たりの出資額の上限、下限を特に基準を設けて設定する」ということは考えておりません。ただ、平成元年度に創設を予定しております事業につきまして、調査したところでは、現在のところ一件当たりの

出資規模は、あくまで平均でございますが、一億五千万円程度でなからうかと考えておる次第でござります。

それから、中小企業事業団の出資比率がその場合どうかということになるわけでございますが、出資は中小企業構造の高度化を促進するという政策目標を達成するために必要な限度で行うということで、あくまで趣旨でございます。こういう趣旨から考えますと、当面中小企業事業団の出資割合というのは地方公共団体、都道府県あるいは市町村等の出資割合を下回る、これより小さいもの、いわゆるマイナーポーションにとどめる方針で制度を運営していく所存でございます。

それから、最後に御指摘ありました都道府県の

○上坂委員 中小企業といった場合には、中小企
業助成金制度が最もやるわけでござります
が、そういった地方自治体の資金が十分確保され
ていなければ事業としてはいいものができないで
はないかという御指摘は、そのとおりでございま
す。我々いたしましては、この政策の樹立の当
初から、各地方自治体と密接な連携をとりまし
て、実際に各地方自治体がこの事業につきまして
応援できる、支援できる内容について把握した上
でのこの制度の創設を考えさせていただいておりま
すし、また実際に具体的な案件いたしまして
は、十二分に地方自治体と連携を密にいたしまし
て、地方自治体及び中小企業事業団が一体となつ
て、その出資者としての役割が十二分に果たせる
よう努めています。

業基本法におけるその定義があるわけですね。ですから、一件当たり一億五千万円くらい大丈夫だということになると、これはもう大企業の部類に入ってしまう。ただ、従業員が三百名以上というもう一つの条件があるわけですが、これを満たすとすれば大企業に入ってしまうのです。そうなると、もうそういう範囲は超えてやるのだというふうに考えた場合、中小企業の定義の改定というようなものにつながっていくおそれがあるのでないか、私はこういうふうに思いますが、その辺を

この事業団法についてはお伺いして、次に移りた

いと思うのです。御回答を。

○松尾政府委員 ただいま御指摘の点について
は、先ほど御答弁申し上げてまいりております
すように、今回の法改正によりまして助成対象と
いたします「高度化を支援する事業を行う者」と

しうのは、高度化を中小企業者が図ってまいりま
す場合に、これに必要な研究開発施設等を設置す
る者を対象にしようと考えているわけでございま
して、今先生御指摘のように、第三セクターとな
るかと思いますけれども、仮にそういう設置を
する者が形式上大企業に当たる場合もあるうかと
思います。ですけれども、私どもが考えておりま
すことは、何と申しましても最終的にこの施設を

利用するのは、そして利用して構造転換などを図ってまいりますのは、受益者となる人というのはあくまで中小企業者である、その点を主眼に置きまして中小企業事業団からの助成を行おうと考えているわけでございまして、高度化を支援する事業を行う人が中小企業性を持っていなければならないかどうかというところよりも、むしろ受益対象者が何者であるかというところを考えて申し上げておきたいと思います。したがいまして、直に出資の対象、助成対象は中小企業に限定する考え方ではないございませんけれども、さりとて、だれでもいいというわけにまいりませんので、先ほど御答弁申し上げましたように、その対象となる第三セクターが中小企業のために事業を行っていくんだという性格づけはつきりして場合と異なります。

行うようにしてまいりたいと考えているところでございます。
この上坂委員 次に、中小企業投資育成株式会社法の改正についてお伺いしますが、創業資金というものは、今のところ衆賛金ののれん分け制度しか実際にはない。ようやく中小企業の分野においてもこれを導入するということになつたのは画期的であると私は思うのです。その意味では高く評価をしたいと思うのです。

けで

うのが必ずついてくるわけであります。したがつて、要件が厳しそうになると、なかなかこれの効果があらわれない。そこで、投資先の新しくつくられる、創業される企業の、その選定基準をどうするかということが非常に重要になつてくると思うのです。

もう一つは、例えば、何でもやりたいといつても、会社というのはいっぱいあるわけでありますから、また業種はすごく多いわけですから、同じような業種がたくさんあるところへ同じような業種ができるのも、これは果たして投資効果があるかという問題も出てくるだらうと思うのです。そういう場合を勘案したときに、業種を限定するようなことがありはしないか、こういうふうに思われるのですが、その辺の事情を御説明いただきたいと思うのです。

○松尾政府委員 現在、投資育成会社につきましては、従来の増資新株の引き受け等に際しまして、法律の第六条の規定に基づきまして、対象企業の選定基準を「事業に関する規程」として整備して、大臣の認可を得ることになつておりますけれども、その中におきましては、選定基準として、企業の成長性、収益状況、自己資本の充実の必要性などを現在基準として運用してまいりてきるところです。

今回の改正によりまして、新たに設立新株の引受けを行うことにしてつきましては、どのような選定基準をとるかということにつきましては、これから法律改正を待ちまして投資育成会社の方でまず検討することになつておるわけでございませんから、既存企業の場合と異なり事業の実績がいますけれども、基本的に申しますれば、確かに生産指摘のように新規に設立する企業でござりますから、既存企業の場合と異なり事業の実績がないませんから、設立しようとしている人が持っている技術とかノーハウとか、あるいは経営管

のよう^に新しい分野にいかなければならぬといふことでは必ずしもございません。既存の事業の中でも事業の伸長が見込まれるような成長分野を独立してやるとかいうような場合も当然あるわけでございますと 思います。

また、業種にござましても従業員がございまし
たけれども、現在と同様 設立新株の場合につき
ましても、原則として公序良俗に反するおそれ
ある風俗営業等、これは別でござりますけれど
も、それらを除きますれば、広く中小企業全体を
対象とし、中小企業全体の構造転換が円滑かつ着
実に進展してまいるよう広く考えてまいりたい
と考えております。

では、先ほど大臣から答弁がありまして、都市部への過度の集中を避けていかなければならない、企業の地方分散を図ることが一つの大きな目的である。その目的に反するような状況が一つ出ていり、ということを指摘して、これに対する配慮をいただきたいと思うのです。

それは事業所税の存在なんですが、これは人「か
三十三万以上になりますと事業所税をつくることが
できることになつております。ところが、これを
実施しないと、自治省からとやかく言われる、あ
るいは交付税の対象としてマイナスになる、いろ
いろな問題が出てくるわけです。ところが、今は
市町村の合併によって大きな地域が出てくるわけ
ですから、都市部のいわゆる追い出し税というも
のは、本当は地方の受け入れ税でなくてはならな
かったわけですが、受け入れる側に事業所税を設
定するものですから、企業は来ないのですね、現
実に。

具体的な一番いい例でいいますと、いわき市で
あります。いわき市のことにについては、大臣はよ
く御存じのはずであります。通産省はわからな
い。幾ら実態を調べに来いと言つても一回も来な
い。僕は十数年言つているのだけれども、一回も
来ない。わからないのです。どのくらい大きいか
というと、南北五十一キロ、東西四十キロであり

ります。その面積は実に千二百二十八平方キロであります。香川県より大きいんだよ。こんなに大きな市がって、その市の中に小中学校が百十二もある。都市があちこちに散在をしている。ですから、百や二百の工場が来たって、こんなものほどに入つたかわからないぐらい広い。そのぐらい大きな地域で工場が来ないので。新産都市の、先ほどのいわゆる臨海工業地帯、ベンベン草が生えて、最近ようやく少しは来るようになった。だから、私は、そのときに、合併でこれは辛酸をなめる都市になるからと注意したのだけれども、合併させちゃった。そこが問題なんだ。

この事業所税というのは、単に人口三十万だから自動的に適用するなどという考え方では問題にならない。これは人口密度によつて勘案するといふ形でなければ、地方の活性化は図れないのです。これを幾ら言ってもわからない。歴代の中小企業庁長官と毎年私は会談をやつて、これを主張しているのだけれども、わからない。わからないというより、わからうとしないから困っちゃう。

そこで、これは大臣が閣議等でそのところをきちんと言つてもらつて、本当に合併した地域が人口が多くなつたら、その地域で企業を幾らでも受け入れられるような状況をつくるために万全の努力をしていただきたい。これは梶山大臣に対する特にお願いを含めて、御意見をいただきたいと思います。

○梶山国務大臣 私も、先ほど申しましたように、地方主義者でございまして、地方の自主財源の拡充強化という意味で、今までこういうものだけを眺めてまいりまして、今上坂委員の言われる、地方への企業の立地のいわば大きな妨げになっている、こういう観点でこの問題をとらえたことが実は残念ながらございませんでした。この問題もぜひひとつ俎上にのせてこれから検討してまいりたいと思います。

ただ、昨今言われますように、これはまた上坂委員におしかりを受けるかもしませんが、赤字法人が大変多いわけであります。今五割を超えて

おると言われておりますけれども、この赤字法人、確かに今の法人課税は所得がなければいけないことは当然でありますけれども、地方自治体にとっては、その面積なりあるいは営業規模なりといふものによって、その地域地域で受ける利益があるわけでござりますから、そこに所得が発生しないからかけないのだということで果たしていいのかということで、私は自治大臣時代にこの検討会、勉強会をいたしまして、これからの方針としてはむしろ外形課税的なものを導入すべきだ、そして地方がそういうものに対する一つの果実を得て、さらに地方の財源を充実すべきだということがございますので、この事業所税とあわせてもう一回この問題は私も勉強し、いわば通産省的発想に立つてもう一回問題をやってまいるかと思ひます。

ただ、委員、この問題が極端な原因で企業が参らないというふうには私は考えておりません。例えば御地に常磐高速道路が入りますと途端に企業の立地が大変盛んになつたということを考えれば、事業所税があるから企業が来なかつたというのではなくて、高速公路網の方がその意味でははあるかに影響力が高い。ですから、私のところにも、わざに城地委員がおいでになりますが、北茨城も高萩も十王も、我々を取り巻く山間地においてもいわば常磐自動車道路が完成をしたことによつて、事業所税があつたかなかつたかは別として、こういうもので企業が最近盛んに立地をするようになつてしまつた。ですから、いろいろな整備を行ひ、制度を導入し、その他税制上のものもあるのことを考え合わせながら、一体となつてこういうものの振興を図るために、今御指摘になつた点をひきくるめて検討をして、結論を出してまいりたいと思います。

○上坂委員 大臣の答弁につけ加えれば、もう一つ、景気がよくなつたからということが落ちていよいよ感じがするのです。

それはそのとおりなんですよ。常磐自動車道ができる。もう一つ加えれば、景気がよくなつた。

それらは当然なんです。だけれども、景気の悪いときは現実に来なかつたんだ。一番近いんだから。近くとも、そして複線化されているのですからね、それでも来ないのです。平以北は複線化されないのでですから。そういうことを考えないとダメなんですね。

だから、私はこれは非常におかしな法律だと思っているのですよ。全然機械的な法律になつていい。だからめんどくさいと配慮をして、本当に都市部の追い出し税なら追い出し税で、地方の受け入れ税なら受け入れ税のような形に持つていかなければだめだということで御意見を申し上げたのですから、今大臣は十分考るということでありますから、その十分考えるという方を私は強く受けまして、期待をいたしたいと思います。

もう一つ、この投資育成会社について、信用保証制度ですね、この協会との関係をこれからどうしていくのか、あるいは業務との関係がどういうふうになるかということについて、一言だけお答えをいただきたいと思います。

○高島(章)政府委員 申しわけございませんが、ただいま御指摘ありました協会の意味をもう一度……。

○上坂委員 信用保証協会です。

○三上政府委員 今、委員の御指摘は、投資育成会社と信用保証協会の関係といふうに承りました。

投資育成会社は、御承知のように中小企業の増資の際の新株の引き受けをするという意味での資本面からの支援をしてまいるものでございます。信用保証協会につきましては、これは各県に置かれておりまして、一般的な中小企業は担保力ですかとか信用力に欠けておりますので、通常の金融機關からの融資がなかなか得られない場合に、この保証協会が大変割安の手数料をもちまして信用保証をいたします。それをもとにいたしまして一般の市中の金融機関が金融をするという仕組みになっておるわけでございます。

○上坂委員 僕は仕組みをよく知っているんだ

よ。仕組みじやなくて、投資育成会社も信用保証協会を利用するようになつたのでは困るから、そういうことはどういうふうに考へてあるのかといふに思つます。

大体、増資したり、普通の営業のときの費用でも、運転資金でも何でも、銀行に借りにくわけで、その場合に銀行が貸してくれるようないわゆる信用保証協会が保証するわけだ。保証をするんだけれども、信用保証協会といふのは保証しないところが多いんだよ、逆に。そして、我々に言わせれば、銀行の信用保証をやつていて、中小企業の信用保証をやつてないというところに問題があるわけだ。それは信用保証協会の経営の面からそういうことが必要になつてくるんだとは思うのだけれども、しかし、そういう例がたくさんあるわけですよ。したがつて、投資育成会社までがそういうことになると困るから、一言だけこれは念のため聞いておきたかったのです。もう一回答えてください。

○松尾政府委員 御指摘のように、投資育成会社の場合は、従来ですと増資新株の引き受けでございましたが、今回の改正によりまして設立新株の引き受けもできるようになります。そのため、この改正内容でお願いいたしてます。当然のことながら、投資育成会社としてみますれば、リスクの大きい設立新株の引き受け、これは実は前からやりたかったところでございますが、今回も引き受けができるようになります。そのときにおきまして、既に軌道に乗つて、ある程度めどのつく会社であればともかく、全くの新規の会社ということになりますと、相当審査をしつかりやらなければなりません。その二点が從来ひっかかりまして、今日まで設立新株の引き受けまでを業務にすることになりますと、相当審査をしつかります。しかし、御案内のように、投資育成会社も既に四半世紀にわたる業績を重ねてまいりまして、審査能力においてもかなりのノーハウを蓄積いたして

まいりました。それからまた、上場企業が出るに及びまして、三社の内部留保も既に二百五十億円ほど蓄積されることになつてしまひました。したがいまして、審査能力の面あるいは現実のリスクに挑戦するという面におきましての財政基盤、いずれもかなりの実力が私どもついてまいりましたと思います。さらなる研さんは必要でありましょうけれども、そこは信用保証協会のような場合とはかなり違った態度で対応できるものと思つておりますし、ぜひそのように進めてまいりたいと考えております。

○上坂委員 それでは、次に、小規模企業共済法のことについて質問いたします。

昭和四十年の第四十八回の国会でこれが制定されたわけであります。私が国会に出てきてから、五十年に改正法律案を社会党として出したことを覚えてます。そのときに、掛金の年限が二十年だったものをもつと縮めろ、それから金額を少し高くして、そして少なくとも八百万から一千万円ぐらいの、十五年だった十五年で、退職金がもらえるようにしなければだめだ、こういう改正案を出した。翌年の五十二年の国会でこのことが可決したことを見ております。そのとき、掛金が三万円になつて、十五年の年限になつたわけであります。

そこで、以来この制度が非常に大きく普及をしていると思いますが、現在この制度の普及率といふものはどの程度までいっているのか。それから政治的な基盤が、その事情が許さないということ一つ。それから、もう一つは、審査能力という点におきまして、既に軌道に乗つて、ある程度めどのつく会社であればともかく、全くの新規の会社に対することにあつたわけでございます。

○閑野政府委員 小規模企業共済制度の加入促進問題につきましては、長期加入促進計画といふのを定期的に策定いたしまして、さらに年度ごとの加入促進計画も定めまして、その普及促進を図つてゐるところでございます。昭和五十七年度から昭和六十一年度までの五年間には、第四次長期加入促進計画に基づきます加入目標が六十五万件

でございましたが、これに対しまして四十二万五千件の加入を獲得したところでございます。現在は昭和六十二年度から平成三年度までの五年間にわたる第五次の長期加入促進計画の期間中でございまして、この期間中の加入目標件数を七十万件と定めていますが、計画初年度の六十二年度におきましては加入目標件数十三万件に対しましておりまして、この期間中の加入目標件数を七十五万件と定めていますが、計画初年度の六十二年度に約十七万件、昭和六十三年度は目標が十四万件に対しまして十八万件の加入を得ておらず、順調に加入促進が図られてきているというふうに考えております。現在、昭和六十三年十二月末現在で百十八万人、さらに最新時点の昭和六十三年度末では、百二十万人の水準に達しております。小規模事業者数に対しまして約二四%の加入が実現しているというふうに考へておられます。今後とも商工会議所、商工会といった委託団体、それから金融機関等関係各機関との連携を密接にいたしまして、少しでも多くの小規模事業者に入つていただけるよう普及促進にさらに一層努めていく考へております。

○上坂委員 先ほど申し上げましたように、今、退職金は、店を後継者に預けた場合あるいは廃業したりなんかする場合に、大体一千円ぐらいいらないとだめだろうということで、我々としては一千円ぐらいいの目標を持つてきましたが、今回の改正で掛金が最高七万円になつて、これは何年ぐらいい積み立てたら一千円を超すか、それからまた、十五年満期になつたときにはこれはどのぐらいいの金額になるか。それから、十五年で満期になつた以後ずっと契約をするということが、希望があればそれは彼らでもできるといふになつてゐるか。この二点について御説明をいただきたいと思います。

○閑野政府委員 本制度は昭和四十年に発足いたしました。そのときの掛金限度額が五千円でございました。それが、四十七年に一万円に引き上げられ、もつともっと普及をさせて、これに加入する小規模企業者が多くならないか、それからまた、十五年満期になつたときにはこれはどのぐらいいの金額になるか。それから、十五年で満期になつた以後ずっと契約をするということが、希望があればそれは彼らでもできるといふになつてゐるか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つは、分割支給の場合、ほかの公的年金との関係はどういうふうになるか、いわゆる控除の問題等含めて御説明をいただきたいと考へます。

それから三番目には、分割支給の場合に、本人が死亡したらその共済金の受取者はだれになるか。また、受取人が遺族になつた場合、一時金としてこれは受け取れるのかあるいは分割支給の権利を継承できるのか。それから、もし一時金として

受け取る場合でも継承する場合でも、これはそのときの相続税との関係は一体どうなるのか。少し多くなりましたが、これらについてお答えをいただきたい。

○関野政府委員 先ほど御質問の、七万円の最高限度の掛金を十五年間掛け続けた場合の第一種共済の、事業の廃止の場合でございますが、共済金は二千四百四十六万六千円になります。

それから、ただいまの御質問のままで第一点でござりますが、小規模企業共済制度におきます共済掛金、共済一時金、分割金に対する税制上の措置につきましては、本制度の政策的意義ということから、税法上の優遇措置が講ぜられております。具体的に申しますと、第一種共済契約につきましては、從来から共済掛金につきまして全額所得控除の対象になつております。それから、今回導入を予定しております分割支給制度に基づく分割共済金につきましては、公的年金等控除の対象となることとなっております。

御質問の二点目でございますが、この場合、他に公的年金控除の対象になる収入があつた場合でございますが、この課税所得の計算におきましては、公的年金等控除の対象となることとなっております。

御質問の二点目でございますが、この場合、他に公的年金控除の対象になる収入があつた場合でございますが、この課税所得の計算におきましては、その年に支給された分割共済金のほかに国民年金等その他の公的年金がある場合には、これを合算いたしまして、その合計収入金額から、その収入金額に応じた公的年金等控除額を差し引くといふことになつております。したがいまして、公的年金を合算して、その額に対して公的年金控除を控除する、こういうシステムになつております。

それから、分割支給金を受給している間に本人が死亡した場合の受取人がだれになるかという御質問でございます。これにつきましては、今回御提案しております改正法案第九条の四第一項第一号の規定にございますとおり、残りの期間中に支

給されるべき共済金は、民法の一般原則によりましてその契約者の相続人に対して支給するということに定めております。その際の支給方法でござりますが、これは小規模企業共済制度の本来の趣旨というものが小規模事業者本人を対象にした制度であるということ、それから、相続人について分割支給を継続するということになりますと、複数の相続人が存在するような場合には中小企業事業団の支払いに関する事務コストが増加するというおそれがございます。これらのことから、本改正案におきましては、残りの支給期間中に支給されるべき分割共済金は、その現価相当額を一時金として支給する、こういう制度にして御提案していきます。

○上坂委員 今のお答えは了解をいたしました。この法の改正に伴つて事業団法の改正が行われることになるわけであります。その理由と背景とくものについて御説明をいただきたいと思います。

○松尾政府委員 御指摘のございました小規模企業共済法の改正にあわせて事業団法を改正する点でございますけれども、共済法の改正によります共済制度を一段と利用しやすくすることを目的といたしたものでございます。一方、中小企業事業団法の改正によります余裕金の運用範囲の拡大を実現いたしましたものでございます。この政令で定める余裕金の運用方法で私ども今頭にありますのは、生命保険契約を締結して、これによって資産運用をしたい、こういうことでございます。

生命保険運用につきましては、例えば昭和六十一年度の厚生年金基金によります生保の運用利回りが八・三九%ということになつております。これに対しまして、現在、私どもの小規模企業共済事業におきます余裕金の運用の七割弱は、先ほど先生御指摘ございましたような金融債で運用しております。金融債の現在の発行利回りが四・八%ということになつておりますので、生命保険契約による資産運用を導入することにより、全体としては相当程度の利回りの改善が期待できるのではないかというふうに私ども考えておる次第でございます。

られる点はこれで一応全部盛り込んで御提案申し上げておるつもりでございます。

〔「尾身委員長代理退席、委員長着席」〕

○上坂委員 聞きますと、債券を購入したりして投資したり、国債のところへ投資をしたりして運用していくという従来の方針には変わつておられますが、商工中金への投資が一番多い、七〇%くらい占めているのだということです。ですが、そのいわゆる中金債との利回り関係から、それで他にそれより上回るようなところがあるのかどうか、そういうところを目標にして法改正をやつて資金の運用を図ろうとしているのではないかというふうに思いますが、もし対象があればその対象について御説明をいただきたいと思います。

○関野政府委員 今回、事業団法の改正によりまして、事業団の余裕金を政令で定める方式で運用できるようになります。その規定を御提案しているところでございます。この政令で定める余裕金の運用方法で私ども今頭にありますのは、生命保険契約を締結して、これによって資産運用をしたい、こういうことでございます。

生命保険運用につきましては、例えば昭和六十一年度の厚生年金基金によります生保の運用利回りが八・三九%ということになつております。これに対しまして、現在、私どもの小規模企業共済事業におきます余裕金の運用の七割弱は、先ほど先生御指摘ございましたような金融債で運用しております。金融債の現在の発行利回りが四・八%ということになつておりますので、生命保険契約による資産運用を導入することにより、全体としては相当程度の利回りの改善が期待できるのではないかというふうに私ども考えておる次第でございます。

をお聞きしたいと思うのです。

○関野政府委員 平成元年度の生命保険運用予定額につきましては、この法案が御承認いただいた場合には約一千億円程度をこれに充てたいというふうに予定しております。ただ、本制度の共済費

金というのは、小規模事業者の積み立てた掛金が原資となつておるわけでございますから、極力中企業者に対する還元につながる方法を主体として運用していくという従来の方針には変わつておりません。したがいまして、今後どの程度の金額を生命保険運用に回すかということにつきましては、今後の運用の実績あるいは金銭信託とか金融債等いろいろな運用手段のバランスを踏まえながら判断していくべき問題だというふうに考えておられます。

○上坂委員 中小企業関係三法案を検討いたしました。今までにく非常にいいところへ目をつけさせておられるということについては、これは感謝をするとともに、これを実際に運用するに当たりました。本当に中小企業者が救われるよう

して、今までにく非常にいいところへ目をつけさせておられるということについては、これは感謝をするとともに、これを実際に運用するに当たりました。本当に中小企業者が救われるようあるいは新しく企業を起こそうとするものの意欲が生まれてくるような形で運用されることを心から希望いたしました。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○与謝野委員長 森本見司君。

○森本委員 きょうは中小企業三法をいろいろと私も質問をさせていただくわけでございますが、それに先立ちまして、新大臣が御就任いただきましてご存じだと思います。また大変厳しい中での御就任でもございますし、御苦労さまと申し上げたいと思うとともに、新大臣は、党の商工部会長をされておつたり、また商工委員長をされておつたり、あるいはいろいろと通産行政に御造詣が深い、そういうふうに思い、また同時に期待もしておるところでございます。

そこで、三法の内容に入る前に、これはやはり中小企業の皆さんにも大変影響も及ぼしてくることでございますので、現況におけるいろいろな問題の中から二点ばかり大臣にお尋ねを申し上げたいといふふうに考へておるか、その辺のところ

レトロ

まず、ここ数日非常に円安が進んでいるわけでござりますけれども、この円レートに関する現状認識、また今後の見通し、通産大臣としてどのようにお考えなのかという点をお伺いしたいと思ひます。

また、同時に、十三日の新聞に、十三日の閣議後大臣が、「金利が上がると、内需拡大基調に水をさし、貿易不均衡解消という大方針に反する。角をためて牛を殺すようなことはしたくない」ということから、公定歩合の再引き上げについて反対ということを申し述べておられるようございまますけれども、その辺もあわせて、大臣の今の円安の状況についての見解をお伺いしたいと思いま

りがとうございます。
ただ、私も、何年か前、先ほど申し上げました
ように、日本という国は貿易立國、技術立國をし
なければならない国だということで、私自身も商
上行政に関心を深めてまいった一人でもございま
す。ただ、その潮の流れが速いと申しますか、技
術革新の波が速い。世の中の流れが速いわけでござ
りますから、私の持っている知識がむしろ逆に
現在の商工行政を行う上でブレーキになりはしな
いかということを恐れております。できるだけフ
ランクに、白紙に戻して皆さん方の御意見をちよ
うだし、世論の赴く動向を見定めながら、懸命
に努力をしてまいる決意でありますので、御指導
を願いたいと思います。

今この円安の動向についての御質問でございま
すが、確かに、あの閣議後、記者会見で、私は、
まさに現在の円安の傾向がそれほど中長期的なもの
ではないはずだという観点と、それから、これを
配する余り金利の上げ等が行われることは、今
まで定着をした内需の振興、拡大基調、そういう
ものを合わせると、景気が後退をするという
ことを考えますれば、むしろこれは通貨当局の適
切な処置ということを、そのときはわざわざ申し

ませんでなければ、少なくともそういうものの対応してこの時局を乗り切るべきだ、こういふことを実は申し上げたのが、私の円安の問題に明確する一番端的な表現でございます。

ですから、先ほどもお答えを申し上げましたとおり、今回のいわば円安の為替相場というものは、中国の政情不安、と申しますのは、考えてみると、中国というのは近来大変安定をしたと目られておったものの、こういう状況になるのだから、発展途上国にはやはりなかなかその内蔵する問題がいろいろある。そういうことで、むしろそういう意味では、先進国の、特にいろいろな意味での基盤の安定したアメリカのドル、こういううものに対する期待が高まつたということが一番背景にあるという気がいたします。

そして、もう一つ加えて、アメリカの卸売物価が急騰をいたしました。これは五月は前月比で〇・九%上がつたわけですから、年率一割強の卸売物価の上昇を見たわけでございますから、当然、物価高になればインフレ懸念がござりますから、金利の引き締めがアメリカにおいても行われるだろう。引き締めを行うと金利が上昇する、上昇すればドル高という、そういう方程式のもとに、そういうものを予測しながら思惑がいが進んだのではないかという気がいたします。

しかし、本年来、アメリカの幾つかの経済の指標の中で見てまいりますと、いわゆる貿易の赤字との減少が目立つております。特にECに対してもは相当な回復をいたしております。こういうのを見ますと、ヨーロッパ、例えば、先ほども申しましたけれども、西独マルク等に関しては、日本の円よりもはるかに西独マルクの方が安くこの一、二カ月推移をいたしております。

そういうことを考えますと、これはひとり日本だけの問題ではなくて、やはりアメリカの持つているファンダメンタルズと申しますか、そういうものと、それから中国の問題が絡み合い、なおかつそこに投機が行われたという状況で今日のドル高の現象が生まれているという気がいたします。

ませんでしたけれども、少なくともそういうものの対応してこの時局を乗り切るべきだ、こういふことを実は申し上げたのが、私の円安の問題に明確する一番端的な表現でござります。

ですから、先ほどもお答えを申し上げましたとおり、今回のいわば円安の為替相場というものは、中国の政情不安、と申しますのは、考えてみると、中国というのは近来大変安定をしたと目られておったものの、こういう状況になるのだから、発展途上国にはやはりなかなかその内蔵する問題がいろいろある。そういうことで、むろんそういう意味では、先進国、特にいろいろな意味での基盤の安定したアメリカのドル、こういうものに対する期待が高まつたということが一番背景にあるという気がいたします。

そして、もう一つ加えて、アメリカの卸売物価が急騰をいたしました。これは五月は前月比で〇・九%上がつたわけですから、年率一割強の割合で物価の上昇を見たわけでござりますから、当然、物価高になればインフレ懸念がござりますから、金利の引き締めがアメリカにおいても行われるだろう。引き締めを行うと金利が上昇する、上昇すればドル高という、そういう方程式のもとに、そういうものを予測しながら恩賜買いが進んだのではないかという気がいたします。

しかし、本年来、アメリカの幾つかの経済の指標の中で見てまいりますと、いわゆる貿易の赤字の減少が目立つております。特にECに対しても

ですから、私は、いずれこの問題は鎮静化をす
といふことを期待をいたしますし、また、そ
うふうな予測を持つて冷静に対応してまい
に当局と話し合いをいたしております。これか
は激的な円安ということがさらに進むよ
うなことは、特に円は急速に高くなつても安くなつ
あれば、これは経済に決していい影響を及ぼすもの
も、これは経済に決していい影響を及ぼすもの
はございませんから、そのときは通貨当局の適
切なる出動を期待をしたい、こういう思いで
在る次第であります。

ですから、このことで、私は、お互に急激
対応を求める範囲内であれば、物価が急上昇す
るだらうという懸念も、現在のところ実際はござ
いません。物価も安定をいたしておりますし、そ
の他のそれぞれのあれを見ましても、内需は着実に
に拡大基調にござりますし、四月、五月の卸売物
価、消費者物価、これは消費税、それから季節的
菜等のことを勘案をすれば、さほど大きな変化
はございません。そういうことを考えますと、
は、この円安問題は早晩解決を見るであらう、こ
ういうことを期待をしながら、冷静着実な対処を
してまいりたいというふうに考えております。

○森本委員 大臣、非常にお答えいただきにく
かと思いますが、やうべもテレビの番組で、經
企画庁長官がその答弁に大変お困りのようだ
いましたけれども、幾らぐらいが日本經濟の中で
一番今適切か、大臣のお考え方ではどれぐらいで
しょう。

○梶山国務大臣　断定的なことは申し上げられませんけれども、長い過去の例を見ますと、百八十九円より強くなれば日本の経済は危機的状況になるとか、百六十円になれば倒産が出るとか、もちろんのことと言われましたけれども、結果として

ことが一番よろしいんだ、どこにめどを置くかといふふうに考えております。
○森本委員 そこで大臣、この数年間、おっしゃいましたように円高がずっと続いた、それでようやく安定してきたわけでございます。この数年間、二、三年特に円高で日本が大変な状況に陥るのではないだろうかという状況に至ったわけでござりますけれども、やはりそのときいろいろなばねをきかしたのは、そして今の経済を支えたのは、日本の中小企業の皆さんではないかなというふうに私は思つてゐるわけです。いろいろと苦労しながら、あの円高のときに、私もいろいろと現地を観察に寄せていただきました。また同時に、役所の方もそのことに対するいろいろと城下町に対する施策等々を講じてきて、一番問題になつたのは、今やはり日本の中小企業でも問題になつているのは、どう構造転換していくのか、付加価値の高いものをどうつくっていくのか、技術革新をどうするのかという流れの中で、やはり内需拡大に向けてどう構造転換していくのかということが大きな課題であつて、ようやくそれが今定着し、その施策が生き始めてきたところだ。ところが、これがまた今度は円安の方向へ行つてしまつて、今までとつてきただけであります。中小企業白書あるいは通商白書でも文章が全部、ようやく円高が定着しと、これに対する施策が書かれておるわけですねけれども、今度の円安、こういった経済環境にどんな変化を与える、中小企業にどのような影響を与えていくのか。それに対して、通産大臣として、どのような施策を講じていこうとされるのか。まだこれから数日間状況を見なければなりませんが、きょうがちょうど質問をさせていただくときでございますし、新大臣御就任のときでござりますので、お尋ねをさせていただきます。

そういうものの私の中にはござります。先ほど申し上げましたように、急速な円高、円安はいずれにしても日本経済には大変マイナスでござりますから、微動はあつたといたしましても、大幅な乱高下がないことを期待をいたしますし、そういうことになりますと、どの程度の幅になるかということを予測を申し上げることはありませんが、大幅な変動が仮にあつたとしますと、幾ら対応しても対応し切れない。その間の混乱、こういうものを来すわけでござりますから、私どもは冷静にこういうものに、むしろ国内の金融をひらくため投機に走つてもらいたくない。それから、業界も、これに動搖しないで、着実な方式で企業運営を行つてもらいたい。こういうことをすれば、この瞬間的な投機による大幅な円安の回避ができる、私はそういうふうに考えますので、この円安がさらに進んだどこでどういうことをということを今断定的に考える余裕もございませんし、また考えるべきではない。現在の状況がさらに悪化をしないためにどうすればいいかということに全力を尽くしてまいりたいと私は思つております。

た物特で消費者の立場からお話をさせていたたきた
たいと思うわけでござりますが、きょうは経営者
の皆さんの立場から、この消費税というのももう
けしからぬということを私は申し上げたい。
去る四月十日、実施されですぐに私は、築地の
市場を初めとし、これは物特いろいろ視察させて
いただいたわけでござりますけれども、今の流
れの中では、新大臣も、中小企業の皆さんのが大変困
つてているということは御承知おきいただいている
と思います。大臣御就任、何かとお忙しかったと
は思いますが、直接そういう業界の皆さんと、
七十五日間たつ段階での状況を、御意見を拝聴さ
れたことがありますでしょうか。もしなければ、
早急にそういう皆さんとの直接の声を聞いていた
だきたいと思うわけでございます。新大臣の中小企
業の経営者が困っていることに対する見
解をお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣　まず第一の、中小企業者が困っ
ている、そういう実情の見聞をしたことがあるか
ということでござりますが、まだ大臣に就任をして
て以来表に出る機会がございませんので、大臣就
任後はそういう機会を持つております。しかし
し、税制が昨年末に国会を通過いたして以来、何
遍か私も地元で座談会を開き、あるいは納税の専
門の税理士の方やその他との話し合いをし、各業
界の方々とも話し合いをいたしました。私も実は
零細企業を営んだことのある体験者の一人でもござ
ります。ですから、この四月以降遍か町に出て
あるいは業界の方々とも話し合いをしたことがあ
ります。

今ここで申せますことは、通産大臣としてでござ
りますから、きょうは格別税制全般のお話を反
論として申し上げようとはいたしておりません
が、長い目で大きなことを考えますと、私はそれ
ぞの税制に対する御意見はあるうかと思いま
す。ですから、その中で、消費者の理論もあれば
勤労者の意見もあれば、あるいは経営者の意見も
あれば、もちろんの意見があると思います。それ
は、それぞれ正しいとか正しくないとかというう

准を設けることは、なかなかできないと私は思います。税はまさに、自分に降りかかるつて、どちらが損か得かということが心の中では一番大きい物差しかもしません。

ただ、考えることは、よく国際化とか高齢化とか言われますけれども、私もどちらかといふと商工に関心の深かった人間でございます。ですから、例えば我々の輸出が大変盛んになつて、いわば日本の経済運営というものは世界に冠たるものだといって歐米先進国から大変うらやましがられもし、また、私も、自動車の交渉などでアメリカに参りましたて、安くよい物をアメリカに売ることがなぜ悪いんだと言つて胸を張つたことを何とか覚えております。しかし、その当時のアメリカあるいはヨーロッパの企業税制を見てみると、確かに課税ベースがアメリカの方が広いとかヨーロッパが広いとか日本は狭いとかということがありますが、税本体から見ますと、日本はかつて法人税四一、二%、それから減税の財源あるいはその他もろろの政策財源のために、必ずといつていよいほど、景気がいいからということで、法人税の値上げをいたしてまいりました。そして最終には地方税をひっくりめて五二%強、超過税率を採用しているところは約五三%程度のいわば法人税になつたわけであります。それに引きかえ、アメリカを見ましてもヨーロッパを見ましても、やはり日本の企業税制というものに着目したのかどうかわかりませんが、国内の景気振興はもうちょっと企業を活発にしなきゃいけない、企業活動を活発にするためには税制で誘導をしなきゃならないということです。彼らの法人税制は大体四〇%前後、場所によつては三〇%台といつものがござります。私は、税はどうやらが正しいか正しくないかということは言えませんが、近傍類似、そう大きく世界の中で違いますと経済のスタンスが違つてしまします。ですから、私は、やはり一つの企業經營というか事業経営、商工的な感覚によれば、少なくとも諸外国の法人税が安くて日本の法人税が高いということは決していい状況ではない。そし

業は、いわば貿易摩擦の激化に伴いまして、日本の企業で、現地に法人をつくり、現地に企業を持つていい、そこで活動することによって貿易のカウントから逃れる。逃れると言うと悪いけれども、そういう措置をとったわけがありますが、最近になつて聞いてみますと、やはりそれは貿易摩擦の解消のためはもちろん一理がございますが、行ってみてよかったですということがございます。一つはやはり法人税が安いために内部留保ができる、内部留保は再投資ができる。それから、行つた優秀な技術者その他、いわば累進税率に向こうは安いわけでござりますから、所得税が安い。そういうことで、行つた高給取りの方々は大変よろしい。そういう状況を考えますと、私は、大臣という以前の政治家として考えますことは、政治というのは大体あるところからいだいてないところへ配るのが政治だ。そういうことを考えますと、い企業がどんどん働いてくれるから税金がたくさん入るのだ、累進税率を納めるような高い所得者がいるから税金が入るのだ。それを、例えば私は地方に住んでいるものでござりますから、国税で入つたものの三二%が原資になって交付税になつて地方の財政が潤つている。あるいは中小赤字法人があつても税金を納めないで済むやうなものはどういうものか。ですから、ある者から取れる環境があるからこそ、ない者が納めないでも納める以上の行政水準、行政サービスを受けることができるわけでござりますから、そういう観点からしても、やはり国内の空洞化を防ぐためにも、企業税制においては少なくとも外国並みに努力をしなければならない。それから、累進税率も諸外国条件を考えれば、少なくとも外国とそれほど大きく違った税制でない方が望ましいという感じを私の中で得たものであれば、それは当然社会に還元をすべきものであります。そういうもろもろの例を見ないほど高い。それが本人の努力以外の税制ににおいては少なくとも外国並みに努力をしなければならない。それから、累進税率も諸外国や所得税、これに大幅な減税の厚みを加えていか

なければならぬ。

こういうことを考えますと、それじゃ諸外国は何でやっているかというと間接税だ。アメリカは直接税中心だといいますが、それは連邦税でありまして、州税はほとんどが間接税中心でござります。こういうもものることを考えますと、間接税に外国とそれほど大きい違いのない税制を志向

していくと、そういう努力の経過が国民にわかるような、態度をとっていくことは大勢としては間違いがない、私はこういう考え方を持っておりますから、この税制改正全般について、私は、理解と、むしろ推進論者の一人でもございます。

たたゞこの消費税の問題は、初めて導入された問題でございますから、頭の中で考えたもの自体が全部よろしいものとして出ているかどうかは確かに問題がござります。ただ、申し上げられますことは、今中小企業を中心とする点でこの消費税はいかがかという議論でございますが、やはり転嫁を十二分にして第二法人税にするな、それから下請いじめをやってはいけない、便乗値上げをしないという、この三つの原則のもとに行つた税制改正において、中小企業等においては特にいろいろな配慮がなされることによって、あるいは公平だとかなんとかというものが損なわれたと言われるかもしれません、中小企業に対する配慮はおよそなされるものはなされて今日を迎えているという気がいたします。

ただ、言えることは、我々の視点が、政府は事業者から税を納めてもらうという立場でございます、最終的には消費者が負担をするわけであります。私の個人的な感触でございますが、どちらかというと消費者的な視点にやや欠けたことがあります。私の立場として、今それ以上申し上げる立場でございませんので、御理解をちょうだいしたい

○森本委員 きょうは中小企業三法の問題です。それで、税制の議論をここでしようとは私も思つておりませんが、大臣は大田のお考え方をおっしゃつ

金を納めてくれるから、それを少ない者にもうまく配分することができますけれども、大臣、地元でも結構でございますし、直接に、しかし大臣が地元へ行かれると、恐らく地元の皆さんは大臣に懲れをなして率直な御意見をおっしゃらないかもわからない。したがつて、商店街あるいは小さな中小企業経営者の皆さんのところへ大臣みずから気楽に足を運んでいただきまして、率直な意見を聞いていただくことが必要ではないか。

御就任早々でございますので、私は回つてきた中の一部の御意見を申し上げさせていただきたいと思うのですが、例えば商店街の場合でも、駅前商店街いろいろな人たちがすうっと歩いてくるというところについては転嫁というのはさほど問題なく、まだ比較的スムーズに進んでいる。あるいは百貨店の場合もうまくいっているんじゃないかなと思う。ところが、大変お困りなのは、そういった商店街ではなしに、その地域に根差した商店街がある。小売業の商店主のおじさんが、きょう来るお客さんはどういう人かと全部わかつていません。それでコミュニケーションを非常に大事にされている、客と商店主の皆さんとのコミュニケーション。このおばあちゃんは、きょうは買い物に来ただけれども、生活保護を受けていらっしゃる人だとわかっている。そういう人たちからも取らなければならぬといふその苦しみ。また人間関係を崩されてしまうのではないかという御意見を、私は何ヵ所も商店街を回りましたので、たしかとげぬき商店街かるいはその近くの商店街の方へ行つたときに切実に訴えておられました。それから、ある店主さんは私に、ちょうど竹下総理

が四月一日にネクタイ一本買ってテレビで堂々と報道されているその後でございましたので、ネクタイ一本買ってもらって、きれいなお嬢さんからありがとうございましたと言われて、それでこの税がわかったというふうに思つてもらつては困る。私が何党か全くわからないで、自民党的先生方とも一緒に行きましてだけに、おっしゃつていたのは、竹下総理をここへ呼んできてくれ、一日ここで店番をしてくれと、それぐらいの勢いでお怒りをおしあつておきました、税務署にかわつて三%を扱う者のあれを言ってくれと。

また、先般製造業界に行きました、シニーズの製造業界の皆さんと話をいたしました。そのときに、要するに製造業の皆さんのが今度卸売業へ納めるときにはり消費税分の値引きがある、もしその消費税分を加算したならばほかに客が取られてしまう心配があるということです。

そのほかに、これは中小企業消費税相談室の事例の一つですけれども、材料の無償支給を受けて受託加工をしている免税率業者であるが、親事業者から消費税三%を上乗せして払う必要はないと言われている。あるいはまた別の方ですが、簡易課税を選択する運輸業者であるが、仕入れ原価はわずかであるため取引先から消費税を三%上乗せすることとは多過ぎると言っている、どのように転嫁したらしいでしょうか。このQアンドAの答え、二つとも最後はその事業者間でよく話し合ってくださいという回答になっているのです。これが実際はできないわけです。

東京商工会議所が四月一日から十四日までいろいろ調べました。絶じての答えは転嫁はうまくしているというアンケート調査でござりますけれども、例えば親企業とその下請の関係というのはどういうものであるかというと、親企業からいろいろな相談、要請があった場合、単価引き下げについては、それは消費税の問題だけではありますん、だけれども、同様の考え方でいいと思う。「服従した」というのが四四・〇%、「一部認めさせた」というのが四〇・〇%。下請企業というの

は、親企業から要請されば八五%近くがそのようにならなければならぬ。今はうまくいっているかもしだれませんけれども、いよいよ円安にいたから、原材料が上がつたからといって、これからその辺の動きがいろいろとまた出てくるんではないだろうか、そのときに消費税分というのを厳しく言われるのではないか。

大臣、ほかを申し上げますと、その商工会議所の調査の中で出てきたのですけれども、「事務量増加で間接経費が大幅アップする」「税理士報酬の値上げ、会計ソフトの経費負担大となる」「今回は上乗せできたが近々値引き要請があると思う。監視指導を厳しくしてほしい」「転嫁できません利益にくい込む」「消費税導入は間接的に値下げ要請につながる」、それから、「公取からいろいろアンケートが来るようになりますけれども」「下請・元請の力関係から公取のアンケートに正面に答えることはためらわれる」というふうな御意見もあります。政府機関が行ういろいろな調査に対してもやはりなかなか素直に答えられないのが小さい人たち、ですから、大臣はその辺のことをよく踏まえて、中小企業の皆さんを守るためにも、これから、こういった御意見があるといふこと、今私は、政府の関係者がスマーズについているところおっしゃっていますけれども、それは余りにも現実と離れた認識のあり方だ、もつともと現場へ出ていて今後も意見に耳を傾けてもらいたい、願わくは撤廃の方向を持つていくまで頑張つてもらいたいと大臣にお願いを申し上げるのでござりますけれども、いかがでござりますか。

○梶山国務大臣　再度の御質問、御意見でございますが、税制全般の御理解をぜひ国民の皆さん方に賜りたい、そしてその一環としての消費税、これはこの消費税を提案する際も当時の竹下総理が言われたように、ちょうど経済の物価が安定をし景気のいい時代でないと新税というのはなかなか定着しづらい、その意味では日本の今の置かれている立場が一番いい状況だから、これは今こそ税制改正を行なるべき絶好の機会、この機会をおい

でない、そういう判断のもとにされたことは私は正しいと思っておりますし、ぜひこの機会に、この制度を定着するためにもろもろの不足の点やそういう点があれば改正をしていくことにやぶさかではありません。なるべく早く中小四団体の方々とも意見の交換を行う予定をいたしております。そして、現実に国会でも終わりますれば、個々に幾つかの問題点を拾いながら実況見分しながら、さらにその対策を進めてまいりうと考えております。

○森本委員 それでは、三法の内容に入らしていただきます。

まずは小規模企業共済関係でございますが、今

回の分割支給制度六十歳以上、私は非常によき制

度であるというふうに思っております。これは五

十五歳にするか六十歳にするかという御意見もあ

ったようですが、そのことはもうきょう

は問わずに、よき制度をされたというふうに思

います。同時に、これは今までにない新たな仕事で

すから、今後業務がその分だけ非常に複雑化して

くる。業務処理の体制を強化する必要があると思

いますが、その点いかがでしようか。

○関野政府委員 御指摘のように、分割支給制度

といふものを導入いたしますと、業務内容も複雑

あります。また、今後資産の運用という面でも私ど

もできるだけ効率化していくなければならないと

いうふうに考へているわけでございまして、御指

摘の資産運用あるいは分割支給に伴います事務処

理の合理化、このような点については最大限の努

力をいたしまして、制度の効率的な運用に努めて

いきたいというふうに考へております。

○森本委員 資産運用についてお尋ねを申し上げ

たいわけでございますが、今回生命保険を選ばれ

たその理由はどういうところにあるのか。これは

六月九日に厚生省が発表したわけですねけれども、

非常に利回りがいいということことで、公的年金の自

主運用をやつたところが収入増が六百六億円にな

った。そういうことから考へてみると、確かに、

いろいろと自主運用をし、それを中小企業の皆さ
んに還元していただきことは非常にいいことでは
はないかなというように思います。生保を選ばれ
る理由は何か。

それから、私決して生保を目的のかたにしてお

ります。一千億といえば大きな金でございます。

そこで、風が吹いておけ屋がもうかるの反対みた

いな話なんですか。それとも、これは大蔵省がいな

いでの議論になりませんけれども、生命保険会社が

今海外に大変な投資をしているわけです。資金運

用面で高金利の米国債への投資を積極化させて

いるというふうに思ってます。同時に、これは今までにない新たな仕事で

すから、今後業務がその分だけ非常に複雑化して

くる。業務処理の体制を強化する必要があると思

いますが、その点いかがでしようか。

○関野政府委員 御指摘のように、昭和四十

年に制度創設以来二十数年たちまして、最近この

制度が小規模事業の皆様方によく知られるよう

になってまいりました。その結果、六十二年度にお

きましても、加入目標十三万件に対して十七万

件、六十三年度は十四万件の目標に対し十八万

件と、順調に加入促進が進んでいます。従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点を十分踏まえて、財

政事情は今後とも非常に厳しい中ではございま

すが、来年度以降の予算の獲得に全力を挙げてい

ます。そこで、加入者の増加に伴いまして事業団

から支払います手数料の金額が増加するという点

は先生御指摘のとおりでございまして、従来か

ら、非常に厳しい財政事情の中につきまして、加入促

進のための経費増については、所要の予算措置を

講じまして支障なきを期してきたわけでございま

す。今後は、このような観点

自覚ましいわけでございますが、小規模事業者たる対する質的な生活向上に資するような施設をつくりてほしいというニーズが高まっているわけでございます。具体的には、保養とか休養のためだけの施設ではなくて、幅広い教養の修得ができるような施設の要望が高まってきております。こういうようないニーズを踏まえて、中小企業事業団においてその設置に向けて具体的な調査検討に着手しております。昭和六十三年度においては、契約者のニーズの把握、ソフト、ハード両面における施設の基本的なあり方の調査分析ということが行われております。平成元年度以降は、これらの結果を踏まえまして、中小企業事業団において、さらに運営方法、資金収支等具体的な問題点を整理、調査分析するということになつておりますので、当省としても、事業団の調査分析状況を十分にフォローアップしまして、適切な指導を行つてまいり考えてございます。

○森本委員 次に、投資育成会社の方に入りま
す。

会いさしていただきました。ちょうど二十五周年を迎えて、よく頑張ってこられたなというふうにも私は実感をいたしましたし、中小企業経営者にとつては何といつても金、人、それから技術者が、今一番欲しいところでございますが、こういった投資会社が積極的に事業を拡大していくのということ、今回はまた殊に新規事業への挑戦をされるということでありますけれども、私も非常に歓迎しております。私の地元の方の知り合いの会社も、中小企業の方でありますけれども、投資育成会社のことについては非常に感謝しながら、経営にゆとりを持ちながら頑張っておられるというところでございます。投資育成会社、いろいろと投資という事業もされておられますし、それと同時に、いろいろなコンサルタント業もやっておられます。先般、経営権との関係はどうかというふうにお伺いいたしましたら、自主性を尊重して

いきますというふうに、決して中小企業の経営権を侵すようなことはいたしませんというふうに、すばらしいお答えをいただいたわけでございますが、経営者が非常に不安に思つてゐるのは、投資育成会社から投資をいだくと、その分どこかから、あつちこつちから口出しされる、場合によつては育成会社からの派遣があるのでないだらうか、その辺を心配しておられました。しかし、先般育成会社の皆さんとお会いしたとき、そういうことは絶対やつておりませんということございましたので、どうぞ経営者の自主性を守るといふ点については今後もよろしくお願い申し上げたいと思ひます。

ただ、思ひますことは、この二十五年間なぜ今

○高島（草）政府委員 第一点の、設立段階での出
まで設立の段階で出資を行わなかったのか。非
常にリスクが伴うからであろうと思います。それ
を今般そういう形に持つていろいろとされたのは、
どういうところにあるのか。また、個々に質問さ
せていただこうと思ったのですが、ちょっと時間は
がなくなつてしまいましてので、これを今回実施
されるについてニーズがあるのかどうか、また初
年度にどのくらいの投資を考えておられるか、あ
わせて簡単に御答弁願いたいと思います。

資を行わなかつたのはリスクが大き過ぎるからではないかという御指摘は、全くそのとおりでございまして、それがために、これまで投資育成会社の事業をいたしまして、設立段階の企業に対する

投資について非常に慎重な姿勢をとってきたわけだと思います。しかしながら、現在では、この投資資金成会社は会社設立以降四半世紀にわたり約千七百社、先ほど先生御出席いただきました二十五周年の会合にたくさん来ておられましたけれども、この千七百社に対する投資実績を持つに至りました。したがいまして、投資に関する審査の経験を豊富に備えるに至りまして、審査能力の向上のための一層の努力によりまして、こういった設立段階の企業について的確な審査を行うことは十分可能であるというぐあいに考えるに至りました。

六〇

さらに、投資育成会社におきましては、近年、投資先の上場等によりまして、内部留保が東京、名古屋、大阪三社合計で約二百五十億円に達するなど、財政基盤が非常に強化されてまいりまして、先ほど来お話をございましたリスクの多い設立段階の企業に対する出資に關しましても十分たえられるだけの強い体質になったということをございまして、今般こういう新しい分野に投資育成会社の進出を考えた次第でございます。

それから、二つ目の申請者でござる二、三

ズはあるのか、あるいは初年度にどの程度の投資を考えているかという御指摘でございます。現在でも投資育成会社に対しまして会社をつくる前から出資に關する要望とか相談が非常にたくさん寄

せられてきております。最近の投資育成会社に寄せられた要望、相談というのは、既存企業が新規事業の開拓あるいは新規地域への進出、サービス経済化に対応するために新会社を設立しようとするケース、さらには個人が共同あるいは単独で創

業を行おうとするケースで構成されておりまして、いずれのケースも、創業時において担保力が不足しておりますと、採算見通しが容易でない等の事情から、資金調達が困難であるという共通

の問題を抱えておるわけでございます。したがいまして、投資育成会社の新規事業による支援が極めて有効であろうと我々は考へておる次第でござります。

○森本委員　投資育成会社が中小企業のためにさ
初年度の投資見込みでございますが、合計で十
億円程度、件数にいたしまして百件を現在のとこ
ろ目標といたしております。

さらにまたどんどん頑張つていただくように、社内での人材養成も大いに図つていただきたいとお願ひをすることころでございます。頑張つてくださいと申し上げておきます。

思います。ところが、昨年来、中小企業庁として

れ事業者の創意工夫が生かされるようになります。これからもやってもらいたいと思います。

そこで、最後の質問であります、平成元年度に予定されているのは、今回の改正以外でも、高度化事業の拡大強化があるというふうに伺つて

おりまます。今後も中小企業のニーズに対応していく上にも、こういった幅広い高度化融資事業が必要かと思います。その点についてお伺いさせていただきますて、私の質問を終えます。

に、確かに経済環境の大きな変化の中で、高度化事業につきましても、その時代に適合したものにしていかなければならないと考えており、今回の法改正はその一部分をなしていると存じますけれど

ども、御指摘のように、あわせまして平成元年度予算におきまして、例えば地域中小企業全体を活性化するため、地方公共団体等が出資または出捐いたします法人が基金を設けまして、その運用

益を活用しながら、地域の中小企業の研究開発、商品開発、販路開拓などのようないわゆるソフト的な事業を継続的、安定的に行なうようなことを考えている例が幾つも出てまいります。

したがいまして、それに対しまして事業団から無利子資金を融資する制度を創設する、あるいはそのほかの事業といだましては、情報化の共同事業につきましての制度を設ける、あるいは知識集約化の共同事業についても運用を拡大する等々のこととを進めてまいりたいと考えております。今後も、各地域の実情、ニーズを十分酌み取りま

して、御指摘になりましたように、二十一世紀を目指しました構造調整のための基本的な施策として、それにふさわしい内容を高度化事業に付与してまいりたいと考えている次第でございます。

○与謝野委員長 青山丘君。

限られた時間ですので、どうぞひとつ簡潔に誠意ある答弁をお願いいたします。

まず冒頭、中小企業白書から数点だけ質問させていただきます。

創業者精神、起業家精神は、社会の活力を維持する上で不可欠のものであります。アメリカが商業や犯罪の増大に苦しめられながらなお生きぬき活力を持ち続いているのは、アメリカ社会の根底にみなぎっているフロンティア精神あるいは起業家精神といった一本立ちの気風があるのでないかと思われます。すなわち、安定をした堅実な生活を志向していくというような、そういう発想ではなくて、いわば一種の冒險精神、こういうものが強くあるのではないかと思われます。

ところで、中小企業の創業、開業は、そうした精神の一つのあらわれであろうと思いつますので、その創業、開業の活発度はその社会の活力の度合いを示すものではないかと思います。日米の創業、開業の度合いはどのようになっているのか、また、その割合に対してもどのような所見をお持ちか、冒頭お尋ねしておきたいと思います。

○三上政府委員 お答え申し上げます。

最近出されました米国の中小企業白書によりまして、米国的新規企業開設数の推移を見てまいりますと、一九八七年に対前年比で七・六%と一時的な減少はござります。これは、それまで増加傾向で推移していたわけでございますが、ここで一転減少に転じておりますが、サービス業を中心につきましては、同白書によれば、技術革新、需要の変化への機動的な対応という面で大変大きな役割を果たしている、こういう評価がなされております。

一方、我が国の中小企業の開業の状況でござい

ますが、最近の国会に御報告を申し上げました中企業白書の分析によりますと、昭和五十年代の前半は大変高い比率を示しておりましたが、五十年を契機にいたしまして開業率が低下をいたしております。ただいま先生御指摘のとおりに、

多くの中小企業が活発に開業される、これがまさ

ておりまして、たゞいま先生御指摘のとおりに、

八年を契機にいたしまして開業率が低下をいたし

ておふうに私ども見ておりまして、この開業率の高位安定あるいは向上というのが、今後の社会

経済を活発化するに当たりまして最大の問題であるというふうに認識をいたしております。

○青山委員 時間がありませんので、もう一点関連してお尋ねするつもりでしたが、先へ進みま

す。やはり中小企業白書から、人手不足問題についてお尋ねします。

中小企業は、現在、構造転換の大きなかねりの中にあります。アジアNIESの追い上げを受けておりますし、経済のソフト化やハイテク化に対する対応、社会の高齢化など、厳しい経済環境変化への対応を迫られています。こうした状況下で、中小企業白書でも指摘されていますように、現在、中小企業において人手不足が深刻になってきております。これに伴つて外国人労働者の問題が出てきておる。

考えてみますと、二年前にあの円高不況で完全失業率が三%を超えた、そのことによって日本も歐米並みの高失業時代に入っていくのかと憂慮されたこともあります。それに比べれば、ある意味では、「一面ではいい状況、しかし中小企業においては人手不足」という新たな問題を提起してきたことがあります。それがこのような状況になさしめたものか、何が原因であるのか、どういう状況があつたと考へておられるのか。これは労働省だな、まずお答えいただきたい。

○伊藤説明員 先生御指摘のように、最近雇用需

要が非常に旺盛でございまして、中小企業を中心としたしまして、人手不足感といいますか、なかなか人が採りにくいという感じが広まつております。

○横田政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、日本のグローバリゼーションといいますか、国際化が大きく進展していく中で日本の産業構造もどんどん変わっていく。その中

す。

お尋ねのそいつた状況、何が原因で出てきているかという点、業種とか職種によりまして、その背景、さまざま事情がござりますけれども、大きく申し上げまして、一つは産業構造とか技術内容が変わってきている。それに見合う専門的な技術者等の養成が追いついていないといいますか、週休二日制等がまだとられていないとか、あるいは職場環境等がやや未整備だととか、職業に対する社会的な評価とか、そういうものを総合的に見まして、特に若い人からなかなか魅力を感じてもらえない。そういう雇用機会としての魅力に乏しいものを抱えていたために、なかなか人材確保が困難であるといった一面。そういうた、さまざまな事情がございまして、それに加えまして、最近私ども、例えば職業安定所の窓口等で見ましても、求職者の高齢化というものが進んでおるわけですが、これがございましたが、我が国の企業は依然若年者志向が非常に根強いものがございまして、いろいろ年齢の条件等を緩和するように指導しているところです。そこでございますが、そういうことがございまして、なかなか求人者と求職者の結合がうまくいかない。そういういろいろな事情が重なりまして、現在人がなかなか採りにくく、こういった状況が生まれているかと思っております。

○青山委員 さまざまな原因があると思いますが、次は通産省と労働省に、この人手不足問題でもう一点お尋ねしたいと思います。

人手不足、人手不足と言られておりますが、例

えば高齢者の有効求人倍率を見てまいりますと、

五十五歳から五十九歳までが〇・一八倍、六十歳

から六十四歳が〇・一〇倍、日本においては、高

齢者に職につく意欲や能力がありながら、なお職

につけないという状況が一つはあります。日本は

高齢化社会を迎えて、高齢者の雇用を積極的に行

つていかなければならぬという一つの課題があ

ります。

また、同時に、日本の中での労働力不足が極端なのは、東京とその周辺にすぎないと言わせております。北海道や九州といった不況地帯では失業者が滞留している。東京一極集中の是正は我が国の

克服すべき重要な課題にもなつておる。これ

が第二点。

また、最近三キと呼ばれる仕事、つまり、きつ

い仕事、汚い仕事、危険な仕事、これには若い労働力が集まらないと言われております。日本の若者が怠け者になつたからだろうかということでありますが、決してそうではない。日本の産業が高度化をして、知識集約型経済へトレンードが向いており、そうした流れを日本の若者が敏感に感じております。

我が国の国際的な責任ではないかと思ひます。

労働

集約型産業をアジア諸国に譲り渡して、アジア諸

国との経済発展に貢献をしていく、これが一。

次、国内産業を高度化し、高付加価値化する。これは

我が国の国際的な責任ではないかと思ひます。

こういうふうに見てまいりますと、現在の人手不足を克服するために外国人労働者を導入しようという論議は、日本の課すべき課題、日本の果たすべき役割、責任、こういうことに矛盾をしてくるのではないかという一面を感じます。すなわち、高齢化社会に備えて高齢者の雇用を促進していく、産業の地方分散、地方経済の活性化を図っていく、東京一極集中を是正していく、国内産業を高度化して、同時にアジアの経済発展に貢献していく、こういう観点で見てまいりますと、政策を推進するわけですが、現在の人手不足というものは、一休書になるどころかむしろ役に立つていいのではないか、こういう一面を感じますのであります。しかし、現在の労働不足、労働者問題、これらについての基本認識を通産省及び労働省にお尋ねしたいと思います。

で人手不足問題が、先ほど労働省の方からも話がございましたように、いろいろな側面から来ておるわけでございますけれども、その不足を単純に外国人労働者等々で補っていくという考え方は、先生も御指摘のとおり、アジアへ日本がなかなかやっていけない産業を移転していくといった協力的な観点から見ましても、また、日本の産業を技術あるいは産業構造面でも真に競争力のある形で、活性化のある形で発展させていくといった観点からも、るべきではない、こう思うわけでございます。

ただ、御指摘のとおり、そうは申しましても、世界とともに歩む日本と申しますか、そういうたる観点も一つには外国人労働者問題の中に議論があるうかと思いますし、また、長期的な、恒常的な人手不足等々の予感の中での、中小企業を初めとする産業界の一部で大変関心も高まっておる。他方、不法就労者が大変ふえておる、こういう実態もあるわけでございます。現在国会には出入国管理制度及び難民認定法の改正案が出されておると承知いたしておりますが、まずは何よりもこれが国会で法として成立させていただければ、その歴正な運用を踏まえながら、さらに実態を見て検討していく、私どもいたしましたは、中長期の観点から本問題に対する望ましい対応のあり方、コンセンサスの検討がなされるべきだと思っておりまます。その際には、受け入れに伴います諸問題、影響等々について十分な検討がまず大切か、こう考えております。

○伊藤謹明員 労働省といたしましても、外国人労働者の受け入れの問題、ただいまのお話のあたとおり、基本的な認識は全く同じでございますが、人手不足の問題、確かに広がりつつありますけれども、先生御指摘のように、別の面では、高年齢者は一たん離職しますと再就職が極めて厳しい状況とか、地域ごとに見ました場合に、有効求人倍率にしましてもまだかなりの格差が地域で目立ちます。そういった状況を考えていきますと、やはり外国人労働者の問題に、すぐそこへ結

びつけるよりも、私ども、こういう職場の雇用機会にいろいろ魅力をつけるための事業者の方々の工夫を促したり、あるいはそういうことを通じて促進を図っていくための取り組み、方針をこの機会にひとつ明らかにしていただきたいと思います。若い人たちに魅力を感じてもらえるような職場にしていく、あるいは高年齢者を活用する方法、いろいろ雇用管理の工夫の中で導入していくであります。

ただ、御指摘のとおり、そうは申しましても、年齢者の活用といつたものの改善をおこらすことになる可能性が非常に大きいのではないかということを懸念しているところでございます。

したがいまして、外国人労働者につきましては、専門的な技術、知識を持つ人たちあるいは外国人ならではの感性とか能力を生かして働く人たちにつきましては、積極的に受け入れて国際化を図っていきたいと思っておりますが、いわゆる単純労働者の受け入れにつきましては慎重に対応していくべきだ、こういった考え方でおるとこでございます。

○青山委員 この問題は極めて重要な問題ですかね、私も実は党内で十分検討していくたいと思いますし、これから政策の立案や実施についていろいろと皆さん方と協議をしていきたいと思っております。特に、そういう意味では、我々が望む方向と、現実に我々はこうなっていくであろうということも考慮に入れながら、幅広い思考の中できちんとしたルールづくりをしていかないと、国際的には、受け入れに伴います諸問題、影響等々について十分な検討がまず大切か、こう考えております。

○伊藤謹明員 労働省といたしましても、外国人労働者の受け入れの問題、ただいまのお話のあたとおり、基本的な認識は全く同じでございますが、人手不足の問題、確かに広がりつつありますけれども、先生御指摘のように、別の面では、高年齢者は一たん離職しますと再就職が極めて厳しい状況とか、地域ごとに見ました場合に、有効求人倍率にしましてもまだかなりの格差が地域で目立ちます。そういった状況を考えていきますと、やはり外国人労働者の問題に、すぐそこへ結

びつけるよりも、私ども、こういう職場の雇用機会にいろいろ魅力をつけるための事業者の方々の工夫を促したり、あるいはそういうことを通じて促進を図っていくための取り組み、方針をこの機会にひとつ明らかにしていただきたいと思います。若い人たちに魅力を感じてもらえるような職場にしていく、あるいは高年齢者を活用する方法、いろいろ雇用管理の工夫の中で導入していくであります。

ただ、御指摘のとおり、そうは申しましても、年齢者の活用といつたものの改善をおこらすことになる可能性が非常に大きいのではないかということを懸念しているところでございます。

私どもとしては、かねてから推進してまいっております長期加入促進計画に従いまして、鋭意加入の拡大を図つてまいりますけれども、特に最近の五カ年間にわたります第五次長期加入促進計画においては、都市部における加入促進の強化を図る、あるいは有望な業種の発掘、さらには制度の普及のおくれておる業種、例えば卸、小売とかサービス業に対する加入促進の強化を図る、さらにはまた業務の円滑な処理を図るために業務委託団体あるいは金融機関との連携を強化してまいりたいと考えております。

○青山委員 貸し付けの手続が煩雑であつたりとすることは、中小企業にとっては着手なんですね。また、金利もそんなに安くはない。あるいは、今度は教養施設の設置等を進めていかれると、いよいよなことで新たな加入の促進のために取り組まれる。内部の事情で苦しんでいかれるところはよく存じ上げてはいるのですけれども、ぜひひとつこの共済制度に小規模企業者の幅広い理解を得られるような取り組みをもつと進めていただきたい。余りたくさん進めていくと、手数料をたくさん払わねばならぬから運営に苦しむという側面もあるかもしませんが、小規模企業のためだと思つてひとつ取り組んでいただきたい。

さて、小規模企業共済法の改正について、私の方からちょっとお尋ねします。

我が国の大規模企業者は、推計で約五百六万くさん払わねばならぬから運営に苦しむという側面もあるかもしませんが、小規模企業のためだと思つてひとつ取り組んでいただきたい。

○青山委員 今申されましたように資金調達が困難である、中小企業者にとっては、ここは最初から終わりまで苦しんでいく問題であります。た

いてお尋ねします。

最近の新規設立企業の動向を見てまいりますと、設立件数は、先ほども御答弁いただきましたが、日本は今、年間十万件前後、十年前の水準とほぼ同程度である。余り変わつておらない。しか

し、アメリカの場合を見てまいりますと、人口は我々の倍の国ですけれども、年間六十万から七十万くらい、十年前の水準に比較すると約二倍、このよう状況であります。日本はいささか停滞した形で推移してきているのではないかと思われます。

○松尾政府委員 御指摘のように、小規模企業共済制度につきましては、鋭意加入の促進を図つてまいております。私どもの最近手元にござります六十三年度末現在の数字ですと百二十万人でございまして、対象となる小規模事業者に対しまして約二四%が加入したということになるわけでございます。

私どもとしては、かねてから推進してまいっております長期加入促進計画に従いまして、鋭意加入の拡大を図つてまいりますけれども、特に最近の五カ年間にわたります第五次長期加入促進計画においては、都市部における加入促進の強化を図る、あるいは有望な業種の発掘、さらには制度の普及のおくれておる業種、例えば卸、小売とかサービス業に対する加入促進の強化を図る、さらにはまた業務の円滑な処理を図るために業務委託団体あるいは金融機関との連携を強化してまいりたいと考えております。

○青山委員 貸し付けの手續が煩雑であつたりとすることは、中小企業にとっては着手なんですね。また、金利もそんなに安くはない。あるいは、今度は教養施設の設置等を進めていかれると、いよいよなことで新たな加入の促進のために取り組まれる。内部の事情で苦しんでいかれるところはよく存じ上げてはいるのですけれども、ぜひひとつこの共済制度に小規模企業者の幅広い理解を得られるような取り組みをもつと進めていただきたい。余りたくさん進めていくと、手数料をたくさん払わねばならぬから運営に苦しむという側面もあるかもしませんが、小規模企業のためだと思つてひとつ取り組んでいただきたい。

○青山委員 今申されましたように資金調達が困難である、中小企業者にとっては、ここは最初から終わりまで苦しんでいく問題であります。た

だ、中小企業者の資金調達に重要な役割を果たしてきたいわゆる民間のベンチャーキャピタルの状況は一体どうなつておるのか。日米欧ではどのよくな状況だと受けとめておられるのか。いかがで

○高島(章)政府委員 我が国では昨年末時点で約九十社のベンチャーキャピタルがござります。その中の主要四十二社と、これが参加しております。投資事業組合について見ますと、昨年末現在で投資残高が約二千六百十億円、普通社債引き受け及び融資残高は約五千億円に達しております。

我が国のベンチャーキャピタルは、本来事業であります投資事業に加えまして、商業のいわば補完策といいまして短期の融資とか債務保証等を非常に盛んにやっております。また、投資につきましても、株式の早期公開を念頭に置きまして、創業期にある企業ではなく、ある程度成熟いたしました企業を投資先として選ぶといった特色を有

ハイテクの分野への投資の比率が高いということのようでございます。

○青山委員 創業期の融資というのはなかなか難しい、やはりどうしても採算性の見通しが立てからとということにならざるを得ませんので、そこではひとつ中小企業投資育成会社が大いに役割を果たしていただきたいと思います。

それから、中小企業事業団法の一部改正についてであります、高度化助成制度についてどういうように評価をしておられるのか。高度化助成制度が中小企業の体質強化のために果たしてきた役割、またその時代その時代によって経済環境が変わってきておる、中小企業にとってはそうした経済環境の変化に適応していく力が非常に弱い、それを強めていかなければいけない、そういう意味では一定の役割を果たしてきている。しかし、率直に申し上げて、反省点も踏まえて、この高度化助成制度に対する評価をどう受けとめておられるのかが一点。

それから、中小企業の高度化、特に中小企業の
ソフトな経営資源を強化していくために、今回経
営資源の強化を図るために事業に対しても出融資制度
度を設けるということになりましたが、この出融資
制度を運用していく基本的な姿勢を明らかにして
いただきたい。

○高島(章)政府委員 まず第一点でございます
が、高度化事業の評価についてでござります。
が、高度化事業の評価についてでござります。

最初に少し数字を申し上げさせていただきたいと思います。高度化資金の貸付件数は六十二年度末までで約一万七千五百件、貸付金額中の事業団負担分累計は約一兆七千億円、貸付残高は約九千四百億円に上っております。従って、こういう数字からも御理解賜りますように、我が国中小企業の振興に非常に大きな役割を果してきたものと考えます。

しかししながら、御指摘もござりますように、最近中小企業をめぐる経済環境は非常に変化をしてきております。したがいまして、高度化事業に対

ハイテクの分野への投資の比率が高いということのようでございます。

て、これまでの制度だけでは必ずしもこれにこたえられないケースを見られるようになつていてることは事実でございます。御指摘のとおりでござります。特に最近の激しい技術革新とかあるいは情

轉化の進展、さらには消費者ニーズの多様化等々の環境変化の中で、各地域で活躍しています中小企業というものは、いろいろな創意工夫を生かして、きめ細かな対応をする必要に迫られているわけですが、その際に重要なのは、従来の建物といったハードだけではなくて、むしろ研究開発とか商品開発とか、さらには販路開拓といつ

た、能力を必要とするソフトな総合資源でござります。また、商店街におきましても、いろいろなたくさんのお客様を集めるような消費者ニーズにこだえる場、豊かな町をつくっていく必要に迫られています。そこで、こうして立つようないろいろ

第三回 賈雨村夤緣到京師

○松尾政府委員 地方自治体あるいは地域の経済界が自動的に地域の経済の活性化を図る觀点から大変意欲的な計画を幾つも出してきておられますけれども、今度私どもが中小企業事業団の出資によりこれを助成しようとする趣旨は、御覧のように地域の特性を生かすと同時に、地域みずからの創意工夫をぜひ私どもとして支援したいという気持から出て、いろいろございまして、第三セ

クターに出資するからと申しまして、地方自治体のあるいは地域経済のみずからの創意工夫あるいは自主性を制約するようなつもりはいささかもなく、むしろそのような創意、自主性を大いに推進するためのお手伝いをするように心がけて運用してまいりたいと思っております。

○青山委員 ありがとうございました。

○与謝野委員長 萩原ひろ子君、
○萩原(ひ)委員 政府は、景気は順調に回復している、中小企業も同様だというふうにおっしゃつておられますけれども、一九八五年九月のプラザ合

になつて來ります。今回の中小企業事業團法の一部改正法案は、このような地域の動きを積極

になつて來ております。今回の中小企業事業團法の一部改正案は、このような地域の動きを積極的に支援いたしまして、地域中小企業の発展と地域経済の成長を図るということを目的とするものであります。よろしくお願いします。

でござります。したがいまして、おおきに、御指摘いただきましたように、いろいろな実態や特質を踏まえました非常に柔軟で弾力的な運用を図ることができる初めて政策目的は達成されるものと考えております。新制度の実施に当たりましては、今後こういう点に十分に配慮いたしまして、中小企業構造の高度化に眞に資するものにしてまいりたいと思います。

○青山委員 最後に一点。

　今回この中小企業事業團が第三セクターへ出資することになります。第三セクターへ出資することによって、中小企業事業團の経営参加によつて第三セクターのみずから創意工夫や自主性、そういうものが阻害されるのではないかという声も実はあります。出資に当たつての基本的な考え方

第三回 賈雨村夤緣到京師

○松尾政府委員 地方自治体あるいは地域の経済界が自動的に地域の経済の活性化を図る觀点から大変意欲的な計画を幾つも出してきておられますけれども、今度私どもが中小企業事業団の出資によりこれを助成しようとする趣旨は、御覧のように地域の特性を生かすと同時に、地域みずからの創意工夫をぜひ私どもとして支援したいという気持から出て、いろいろございまして、第三セ

クターに出資するからと申しまして、地方自治体のあるいは地域経済のみずからの創意工夫あるいは自主性を制約するようなつもりはいささかもなく、むしろそのような創意、自主性を大いに推進するためのお手伝いをするように心がけて運用してまいりたいと思っております。

○青山委員 ありがとうございました。

○与謝野委員長 萩原ひろ子君、
○萩原(ひ)委員 政府は、景気は順調に回復している、中小企業も同様だというふうにおっしゃつておられますけれども、一九八五年九月のプラザ合

第一類第九号

商工委員会議録第七号 平成元年六月十四日

意から昨年の十二月までの中小企業産地における転業、休業、廃業は、倒産件数の実に二〇・九倍、中小企業の経営が大変厳しい状態にあるといふことが示されております。その上、四月から消費税の導入ということで、今中小企業は本当に大変です。

そこで、中小企業事業公法の改正案について質問をするわけですが、今度の改正というのは、地域経済の活性化を図るという目的で、中小企業の高度化を支援しようという地元産業界や自治体がつくる第三セクターに対して、出資及び融資を行えるようにしよう、こういうものであるわけです。しかし、今回第三セクターでやろうとしている施設の建設などは、先ほどから答弁していらっしゃいますように国がお手伝いしようというのではなくて、本来中小企業振興のために国や自治体がやるべきことではないだろうか、こういふうに思うのです。それを地域の中小企業者に肩がわりさせるものではないかといふふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○高島寧・政府委員 現行の中小企業事業団法におきましては、事業協同組合等を主体とする各種の共同化、集団化事業等を、中小企業構造の高度化に寄与する事業として中小企業事業団による助成の対象としているわけでござりますが、先ほど申し上げますように、現在のように経済環境が複雑化いたしましてかつ変化が非常に加速化している状況のもとでは、従来のような事業協同組合等を中心とする事業の共同化等のみでは、これに十分対応できない事態がたくさん生じてきているわけでございます。このため、事業の共同化等のための施設整備やニーズの把握、共同事業の円滑な継続のための調整等の支援を行なう、地域との適切な主体に対する助成を通じまして、事業の共同化等を効果的に進め得るようになりますことが必要である、うかと思われます。

このよくな意旨にかんがみまして、平成元年度に創設を予定している事業の実施主体としては、

従来の組合等の組織にかわって、各地域で地方公共団体及び民間の出資、出捐する第三セクターを予定しているものでございまして、これによつて最も効率的に中小企業構造の高度化が図れるものと考えておる次第でござります。中小企業事業團としては、今後とも、地方公共団体と密接な協力のもとに、第三セクターの事業が円滑に遂行されますように強力な支援を行つていく所存でござります。

○藤原(ひ)委員 続いて高度化融資の実績をお聞きする予定にしておりましたか、時間がありませんので、これは省略したいと思います。

いただきました資料によりますと、商店街の近代化事業や小売商業店舗共同化事業、これを支援する金利二・七%の一級高度化事業、これを減少をいたしております。また、無利子の特定高度化事業も、設備共同廃棄事業を除けば減少をしているわけです。中小企業者にとりましてこんなに有利な融資制度でありながら、このように貸付件数が減つておるというのは、設備の近代化をしたくてもそれどころではないというのが実態ではないでしょうか。第三セクターに参加をして施設を利用したり研究や開発などを行えるのは、ある程度余裕のある中小企業者でなければ難しいのではないかというふうに思うわけです。今でさえ中小企業者が高度化事業に取り組むのも大変になつてゐるというところなのに、これではごく一部しか参加できないということになるのではないでしょか。

さらに申し上げるならば、東京を中心とした狂乱地価、この地価は今や全国に広がつております。大変な問題になつてゐるところです。私は京都にお話を聞いたのですが、地価が上がつてゐる京都では、第三セクターがコミュニティホールなどをつくらうと思つてもとてもできない、こういふにおつしやつておるわけです。まさにそのとおりだと思うのですが、こういう点についても、どう考えていらつしやるのか、お尋ねしたいと思います。

○松尾政府委員 御指摘になりましたように、最近の高度化融資が、必ずしも拡大しているといふわけではなく、低迷きみであることはそのとおりでございます。しかし、これにはいろいろな事情があるうかと思います。御指摘の地価の高騰もその一つかとは思いますし、また、最近まで続いた急激な円高に伴います中小企業の景気停滞、こういったこともあったかと思ひますけれども、忘れてならない大事なことといったしまして、高度化融資制度と最近の経済情勢の変化との関係について、必ずしも適合しない面が高度化融資制度の中にはあるのではないかというふうにも考へるわけでございまして、この点が私ども今般法改正をお願いいたしたゆえんでもあるわけでございます。つまり、最近の経済環境については改めて申し上げるまでもないことですがれども、消費者ニーズの多様化、個性化を初めとしていろいろなことが起こっております。そういう環境変化の中で中小企業が対応していくためには、いわゆるソフトな経営資源の強化を図ることが必要なわけでございます。そのようなソフトな経営資源を中小企業一人一人がみずから充実してまいりたいことは必ずしも容易なことではございません。したがいまして、そのような経営資源を強化するためには、新たな出資制度あるいは支援主体に対する融資制度を設けることにいたしたいと考えた次第でございます。したがいまして、困難な状態に置かれた中小企業者が、その体力のいかんにかかわらず経営力の強化を図れるよう支援するという趣旨が私どもの法改正のねらいでございまして、むしろ懸念の点にも配慮した結果の施策ではないかと思うわけでございます。

業者にとりましてはこの問題の解決のための一つの方法にもちり得るものと考えている次第でございます。さらにまた、商店街の振興の問題点につきましては、今般発表いたしました九〇年代の流通ビジョンにおきましても、いろいろな形でいろいろな制約要因を乗り越えて新しい町づくり、暮らしの広場づくりを進めるよう考えておるところです。

○藤原(ひ)委員 できるだけ多くの中小企業者が参加できるように、また第三セクターが整備した施設など、多くの中小企業者、住民が利用できるよう法律を適用し指導していただきたいと強く要望させていただきます。

次に、小規模企業共済制度の改正案について尋ねをしたいと思います。

掛金限度額の引き上げ、共済金の分割支給制度の導入というのは中小企業者の要求でありますて、今回の改正は、その皆さんの要求が反映されたものと言えます。また、限度額の引き上げに伴う掛け金の全額所得控除の拡大、分割支給金に対する公的年金控除の新設が行われていて、中小企業者によりましては有利な内容となっているというふうに思われます。しかし、この小規模企業共済制度の加入者を見てみると、昨年十二月末で全国では百十七万六千八百八十七人です。対象となる小規模事業者の二割強という方しか加入をしておられないわけです。また、私の地元の京都を初め、お隣りの大坂など大都市部は、加入率が全国平均に比べて一層低くなっているという状況があります。

私は、この質問をするに当たりまして、何人かの中小企業者の方々に小規模企業共済制度についてお尋ねをしてみたんですが、そんな制度があるということは知らないという方が多いのに大変驚いたわけです。そこで、京都府へ参りましたお話を聞きますと、特定の都市において期間を定めて集中的に加入促進をするというピックアップ運動、こういうのを一九八六年度に京都で取り組みましたところ、当番が当たったわけですね、一年

間で二千七百七八人、いつもの年よりも千人近くも上回る人が加入をした、こういうことです。ね。こうしますと、やはりP-Rの差だというふうに私は思うわけです。中小企業経営者の皆さんにとって大変有利な制度なのですから、多くの方々が利用できるようでもっとP-Rを強化すべきだと

制度に加入してみたいと思っておりたいと思います。

広く中小企業者の皆さん方が利
いただけるよう、今後とも努力
をお願いをしたいと思いま
ります。

○関野政府委員 昨年十一月に、私ども、中小企業政策審議会共済制度小委員会でこの問題を御議論いたしました。先生御指摘のようには、その際には、その導入の可能性について検討を続けてきたが、制度運用、共済数理の観点等から依然として問題点が多数残されているので、今後さらに時

中小企業の問題に関連をしてさらに質問をした
いと思うのですが、私は、この中小三法を審議す
るに当たりまして、いろいろな方にお話を聞いた
わけです。その一つに、京都市の染織試験場とい
うのがござりますね、そこへ参りました。これは
一九八七年度の実績だそうですが、例えば伝統的

[View Details](#)

○関野政府委員 小規模企業共済制度の加入促進につきましては、長期加入促進計画を定期的に策定しまして、さらに年度ごとの加入促進計画も定期的に策定して、普及浸透を図っているところでございまして、六十二年度から平成三年度までの第五次長期加入促進計画、これにつきましては加入目標

私どもは、この間、やむにやまれず休業に迫り込まれた中小企業者あるいは小規模事業者の皆さんの休業補償制度、この実現を繰り返し要求をしてまいりました。ところが、中政審の共済制度小委員会報告、これを見せていただきすると、「休業時の所得補償については、「今後さらに時間をかけた検討が必要」、こういうことで、今回の改

間をかけた検討が必要であるという御報告をいた
だいているところでございます。

この導入の可能性ということになりますと、業
種、年齢、地域別の複雑な数理設計が必要となる
ということが第一点。それから、休業をこの制度
に導入いたしますと、休業の認定ということにつ
いてかなり難しい問題が生ずるのではないかとい
うことで、制度の運用あるいは数理的観点から
見て、運営の重負があることは大きな問題でござ
ります。

工芸品産業の技術後継者育成事業では五種類の研修や講習があり、合計千百二十二人が受講をしているとか、染織業関係者に対しても、分析試験をやつたり、あるいは鑑定などを含めまして七千五十九件もの相談に乗っているということでした。大変よくやつておられるというふうに思うのですね。そして多くの方から利用されているというふうに思ひうつけです。したがつて、地域中小企業者

の特に大都市部における加入促進の強化を図ると
いうことを一つの大きなテーマにして進めている
ところでございます。
特に、大都市における加入促進運動につきまし
ては、七十五万件ということに置まして、先生御指摘

正業では進入が見送られたわけですね。私は大変残念に思つております。

うこと等の制度の適用あるいはうちも整理の範囲をこら依然として問題が多数残されているのではない
かというふうに私ども考へておる次第でございま
す。したがいまして、休業時の所得補償制度をこ
の小規模企業共済制度に導入するということにつ
きましては、今後さうぞ専門家の方に検討が必要

の皆さんから大変頼りにされているのが染織試験場だというふうに思うのですね。ところが、昨年度の国からの補助というのは、中小企業技術者研修補助金として二百七十六千円、また、技術開発研究費補助も七百八万三千円しか出ておりませ

では、今先生お詫びがありました、特定の都道府県の県庁所在地あるいは一定の人口を有する商工会議所地区から幾つかの都市を選びまして、集中的に加入促進運動を実施している、これがいわゆるピックアップ運動でございます。これは六十三年度におきまして全国で二十四の大きな商工会議所を選んで実施しております。こういうとのほか、政令指定都市におきましては、毎年一つか二つの政令指定都市を選びまして、広報誌でありますととかラジオのコマーシャルを使うとかいうこと

をされていて、自分たちは何の責任もないのに突然政府の手によって、あの八五年九月の「プラセ」合意で全国の皆さん方が直下型地農だと悲鳴を上げられた円高がつくり出されたわけです。そして、たくさんの皆さん方が休業に追い込まれたわけです。こういう異常な事態に追い込まれた中小企業者の皆さんに、緊急措置として所得補償制度を設けるというのは、私は國がやらなくてはならない。当然の責務、責任だと思うわけです。この例のよう、政府の政策選択によつて経営

きおこしては、今後さらには時間がないことを言ふ必要がある
であるといふに考えております。
ただ、一時的に病気とか災害によりまして資金
が必要だというニーズが存在するわけでございま
すから、こういうケースにつきましては、具体的
には今私どもの傷病災害時貸付制度という制度が、
ございまますので、その貸付金利の引き下げであり
ますとかあるいは貸し付け手続の簡素化を図ると
いうようなことを早急に実施いたしまして、とり
あえず当面これらの方々に対する対応をしてまいりたい
所であります。

そこで、昨年度の中小企業庁の技術力向上対策予算というのも私は調べてみたのですが、びっくりしたのです。何と中小企業技術者研修の事業費補助金というのは一億三千三百万円、また、技術開発研究費補助金も四億六百万円しかないのですね。全国の中小企業に対する技術力の向上予算といふのは全体でも六十億一千五百万円にしかなっていないわけです。これでは各都道府県や市に対しまして、ほんのちょっとばかりしか補助金が手なかんな ん。

で特別加入促進運動を実施しているわけでございまして、六十三年度につきましては、先ほどのお話を大阪市をその対象に選定しております。このようないろいろ加入促進のための事業をやつておりますと、六十二年度につきましては目標が十三万件に対しても約十七万件、六十三年度につきましても目標が十四万件に対して約十八万件の加入を得るというふうに、私どもは最近かなり努力をして、できるだけ多くの小規模企業者が本

が重大な影響を受けた場合であるとかあるいは災害に遭ったとか、事業者が長期療養をしている場合とか、このような特別な場合に給付を限定すれば、そして都道府県の協力も得るというふうに思ふ。されば、国が必要な措置を講じて小規模企業共済制度の一環として休業補償制度は十分できるとうふうに思うわけです。これは中小企業の皆さんの切実な願いでもあるわけです。休業補償制度を一日も早く実現するために、もつと本腰を入れた検討を進めていただきたい、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○藤原ひび委員 一時的災害や傷病などに対しても積極的にやりたいということはもちろん進めていただきながら、いつまでも認定は難しいとか問題が多數残されているとか、そういうことで終わらないにしないで、今置かれている中小企業、零細企業の皆さん立場、必死になつて生き、地域経済も大きく支えている、ここがつぶれたら日本経済が困るわけですから、本当に真剣に検討をしていただきたいというふうに強く要望をしたいと思います。

い。一生懸命やっているのに、このような補助金しか行かないというのは、大もとが足らないわけですね。したがって、スズメの涙となるのは当たり前のことだ、こう思うわけです。

中小企業の分野でも技術力向上対策は切実な要求となつております。ですから、もつとこういうところに對して予算を大幅にふやして、施策を充実させるよう努めをすべきだというふうに思ふのですが、いかがでしょうか。

○村田(憲)政府委員 技術開発関係の中小企業予

算を充実させるべきだという御指摘でございますけれども、私ども中小企業庁といったましても、技術革新の進展でござりますとかあるいは国民ニーズの多様化、高度化といったそういう経済環境の変化の中で、中小企業が持っております機動性、創造性を生かして対応していくためには、技術力を向上させ、新しい製品や高度な技術に基づく製品を開発したり、あるいはそれに基づいた新しい分野に進出したりするということが重要であるというように認識しておりますところでございます。

のような補助金あるいは補助事業といったものを初めていたしまして、いろいろの技術指導、技術開発関係の施策の充実に力を入れてきたところでございまして、先生も御案内と思いますけれども、昭和五十五年度から平成元年度にかけまして、技術力向上対策予算は、一般会計分をとつて二倍ぐらいいろいろな中小企業者の方のニーズ、それから都道府県等の関係各方面の方々の御希望といつたものも十分勘案しながら、こういう従来やってまいりました事業が成果が上がるようになってまいりたいというように考へておるところでございます。今後とも、いろいろ中小企業者のニーズ等を踏まえながら、新しいニーズに応じた内容の技術開発関係予算なども獲得すべく頑張ってまいりたいと思っておるところでございます。

○藤原ひ(委員) では次に、大店法の規制緩和の問題について質問をいたします。

産構審と中政審は九日、合同で会議を開きました。計画から出店までの期間短縮、地元の同意がなくとも一定期間さえ過ぎれば見切り発車で出店を許可するなど、大店法の骨抜き等を内容とする「九〇年代流通ビジョン」なるものを決定をいたしました。

小売業は七百万人近くが従事しております。そのほとんどが中小の小売業者によって占められてゐるわけです。中小小売業は、国民生活を支えるとともに、地域経済、地域文化の担い手として重要な役割を果たしておられます。ところが、大手のスーパーなどは、大店法の規制緩和を見越し、八八年度には大型店の出店届け出を急増させております。それは大型店出店抑制策をとつた一九八二年度以降で最高の水準というふうな状態に達しております。

十日の日経新聞によりますと、全国のショッピングセンターの総数は六月末時点で千三百七十九店、年内に四十店前後の開店が予定されているにもかかわらず、そのほか千五百店のショッピングセンターの建設に弾みがつくのではないか、こういう報道をいたしております。

私は、これまでにも大型店出店問題について、京都のイズミヤの問題あるいは二条駅周辺開発で大規模な商業施設計画があるという問題など、地域の住民や商店街の皆さんのが心配をしておられる問題をこの委員会で取り上げてまいったわけですが、四月からの消費税導入強行に続いて大店法の規制緩和が強行されれば、中小企業者への重ねての大打撃ということになるだけでなく、地域住民の暮らしにも影響を与えることは明らかです。中小企業者の営業と暮らしを守るためにも、ビジョンを見直して、大店法の規制緩和をやめるべきだ、こういうふうに主張をいたしたいわけでございますが、いかがお考えでどうか。

○高橋(達)政府委員 御指摘のように、いわゆる大店法の問題につきましては、六月九日に御答申をいただきましたいわゆる九〇年代の流通ビジョンの中で一定の提言がなされていくことにつきましてもは維持する必要があるという結論になつております。

ただ、内容といいたしましては、当然ながら、現在の流通構造の特質というものに評価を加えまして、その現実の中で、大店法の法の枠組みといふものは維持する必要があるという結論になつております。

ります。ただ、十五年ぐらいこの大店法制定後たつてはいるわけでございまして、そういう中で、法本来の趣旨から逸脱した運用の実態等があるのでないかということで、これを是正するべきであるという、そういう御答申でございまして、いわゆる適正化という観点からの答申という内容になつてはいるわけでございまして、ただいま委員のお話がございましたように、見切り発車をするとか、そういう内容にはなつていないというふうに私どもは理解をしております。

いずれにいたしましても、当省としまして、この御答申を踏まえまして、大店法の運用の適正化を実施してまいりますけれども、先ほど申し上げましたように、現在の流通構造の特質、これはやはり私どもの政策の中でも十分に頭に置いて進めていかなければいけない問題でございます。でありますから、総合的な流通対策を推進するという観点から、中小小売業の体質強化あるいは商店街の活性化等々、これまでこの委員会でも、また、ただいま御議論がなされているような観点につきましても、あわせて推進してまいる所存でございます。

なお、委員から御指摘のございました出店状況でございますが、確かに最近ちょっと数があふえておりますけれども、これは私どもがいろいろ聞いてみますると、むしろ地元側が来てほしいというような地元側の要請によるものもかなりあるようでございまして、そういう意味では、いわゆる法律の手続に入ります前のこと前説明というものが手間が省ける、そういうことで結果的に多くなつて、いるというような状況かと認識しております。特に大型店の方で出店ラッシュが行われていると、いう認識にはないわけでございます。

なお、新聞の件につきましても言及なさいましがれども、確かに六月十日の新聞の一部報道に「千五百店、建設に弾み」というのがございました。私どもがショッピングセンター協会に確かめましたところ、大体千三百店ぐらいショッピングセンターの計画があるそうでございます。た

だ、これはデータ的には、ショッピングセンター協会が自分で調べるのではなくて、新聞や何かのそういう情報とともに件数を固めたということでおございまして、その中には多分既にもう調整が済んでいるものも入っているということでおざいます。

いずれにしましても、中小企業のことも考えながら十分にやって来ている所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○廃原(ひ)委員 今の御答弁なんですけれども、大型店の営業時間を延長するとか、休日の問題など、いろいろあるわけで、時間がありませんのできょうは申し上げませんが、とにかく中小零細企業者は大変な打撃を受けるのが大型店の出店ですね。事前説明なんかも手間が省けるんだとおっしゃいましたけれども、地域住民の合意がなくとも出発できるというふうな状態は、やはり見切り発車と言わざるを得ないと思います。

いろいろありますから、この論議をしていきますと時間がありませんので、最後に大臣にお尋ねをして終わりたいと思うのですが、アメリカの言いなりに日本の独特の生活慣行や産業構造まで変更して中小零細企業に打撃を与えるというようなことは、私は認められないと思うのですね。中小企業対策の予算は一九八二年をピークにしまして七年連続削減されております。一般会計総額に占める割合も今年度は〇・三二%と史上最低という比率になつております。本日私が取り上げたほんの幾つかの施策を見ましても、中小企業政策がいかに不十分かは明らかだと思うのです。私は、日本経済、地域経済を支えているのは中小企業だと言つても過言ではないと思うのです。

先日、私は、京都の皆さんから厳しい現実の訴えを聞いたのです。一つは写真材料店、現像やプリント、いわゆるDP分野への大企業のすさまじい参入問題です。このために経営難でついには廃業せざるを得ないということです。二つ目は米穀販売業、お米屋さんですね。これも全く同じで、

Digitized by srujanika@gmail.com

大スーパーの進出などで圧迫をされて、もう息子
らに店を継いでくれとはよう言いませんわと、こ
うおっしゃつてはいるわけです。

政府の言う地域経済活性化のためにも、中小企
業対策を、その予算を大幅に増額するとともに、
中小企業つぶしだけではなくて、中小企業を振興
させるというためにもっときめ細かな施策を手厚
く実施すべきだ、こういうふうに思うのですが、
大臣の御決意を伺つて、私の質問を終わりたいと
思います。

○梶山国務大臣 我が国経済社会の基盤であり、
地域経済の発展にも大きな役割を果たしている中
小企業対策に全力を挙げて取り組む所存であります。
○与謝野委員長 これにて各案に対する質疑は終
了いたしました。

のとおり可決すべきものと決しました。
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案の委員会報告書
の作成につきましては、委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○与謝野委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○与謝野委員長 次回は、公報をもってお知らせ
することとし、本日は、これにて散会いたしま
す。

午後五時五十六分散会

○与謝野委員長 これより各案について討論に入
るのでありますが、討論の申し出があまりせんの
で、直ちに採決に入ります。

まず、小規模企業共済法及び中小企業事業団法
の一部を改正する法律案について採決いたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○与謝野委員長 起立総員。よつて、本案は原案
のとおり可決すべきものと決しました。

次に、中小企業事業団法の一部を改正する法律
案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○与謝野委員長 起立総員。よつて、本案は原案
のとおり可決すべきものと決しました。

次に、中小企業事業団法の一部を改正する法律
案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○与謝野委員長 起立総員。よつて、本案は原案
のとおり可決すべきものと決しました。

平成元年六月二十七日印刷

平成元年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D